

『寛永治迹（二）』

島原・天草一揆関係文献調査報告（二）

発刊にあたつて

本市の原城跡が世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産の一つとして登録されて二年が経過しました。原城跡は、近世社会に大きな影響を与えた島原・天草一揆の舞台です。寛永十四年（一六三七）に起った一揆は幕府を震撼させ、その結果、幕府はキリスト教に対する危機意識を増大させ、禁教政策により力を入れていきます。

幕府の政策に影響を与えた歴史的事件である島原・天草一揆に関連する発掘調査や歴史資料調査、研究を進め、市内外問わず原城跡を発信していくことが今後の課題となります。

今回翻刻した「寛永治迹」は、一揆終結の九十年後に熊本藩筆頭家老の「黒木訥軒」によってまとめられた歴史資料であり、熊本藩の記録や他国の記録といった多数の史料から一揆について取り上げた軍記です。全十冊（巻一～巻十五）にわたり、キリスト教の伝来から、一揆の始まり、終結にかけてをまとめています。本書では、一冊目（巻一～巻三）を取り上げました。島原・天草で一揆勢が兵を挙げ、唐津からの加勢、そして交戦されるまでを記し、さらに天草四郎が一揆の総大将となる過程が描かれます。

本市にとって島原・天草一揆や原城跡を研究するための重要な資料の一つと言えます。本書を通じて、様々な視点から一揆を見ていたとき、研究や教育など多方面に活用していただければ幸いです。

最後になりましたが、本書の刊行にご協力いただいた関係者の皆様、全体監修をしていただきました安高啓明氏（熊本大学大学院准教授）に厚く御礼申し上げます。

令和三年二月三十一日

南島原市教育委員会 教育長 永田 良二

例　言

一 本書は、南島原市教育委員会が所蔵する島原・天草一揆関係文書「寛永治迹」全十冊（巻二十五）の内、一冊目（巻一から巻三）を翻刻したものである。

二 南島原市教育委員会では平成二十一年度より「原城跡、日野江城跡、吉利支丹墓碑関係資料収集事業」として資料（古文書・絵図・研究書など）の収集・保管・活用を行つており、今回報告した史料は平成二十八年度に収集したものである。

三 本報告書に係る資料整理・解説及び執筆・編集は、中山和子（教育委員会文化財課　学芸員）が行つた。

四 本書の全体監修は安高啓明氏（熊本大学大学院人文社会科学研究部准教授）、監修補助を川端驅氏（熊本大学大学院社会文化科学教育部在学）、山田悠太朗氏（熊本大学文学部在学）が行つた。

五 報告の対象とした資料は、南島原市教育委員会で保管している。

目 次

凡例	解題
寛永治迹（一）卷一、二、三	【圖版編】
寛永治迹（一）卷一、二、三	【翻刻編】
44	12
11	1

『寛永治迹』卷一―卷三の解題と天草四郎の創出

安高 啓明

解題 寛永治迹 卷一―卷三

『寛永治迹』は、熊本藩松井家の家臣である黒木訥軒が記したもので、南島原市教育委員会が所蔵する全十冊（二十五巻）である。『総考輯錄』に所収される一揆時の書状や、『耶穌征伐記』・『駿府政事録』・『山田右衛門作口書』・『肥前島原記』・『有馬戦記』・『板行島原記』などの書誌を随所に引用しているのが特徴である。島原と天草で起つたことを同時進行的にとらえて記述するとともに排耶的表現も散見されるため、体制の視点から作成されたものと評価できる。

第一冊は卷一から卷三までの合本である。巻頭には標題を收めるが、これと本文が一致をみなかつたり、脱文や加筆も確認される。本書の内容は、キリスト教の伝来から始まり、島原・天草で一揆勢が徒党をなし、唐津からの援軍が訪れ、交戦がなされるまでを收めている。このなかには、益田四郎時貞と父親である甚兵衛の動向をとらえ、天草四郎が一揆の惣領となつていく初期過程が示されている。そこでまず、卷一から卷三までの概要を記していきたい。

卷一是四部から構成され、キリスト教の伝来と受容過程、キリスト教禁制を受けた、天草と島原の状況を收めている。

『耶穌邪宗始入我國附田原紹忍帰仰之事』には、日本の宗教界の記載から始まる。欽明天皇十三年壬申（五五二）十月に、百濟から仏・法・僧が渡來したとされ、これを日本の仏教伝来とする。そして、天文二十（五五二）年には、豊後国に訪れた南蛮商船が、キリスト教を広めるために大友宗麟の老臣田原紹忍に取り入ったことが記される。珍器なものをおもに献上し、言葉巧みに布教の許可を得て活動し、神仏を妨害し、神宗麟に獻上し、言葉巧みに布教の許可を得て活動し、神仏を妨害し、神

社・仏閣を破壊する暴挙に及んでいた。そもそも奢備恵留（ザビエル）が九州に来て貧弱者に施しをしたことにより日本に耶穌宗門が広まつたと結論付ける。

けて、同時期の島原の動きを紹介する。寛永十四（一六三七）年八月、九月の頃から島原領民たちの間で南蛮耶蘇の言葉「スイソ」という、世の中が一変するという話が広まっていたという。あわせて大矢野甚兵衛の子息である四郎が善童で天主の使であるとして伝わっている。四郎が文字を習つてもいいのに教義を理解していたり、岸壁や海の上で馬を馳せる妖術使いと認識していることがわかる。このように、天草と同じように島原でも益田四郎が奇跡を起こす妖術者であるという意識をしていった様子がわかる。

卷二は、六部で構成される。キリストンたちが一揆を起こすに至る過程や、キリストン結合を深めていく状況、これを取り締まっていく当時の島原藩主松倉氏の動向を収めている。

「鶴原ノ耶蘇立暴逆之色事」は、島原のキリストンたちが一揆に立つ状況を詳しく記す。松倉氏の苛政を追及すると共に、窮乏している生活から天主への救いを求めている。口津村庄屋甚右衛門を中心にキリストンたちの活動が活発化し、十月十五日には身分の隔てなく耶蘇宗に立ち帰ったという。これは松倉氏三家老である岡本新兵衛（新蔵・多賀主水・田中宗夫の耳に入り、諸役人を廻村させている。

「植木桑野潜逃去口津事」は、口津村近辺でキリストンに立帰るものが多くなってきており暗黙してきた状況を綴つてある。蜂起企てていることを役人の植木季之尤・桑野八兵衛が目の当たりにし、島原城下に逃げ戻り子細を伝えている。また、松倉家からかつて扶助を受けたいた浪人であり画工の山田右衛門作についても收め、籠城時には、幕府軍と内通したため一命が助けられたと記す。

「左志木表補天主画像詫鄉民付切害諸郷官事」には、有馬村の左志木作右衛門なる人物が、これまで隠匿していた天主の画像を他の人に見せるようになり拝礼するようになつたことから始まる。この画像に自然と表具がなされる奇妙な現象が起つたと広まるに、さらなる群衆と

なつていった。これを有馬村代官林兵左衛門が問題視し、天主像を破つて火の中に投げ入れた。これに憤ったキリストンたちが徒党し、ついに討ち取られてしまう。そして、十月十五日、上総（加津佐）村寿庵から益田四郎がキリストン復宗を促す廻状の写を収める。なお、この寿庵廻文は、「岡山藩聞書」より簡略かつ異文となつていて、一揆勢はその後、北有馬横目の室加兵衛をはじめ、多くの役人、神職、僧侶を討ち取り島原城に向かって行つた過程までを記す。

「松倉人數渡有馬表事」は、本文には、「松倉人數欲渡海於有馬表付還船事」とある。林兵左衛門が討ち取られたことをきつかけに、家老の岡本・田中を大将として鎮圧にあたる。根城（本城）を乗つ取られたら「弓矢ノ恥辱」と述べている。大小十九艘の船に乗つて渡海し一揆勢と対峙した様子が克明に記されている。最後は、岡本新兵衛・田中宗夫の松倉家との関係などを收めている。

「松倉長臣重發軍勢事、付深江村接戦事」は、本文中では「接戦」が「合戦」と変わっている。十月二六日早朝からの島原での動向、いわゆる深江合戦を収める。「農民の一揆」に対して岡本新蔵・多賀主水を大將にして、足軽大将六騎、平士六十騎、雜兵三百余人をともなつて出陣した。一揆勢の攻勢により、富岡弥次右衛門や新藤与兵衛は命を落とした。一揆勢の攻勢により、富岡弥次右衛門や新藤与兵衛は命を落とした。足軽大将ら多くも負傷したが、鉄砲隊が効果的に機能し、深江村寺北脇の忠兵衛宅を取り囲むと一揆勢は逃げ去り、追い詰められたキリストンたち八五人を討ち取つたという。そして松倉家側は一旦、深江村を引き揚げ、帰城した。

「賊徒我攻島原城、付櫻山安正事」は、「賊徒我攻島原城而失利事」と「佐野忠善納糧於城中付櫻山泰正之事」の二編からなる。松倉家が帰城したのを見た一揆勢は、城下に入り込む。この時、一揆勢は三〇〇〇余人とされ、市店や僧房に火を放ち、城下は混乱に陥つた。島原城に攻め入ると激しい交戦が繰り広げられ、一揆勢は「何ノ思慮モナク攻掛」つ

たという。佐野惣左衛門忠善とは島原の惣郡代で島原の百姓から広く信任を得ていた人物で、櫻山泰正は松倉家の寵臣で、有馬への出陣の際は、相応の働きがあったと評価されている。十月二五日から二六日にかけての激しい交戦の状況がここに収められている。

卷三は八部から構成されている。島原で起きた一揆勢の動向が各地

にどのように伝わっていたのか、そして、各藩がとった対応などを書状などリアルタイムの情報を含めながら取り上げている。

「島原大銃聞於肥後府城付告之農後府監察使事」は、熊本藩に島原での一揆の情報が届けられたことにともなう細川家老長岡佐渡守興長たちの対応から始まる。長岡興長は、すぐに有吉英賀・長岡是季を招き寄せ評議して、島原の動きを「天下ノ凶變」「天下の凶賊」と断罪する。その上で、十月二八日付で長岡興長・有吉英賀・長岡是季は、農後目付の牧野伝藏と林丹羽守勝正に鉄炮隊の派遣を申し出している。島原へ道家の七郎左衛門や水良長兵衛を送つており、現地の状況を伝えている。熊本へ戻ると「邪宗ノ一揆」は、島原城を攻略できず、有馬へ向かつたと報告している。これらは十月二八日付で長岡ら三家老から農後目付に報告された書状で遂時連絡を取つていてることが示される。

「松倉家老乞援兵隣国付監査使評議之事」には、島原城で田中宗夫・岡本新蔵・多賀主水ら五十騎・雜兵七〇〇人が立て籠り応戦していたことが始まる。一揆勢が再び攻めてきたら落城する可能性もあることを示唆しており、十月二七日付で、松倉三家老は、細川三家老に救援を求める書状を出している。これを受けて十月二八日付で細川三家老は、島原からの書状を添えて農後目付に対して指示を請うている。十月二九日付で農後目付は、三家老に対して鉄炮隊の派遣を認めると共に、事態の進捗を届けるように伝えている。十月晦日付で農後目付は有馬へ一揆勢が移動したことを承知した旨を収める。

「肥後長臣擬筆輕卒於鷹城付監査使制止之事」は、松倉方が追い詰め

られており、落城危うき事態となつてはいることから始まる。落城となれば、「武家ハ面目を失フ」として、十月二九日付書状で細川三家老から農後目付に対して情報提供にあわせて派兵の指図を伺い、十月晦日付の書状で、農後目付からの返信を受けている。島原の一揆勢は八〇〇〇余人となり、勢いに乗じている旨が記される。

「神敵逆風懐ニス天草付大矢野四郎之事」は、天草の場面に移る。天草は寺沢家の所領で、三宅藤兵衛重利が城代であると記し、さらに、伝聞しながら益田甚兵衛、並びに四郎の事績に言及する。そして、島原の一揆勢の動きにあわせて、四郎たちが結集していく様子を綴っている。十月二九日の三宅藤兵衛から細川三家老に宛てた書状では、大矢野をはじめとする村々でキリシタンたちが立ち帰っている様子を伝えている。この書状の内容は、霜月朔日付で細川三家老から農後目付に報告された。そして、十一月三日付で農後目付から細川三家老に宛てて蜂起が必定であり、江戸からの指団がある旨を返書している。

「肥後長臣訴天草一揆于監査使事」については、本文は見られない。

「擒四郎之伯父及母姑於肥後郡河喜多九太夫正重疑兵之事」は、本文では「擒四郎之伯父母姑於郡裏浦付伯父母口書之事」となつていて。益田甚兵衛の弟である山城（渡辺）小左衛門は大矢野の大庄屋のため、甚兵衛も家産乏しくないとする。甚兵衛は天草に來ていたが妻と娘を宇土に残しており、小左衛門が密かに連れてこようとしている。しかし、小左衛門は捕縛されてしまい、小左衛門弟の左太郎、男の渡辺小兵衛、その弟の長次郎ら、さらに、恵部村にいた甚兵衛の妻と娘、その数は十二人に及んだ。小左衛門の口書は寛永十五（一六三八）年正月二五日付で熊本藩の穿鑿奉行乃美一郎兵衛・町市之允に宛てられている。覚書には、四郎の母親の証言として四郎の年齢や事績などを記している。標題にみられないが、「賊徒乗夜欲奪人付河喜多疑兵之事」があ

る。これは、逃げ帰った小左衛門の船頭が事情を話すと甚兵衛父子が憤

り、奪還のため郡浦へ向かった。当初、郡浦の役人たちは驚くも、軍勢を整えた熊本藩側の猛勢にあって退去している。

「唐津軍勢加富岡城事」は、三宅藤兵衛が手勢一〇〇程に鉄砲六十挺を加え、約三〇〇余人で大矢野・上津浦に差し向け、一揆と対峙する過程を記す。大将の天草四郎を「勇氣智謀無双外法」の若者で、奇妙な術を操る人間としている。十月二六日頃から蜂起に至り、同二十七日に島原と軌を一にして一揆となつた。これに至る前の三宅藤兵衛の動向から収め、数名を捕縛して尋間にかけて唐津に報告していることも記している。その後、唐津からの援軍として、岡崎二郎右衛門と同七郎左衛門、沢木七郎兵衛、三宅重利の嫡子藤右衛門らがおり、十一月五日に唐津を出発、同七日（一説には九日）に富岡に到着している。

「賊徒欺唐津勢而寄手分散之事」は、唐津からの加勢があり、一揆勢と交戦する状況を収める。富岡方は八日に本渡に向けて出發する計画でいたが、四郎はこの動きを察して、本渡・鳴子の人たちをキリシタンに改宗して謀計を示し合わせている。實際には、富岡方は九日に三宅藤右衛門を大將にした一団で、九日に本渡に出立、小鳴子へ出發した。数に劣る一揆勢は、分散してこれを待ち受け、智力戦に持ち込んでいた様子が詳細に記されている。

『寛永治通』卷一 ～卷三にみる天草四郎

解題で述べたように、天草四郎は奇妙な妖術を使う存在であり、「天使」「天人」とも表現されている。これは、四郎を語る証言に共通するところであり、特に「別当李左衛門覚書」（鶴田倉造編『原史料で綴る天草鳥原の乱』本渡市、一九四四年、一二二頁、以下、『原史料』とする）は四郎の奇跡を端的にまとめてある。

其時分大矢野村に益田四郎と申者、年十六歳にて名譽を致し候由、

近国風聞仕候、此四郎稽古なしに読書を仕、諸經の講釈をいたし、體て切支丹の世になり候よし申勧め、其証拠を見せ可申て天より鳩を招寄、手の上にて卵を生せ、夫を割て吉利支丹の經文を取り出し見せ申候者、或は竹に雀のとまり居たるを枝折折にいたし、万不思議なる事のみ仕、天草と有馬との間に有之湯島と申鳩、海上を歩み渡り見せ申候よし、是を見及聞及、

これは、寛永十四年十月二三日の覺書であるが、ここには、十六歳で名譽を得た益田四郎について、近国で広まっている風聞を次の四点を挙げていて。

① 稽古なしに読書ができ、諸宗の講釈をしてやがてキリシタンの世になると勧告した。

② その証拠として天から鳩を手に招き寄せ、卵を産ませ、これを割つてキリシタンの經文を取り出して見せた。

③ 竹に雀が止まつている枝を折つて杯にして、不思議なことをした。

④ 湯島まで海上を歩いて渡った。

ここに類似した記載は『寛永治通』にもいくつかみられる。卷一には、次のようにある。

四郎学問ノ程ハ何事ヲナシケルカ相知ル者ナシ、種々ノ妖術ヲナシ

① 彼宗門ノ諸書ヲ説テ、勘ケル様ハ、頗而切支丹ノ世ニナルヘシ其

証拠ヲ見セントテ、② 虚空ヨリ鳩ヲ招キ手ノ内ニテ卵ヲ生セ、ソレヲ割テ中ヨリ切支丹經文ヲ取出シ諸人ニ見セ、或ハ③ 竹二雀ノ止り居タルヲ折ニシテ之ヲ見セ、一宗ノ者ニハ之ヲ渡スニ雀不レ飛、

他宗ノ者之ヲ取ントスレハ雀忽飛去ル、又天草ト有馬ノ間ニ④ 湯島アリ、此海上ヲ陸地ノ如ク、四郎歩涉ニス、如此ノ類ヲ以テ、諸人ニ目ヲ驚カサス、

様々な妖術を行なうとした上で、傍線部①～④は先に記したものと近似する。ただし、③については、キリシタンとそれ以外のものとで雀が

飛び去るか否かという内容となつてゐる。別当左衛門覺書にある「万不思議なる事のみ仕」に含まれるかもしないが、枝を折つて杯にした
という記載は見られない。

また、④の湯島を「歩涉」ことに関連することとして、卷三には、「壁上ニモ馬ヲ騎上ケ、浪ノ面ニモヨク飛行シ、兩ヲフラセ風ヲ吹セ、
天ヲ動カシ、雷電ヲ挫ク、變化奇妙ノ術ヲ得タリ」とある。馬に騎乗して壁を駆け上がるばかりか、海面を飛行しているようにも記して
いる。自然をも操る奇妙な術を操っているともあり、奇術師的な存在としての四郎が誇張して描かれている。

「別当左衛門覺書」(原史料)所収と「寛永治迹」の表現に一部異動が認められるのは、いかに風聞としてこれらの情報が伝わっていたのかがわかる。四郎が起こした奇跡に対して、「寛永治迹」には「諸人ニ目ヲ驚カサス」と表現するが、これも含めて伝聞であつて、実際にこれを目にしたもののが記載はない。いかにして天草四郎が形作られていつたのかがうかがうことができる。

こうした多様な顔を持つ四郎ではあるが、捕縛された際の母親の証言は、看過できない。「寛永治迹」卷三に所収される寛永十五年正月の覚書では、次のことが述べられている。

① 四郎の年齢は十六歳である。
② 九歳から三年間手習をする。
③ 五六六年程学問を修める。
④ 長崎へ時々行つてゐるが、京都や大阪へは行つていない。
⑤ 九月晦日に大矢野に向かつた。

この母親の証言は極めて、人間、四郎の姿と評価することができるであろう。四郎の成長過程を端的にとらえており、大矢野で一揆勢に与するまでの過程がわかる。これに類するものは、「寛永治迹」卷三に次
ようにある。

才智萃ヲ抜テ、肝膽倫ヲ離ル、今茲十六歳ニテ、身ノ長五尺二余
リ、腕ノ力百石、筋シテ、七・八歳ノ頃ヨリ好テ文ヲ学ヒ、略筆

墨ノ芸ニ達シ、馬ヲ馳セ、剣ヲ試ミ、較兵軍ノ術ヲ慕ハントス
これによれば、現在十六歳で、身長は五尺(約一五二cm)程とする。
また、力もあり、文学を学び、芸に秀でている。また、馬術や剣を嗜み、兵術も修めている。身長にも言及していることは特筆すべきことで
あるが、さらに、「あらい切町寺四右衛門口上覚」(原史料)三六二頁)
には、四郎の姿形が記されている。

四郎出立ハつねのきる物の上に白き綾をき、たちつけをき、かしら
ニハ茅を以みつくみにしてて緒をつけ、のと下にてとめ、ひたい
にちいさき字をたて申、手ニハ御へいを持て惣勢下知仕候事、
四郎は着物の上に白い綾をかけており、裁着袴をはき、頭には茅麻を
三つ編みにしたものを喉下でとめ、額には小さい十字架を立てている。
そして手には御幣を持ち、一揆勢を指揮していたとある。これは、一揆
勢のなかで神格化した四郎の姿形になろうが、四郎の証言としては希少
なものとして知られる。

このように、奇術を行なう神秘性とともに、現実的な四郎の姿が「寛
永治迹」の中には記されている。また、他の関係資料と比較していくこ
とで、よりリアルな天草四郎像を紹介出すことができるであろう。「寛
永治迹」が、當時の書誌類を丹念に調べて作成されていることから、天
草四郎の伝聞と実像とが交錯して記される。一揆勢が天草四郎を中心
に結集していく、そして四郎自身にどのような評価がなされていたのか
を、「寛永治迹」から明らかにすることができるだろう。

『寛永治迹』と山田右衛門作

中山 和子

録している。

島原・天草一揆の軍記・『寛永治迹』

南島原市教育委員会が所蔵する『寛永治迹』は天保十三年（一七二八）にまとめられた史料である。本市が所蔵する写本以外に、熊本市立熊本博物館が所蔵する伊時家文書群にも同様の写本が現存する。現段階では比較・検討はできないが、史料の性質を知る上で重要なため、今後の課題となる。

『寛永治迹』は、寛永十五年（一六三八）島原・天草一揆終結の九十年後に書かれ、「黒木訥軒」という人物によつてまとめられた島原・天草一揆における熊本藩の功績を記した軍記である。黒木訥軒は熊本藩筆頭家老・松井家の家臣であった。全二十五卷を十冊にまとめており、キリスト教伝来から、一揆の始まり、一揆の終結が記されている。また、十冊目の巻二十五（番外編）には、原城の絵図や幕府側の武将の指物（小旗や飾り物）を色付きの挿絵で収録している。併せて、幕府側の死傷者数についても記されている。『寛永治迹』の特徴として以下大きく三点があげられる。

『寛永治迹』作成の経緯

本節では、『寛永治迹』が作成される経緯について取り上げたい。黒木訥軒が記した「自序」（『寛永治迹』巻二十五に収録）には、『寛永治迹』作成について記されている。

① 島原・天草一揆に関する熊本藩の記録や他国の記録といった多数の史料を書き写しており、史料の比較をしながら、島原・天草一揆の全容を明らかにしようとしている。

② 比較検討した史料や島原・天草一揆に対して編者である黒木訥軒自身の考えが述べられている。

③ 全二十五巻のうち番外編となる二十五巻目には、島原半島、天草の絵地図や幕府勢の大名及び家臣の指物を色付きの挿絵として収

要約すると以下のとおりである。当時、島原・天草一揆の略史はあるが、誤りや不足が多かつた。「栗氏老人」が記した「有馬戦記審錄」が有力と言われている。しかし、「栗氏老人」いわく自分の藩について

には島原・天草一揆の生き残りと言われる山田右衛門作が登場する。山田右衛門作は談多い人物であるが、本市口之津町との関わりがあり、島原・天草一揆において注目される人物でもある。また、編者である黒木訥軒は右衛門作について自身の考えを述べている。『寛永治迹』一冊目（巻一～巻三）から読み取れる山田右衛門作について関連史料を紹介しながら論じてゆきたい。

は詳しいが功績については未だ他国全体の史料に目を通していない。島原・天草一揆についての軍記を作成したいとのことであった。「栗氏老人」はすでに老齢であり、自分の意志を継ぐ人物を探していいたところ、黒木訥軒が意志を継ぎ、「寛永治迹」の編纂を始めたといふ。そして、黒木訥軒は兵の道を志し、君命により十年ほど兵学を学んだ後に寛永治迹を編纂した（黒木訥軒自少志兵之道曾蒙君命学兵十年計一日携來所編寛永治迹之序）「寛永治迹」卷二十五自序より）。

編者・黒木訥軒による山田右衛門作の評価

山田右衛門作の生涯は誠に数奇にして多彩（助野健太郎「島原の乱」四二二頁）、また、呼称といい、経歴といい、伝説といい、作品といい、まことにとらえがたい人物（竹村覚「キリシタン遺物の研究」二五三頁）であるように、山田右衛門作については多くの謎がある。

しかしながら、島原・天草一揆において注目すべき人物でもある。

また、山田右衛門作は、本市にとっても縁深い。本市の口之津町に（②）がある。供養塔の高さは七十七センチ、幅は最大で六十三センチあり、前面には円紋、その内部に「卍」紋が刻まれている。建立年代は不明である。

一般的に知られる山田右衛門作はキリシタン陣中旗（繪子地着色聖体秘蹟図指物）を作成した南蛮絵師、島原・天草一揆の生き残りである、



写真②



写真①

山田右衛門作は有馬直純に、その後松倉家に絵師として仕えた。島原・天草一揆では一揆勢の幹部として参加し、生き残った人物として知られている。一揆勢の中で右衛門作は幕府側との矢文のやり取りを担当したが、矢文を通して幕府と内通をした。寛永十五年（一六三八）二月三日に有馬直純の家臣有馬五郎左衛門と大江浜で会見、それ以降も内通を繰り返している。それが一揆勢に発覚したため右衛門作の妻子は殺され、右衛門作自身も拘束されたが、一揆後、幕府側に内通の矢文を見せたことで右衛門作は生き残ることができたのである。

山田右衛門作に関する史料として山田右衛門作の口書がある。一揆後、生け捕りとなった山田右衛門作が幕府勢に取り調べを受けた際の調書である。一揆勢の内情を伝える数少ない史料であり、「寛永治迹」卷二十三（九冊目）「山田右衛門作御赦免付口書之事」に収録されている。口書は、永青文庫蔵本、個人蔵など他にも現存している。

「寛永治迹」は「紹考輯錄」、「耶蘇征伐記」、「職政事錄」、「肥前島原記」、「有馬治記」、「板行島原記」といった多くの史料をもとに編纂されたものであるが、山田右衛門作の口書からも引用している。口書は一概に全てを信じることは難しいと言われるが、黒木訥軒にとつて島原・天草一揆を記す上で必要な史料であったことがわかる。

山田右衛門作の口書を引用している部分は、「寛永治迹」卷二「松倉長臣重發（軍勢）付深江村合戦之事」にある。この記事は十月二十六日からの島原での動向と深江合戦について記している。

愚按山田右衛門作カ口書二八、此時打出ル松倉家ノ人數百余人、諸

道具ニテ深江村ニ押寄、切支丹ノ者トモ四十人程討取、松倉勢城ニ引取ト云、本書今肥前島原記・有馬戦記・征伐記・板行島原記等ニ依テ、雜兵三百ト記スト云トモ、怕クハ、山田カ口書ノ員數実記ナルヘキ力

山田右衛門作の口書には、深江合戦の際、参加した松倉家は数百人にのほり、諸道具を携えて深江村（現南島原市深江町）に押し寄せ、キリシタンを四十人程討ち取り、松倉勢は城へ引き上げたとある。本書では「肥前島原記」・「有馬戦記」・「征伐記」・「板行島原記」を参考に雜兵を三百人と記したが、編者の黒木訥軒が考へるに、おそらくは山田右衛門作の口書の人数が事実ではないかと述べている。

また、黒木訥軒は山田右衛門作自身に対する評価をしている。山田右衛門作が一番はじめに登場するのは、寛永治迹卷二「植木乘野潜逃去口ノ津事」である。

浪人山田右衛門作ト云画工、其辺ニ住居セシカ（中略）

山田ハ元有馬家二仕浪ニシテ、今松倉家の扶助ヲ受け、邪宗ニ与ミシテ、一方ノ頭ト成、然ルニ今、其企ヲ二人ニ内通シ、後ニ籠城ノ時モ有馬家ニ内応シ一命ヲ助ル、若正兵ナラハ、何ゾ賊ト成テ城ニ籠ン哉、又、邪心アラハ、豈内応センヤ、敵カト見レハ、味方松倉ノ旧臣カト見ハ、有馬ノ譜代ナリ、何レ信義ナキ者歟、又、口ノ津ノ庄屋次郎兵衛モ彼等ト相睦り、流石殺ニヤ、忍ヒサリケン

以下、現代語訳をしたものである。山田右衛門作という画工は口ノ津に住居がある。元有馬家に仕え、今は松倉家に仕えている。邪宗に味方をして一揆勢の頭となるが、一揆勢の情報を二人に内通した。後に籠城した際も有馬家に内応し生き残った。もし幕府勢の味方ならば何故一揆

勢となり城に籠ったのか。また、邪心があるなら決して内応しない。敢てと思えば、松倉の旧臣であり、しかし有馬の譜代である。どちらにしても信義のない者であろうか。

黒木訥軒は一揆勢の幹部であり、のちに幕府勢に内応した山田右衛門門作に對して「信義ナキ者歟」と評価している。

内応の経緯について

山田右衛門作を「信義ナキ者歟」と評価した黒木訥軒であるが、どのような経緯を経て、山田右衛門作は幕府勢と内応したのか。

本節では山田右衛門作が矢文を使って幕府勢とやり取りをする様子を取り上げる。「有馬五郎左衛門筆記」（林銃吉「島原半島史 中巻」一九五四、国書刊行会、一六九頁～一七〇頁）の一部を紹介する。有馬五郎左衛門は有馬直純の家臣である。有馬五郎左衛門は正月二日、有馬表で上使松平伊豆守に会い、城中へ向かわせることを決定した。

一、二月朔日己の刻矢文十五五筋は立花左近殿五筋は細川越中守殿三家の御仕寄口より城内へ御射込せ矢文の文脉。今度其方就籠城上様被諸勢指向候我等も近口此地へ參着候就は当地我々の古郷の地に候龍城の意趣宗門一偏の儀に候哉譜代の地に候条様子見に承届城使衆へ申達如何様にも可然様に仕度候就夫書状にては存分為可申談田中刑部少輔上下三人丸腰にて可申付候彼者窮を見届双方の矢の口を差留日限時を相定可遣候城中へ入様子被聞候は、幸に候左様に無之候は、堀越にても可申談候彼刑部少輔事成城内前々よりの存知の者も數多可有之候間唯今有馬五郎左衛門と申候為存知印に名を書附為持候任返答に則可申付候かしこ

二月朔日

有馬左衛門

益田四郎太夫殿 山田右衛門佐殿 芦塚忠右衛門殿

人のな矢文があつたという。以下は助野健太郎『島原の乱』四〇七〇四〇八頁に掲載されている史料を要約したものである。

二月一日、細川家、立花家、有馬兵部の三か所の仕寄口から城内へ矢文が放たれた。この書状は有馬直純から益田四郎太夫、山田右衛門作、芦塚忠右衛門宛に出された。

龍城の意趣について宗門のためであるのか、諸代の地のためかを詳しく述べ、いよいよに取り計らいたいとのことであった。書状のやり取りでは十分に話し合えないため、田中刑部少輔以下三人を丸腰として遣わし、確認したら休戦し、日時を決めて城内へ様子を聞くことができればありがたい。また、堀越に話してもよいとの内容である。

一、二月二日晚城内より矢文二ツ出る昨日の返答の由に候夫に付二月

三日七ツ時自分於大江浜山田右衛門作芦塚忠右衛門罷出五郎左衛門へ遙可申由矢一ツに狀二ツ射出申候一ツの状は右衛門佐忠右衛門加判又一ツは右衛門佐一判にて候此状二ツ則伊豆守様へ真純様御持參被成候て伊豆守様御覽被成戸田左門様御目前に御覽被成伊豆守様御扣帳に被留置則繼飛脚を江戸へ御進上被成候拙者も矢文の様子御見せ被成ため御前へ堪忍申候矢文認様

御書譲て致拝見候と書出意趣は一ツ書にして恐懼謹言

月 日 進 上

有馬五郎左衛門殿 御間敷哉

伊豆守様初て上使の御衆中能首尾候由御満足被為成御事にて候

その後、二日の晩には城内から一日に出された書状の返信が二通の矢文でなされた。三日七ツ時、大江浜で山田右衛門作、芦塚忠右衛門に対面することとなつた。また、山田右衛門作は有馬五郎左衛門に宛てた個

自分は一揆に加わるべきではないが、口之津村にいた際、不思議なことに一味の仲間に加えられてしまつた。一揆が起きたときには口之津村から立ち去ろうとしたが、疑われ、人質を取られたため、止む無く一味に加わっている。もし五郎左衛門殿に会うことができたなら、城内の様子を申し上げたいと思っている。

以上のことから、山田右衛門作が自ら望んで一揆に参加したわけではないことがわかる。また、山田右衛門作自身に内応の気があったことが理解できる。しかし、山田右衛門作は一揆勢の幹部（副将）として加わっている。無理やり参加させられたのにもかかわらず、幹部となりうるのかという疑問が残る。

山田右衛門作が伝えたことは以下の通りである（『有馬五郎左衛門筆記』一七三頁）。

- ① 城内へ男女何程龍城候哉の由相尋候へは四万七千有之由申出候
- ② 四万七千余の内武士役仕候者何程哉と申候へは一万人御座候由其外女子童部十五より内六十以上の者共にて御座候
- ③ 米味噌塩水丈夫に御座候鍔長刀等は北岡鐵治串山の鐵治布津堂崎有家所々の上手の鐵細工共に毎日作らせ申候へは武具沢山に御座候鉄砲の玉は色々造道具にて玉を鋳させ申候（中略）薬は三月中迄は続申間敷哉

以下現代語訳である。

- ① 城内の男女の籠城者数は四万七千人余りであること。
- ② 四万七千人の内、武士は一万人、その外は十五～六十歳の女性と

子どもであること。

米・味噌・塩・水は十分あり、槍や刀は北岡や串山の鍛治、布津・

堂崎有家の鉄細工職人に毎日作らせているので、十分である。鉄砲玉についても色々な道具で作らせていている。玉薬は三月中までは持たないだろう。

以上山田右衛門作によつて龍城の様子が詳細に伝えられているが、大江浜での対面の次第は『有馬筆記』(『有馬五郎左衛門筆記』)によつて知られるだけである(五野井隆史「敗者の日本史十四 烏原の乱とキリシタン」(三四四頁))。

山田右衛門作という人物については、不確かな部分が数多くある。本稿では多くの課題を残してしまつたが、烏原・天草一揆での山田右衛門作の役割や本市との関係性、出自等も含め、検討する必要がある。

『寛永治迹』に登場する山田右衛門作がどのような人物として取り上げられているのか、また、編者である黒木訥軒の山田右衛門作への評価を今後も調査したい。調査を進めることで、『寛永治迹』を編纂した当時の人口との山田右衛門作に対する評価、考え方を知ることができるだろう。さらに、様々な年代に編纂された島原・天草一揆の記録に残る山田右衛門作を比較することで、山田右衛門作像の時代による変化を読み取ることができるのであつたうか。

(南島原市教育委員会文化財課 学芸員)

五野井隆史「敗者の日本史十四 烏原の乱とキリシタン」二〇一四、吉川弘文館

助野健太郎「烏原の乱」一九七一、東出版

竹村覚「キリシタン遺物の研究」一九六四、研究社印刷

西村貞「日本初期洋画の研究」一九七一、泰和原色

林銘吉「烏原半島史 中巻」一九五四、国書刊行会

南浦利早「寛永治迹」から見る烏原・天草一揆」有家史談会

No二十六『嶺南風土記』二〇一九

木山貴満「伊時家文書について」(熊本市立熊本博物館編『熊本博物館報』No二十四(二〇一年報告)二〇一一)

参考文献

凡例

一、南島原市教育委員会所蔵の島原・天草一揆関連資料一点（『寛永治迹』全十冊「卷一～卷二十五」）のうち一冊目「卷一～卷三」）を翻刻した。

一、常用漢字を基本とし、固有名詞・氏名は原文の字体を尊重した。

一、変体仮名は、「江」・「而」・「之」を除いて平仮名に改めた。また合字「右」「庄」についてはカタカナの「ヨリ」「トモ」とした。

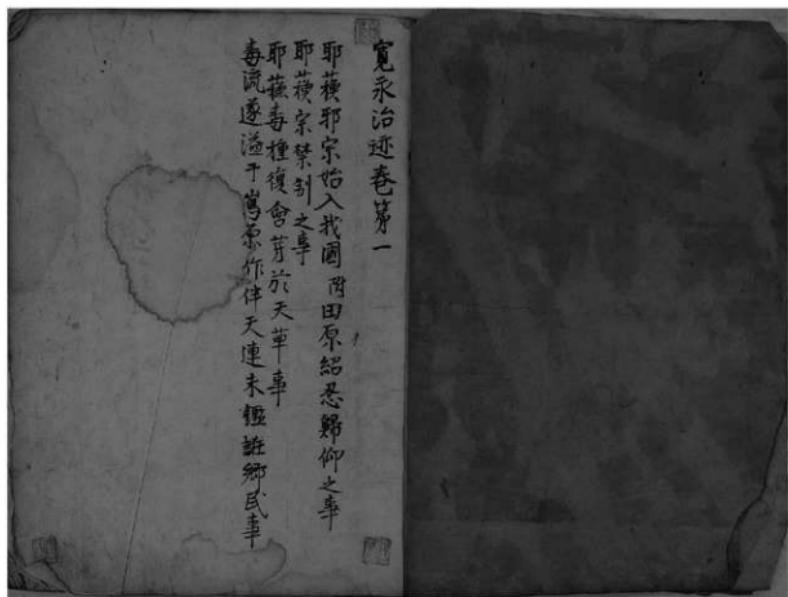
一、原本の欠損や字画の不明瞭等により判読不能の文字は□で示した。

一、闕字は一文字分とした。

一、誤字や疑いがある文字には右側に〔カ〕と示した。

図
版
編

寛永治迹
(一)



寃永治迹卷第一

耶模耶宗始入我國
耶模宗禁割之事
耶模毒種復會芽於天革車
毒流遂溢于萬象作伸天連未極誣鄉民事

拾母ノ二十世

寛永治迹卷之一

耶蘇耶宗始入我國附田原紹恩歸仰之史

夫以六教固而闡之幼天先成而地後定神聖萬古三生え之ツ國常立尊レヨリ奉リヨリ以來夫神七代地神立人皇百代治世ナリ無窮也ナハ

天祖始テ墓リヨリ今日ノ神永統ク傳王イ一姓天ニ統ク

皇統半日ノ向斯ナノ若臣ニ位變替セバ万古ナリ一日加ニ直大德範トシテ外國ニ勝ラ

以國ナハ神ノ國ニ云君ナハ神孫道リ神道ト称又七深口決在トマ故太古ハ人心淳素ニシテ國人身ナ厚加ニテ治化

平リナリモ然ニ人皇三十六代産神天皇庚寅年即位太和ノ暫島聰明ノ宮ニニシテ此時百濟國ヨリ博士傳

太子以下ニコソ学ニ而國ノ不才我國ニ經史及ヒ文字用ヒ始也其ヨリ各異邦ノ書ノ詩アカ傳ヒヌ足第ノ道理ノも零落全

ニ似タ故物國ノ神道ノ太夕助也ノ足ス唯國ヨリ後世及テ文革ニ流シ自ナ我國淳素ノ遺風ノ失人心尋ニ

達馳テ神聖ノ大徳ノ不和我國傳ノ人吉千詞モ開ケス文較質ニ勝テ於ニ極ノノ徳ナ失ノニ仰キヨリ後無

交代於明天皇十三年壬申十日復百濟ヨリ佛法僧

渡セ以テ我國佛教傳來ノ始也此時ニ他國ノ佛寺皆給

ニト我國ノ神處ニ通ヘテ羣臣固シ謀奉ヒリ捨ラシキ而凡亦己ラ信久ノアリテ邊ニ此法我國ニ流布シ多ソ

権化ノ僧徒出テ斷滅網悟ハシノ示ニ思ノ過寺寺主度充ニ利在ト云比起テ恨ム佛極至我國ノ神德知人を無成

行ノ神道廟宇袁巖等ハハ我國ニ生真蒙ノ念シ人誰リ是ナ歎ナフ一如之解所ノ固ヨ我國トノ神言ニ毫シ已ニ

無シテ人ニ承ヒ難シ久テ國人澤ノ家威威ニテ失ノ事代ニ及テ高以絕ノクス南雲ノ秋黑術ハ計ノ志ニ生ニ爲我國ノ正

通トルト是ナ以彼私虛ニ乘スル理ニヤ普百瓦代後全良院

ナ守ニ當ナ夫文亦辛幸矣南雲國ノ高歌健西里鑑御瓶

海シ被ノ耶蘇耶宗ナリ我國ノ弘ナシテ薄説大友宗麟老臣

嘗入道紹恩ノ國ニ潛ニ賤ニ地ニ相親ノ耶蘇ノ耶說ノ詔請ア

彼身ノ有無停セシム且爾勢力持來所持之珍品ノ珍器也ノ

誠ニ下之ヲ執言巧ニテ遷ニ密城ハチノ御見セテ以御御奇

怪ノ詫ナシノノ譽ニ乞請謹免辭得テ應諾ハシノ意引入

此耶宗門ノ城下ニ弘遠足是ヨリ大文立頃合ノ言不及諭心照

下經忍リ一呼ノ間ナ各耶宗門に入リ之隨喜者多シ水下就刃ノ御人語トシテ耶宗ニ館波九州ニ況澤ノ御耶

蘇ノ京門我國ノ禁制ニテ天下共教知者有之所謂神儒佛道四教ニテ天主ニ耶宗ノ尊崇人ト唱ヘ外法ノ勸ニテ專事ニ南雲國用ヒ所ノ宗旨ナリ耶宗ノ能和ノ教者ノ伴天連俗留滞ホトトマ勤テ神佛ノ道ヲ守テ官社ノ破却ノ事

院ノ炎上ニ禱ノ暴ノ極ノ猛火振テ佛晝拿ヒ取神鏡子

撲神道ノ破滅王法ノ象微殆此節ニ極シト伴天連同ノ事

テ南雲ヨリ持來所ノ金玉神佛三寺ノ侵奪ノ戰

3

金歎之者、今至テ之ニ導大半皆ノ弘ノ志。合當時、利連テ之、帰服シ又、其地亂セシテ日夜戰闘、向テ朝鮮也。或曰、凡ナ守ヌトスノ法ナ、是武ナ用、今通テ、馬、牛、羊也。心身ハ之ソ至善ト思謀リ多ニ、是ニ備御スル元老天正、北友也。耶蘇降伏シ、得テ勸業ヨリ備御、惠空ト云伴天連、伊富滿小來、金銀杏葉錦鳥夷、至ニ奇々、運珍、鷹、之ノアテ之ノ類ニ飢ヘ者ニ、食フ、与ニ、深山者ニ、衣ヲ着フ、可也。懷シカハ九列ノ、男女之、道喜、惜ニ聖母ノ、乳母、ツ義、仰メテ、是ヨリ極、忍日、長ニ耶行月、増テ國ニ災厄並至、家ノ被燒、相ノ、又寔。是世ノ、流季、及ニ之神明、大德釋、之ノ尚尙。焉、天保禪、皇統、跡、玉ノ、清心丸、秋ノ、邪法事也。神患、今、十四年紀、恐哉、之ノ、當、破ノ、刻、至、王室大灾、家ノ、墮ス、不忠ト云不明ト云此老也。」云云哉。是神罰、然シ也。斯乎。

百年續、方入道、不承居士所編、耶蘇征代記第一卷四、

中此ヨ、謂耶蘇宗門百子日本ニ流布ス以天帝奉守ト云故多摩利耶、是達磨利支、西且称石、老子掌留、免ト不厥生、
不水為麁術、心、無、渴、渴、渴、其性、愚、何、佛、法、法、云
「予不知、於、能、人、」教化、以、予、其、國、意、ヲ、要、シ、者、
妙傳聞、之、南、雲、吉利、美、丹、因、ハ、舊、ノ、獲、耶蘇、宗、同、ソ、
日本、俗、叶、耶蘇、林、吉利、支、舟、是、因、名、セ、ト、云。

世說曰、耶蘇、模、宗、日本、未、未、始、教、于、度、也、古、西、洋、國、伴、天、連、

伊富滿、此種、所、羅、日、本、釋、宗、不、信、也、東、京、ト、云、渡、呂、宋、ヲ、先、利、
賜、之、能、國、後、寺、御、現、之、耶、說、之、曉、之、經、讀、三、本、上、云、
南、日、本、之、源、也、了、後、白、河、院、人、治、天、保、元、平、治、年、中、被、宗、門、不、相、
二、最、東、來、朝、之、真、此、少、多、宗、ト、云、十、二、中、北、吉、利、支、舟、ト、云、道、也、
而、林、耶、模、宗、日本、未、未、始、教、化、人、之、吉、利、支、舟、ト、云、道、也、
名、傳、聲、多、出、也、万、國、ヲ、化、度、之、工、故、耶、宗、拂、依、者、之、政、
耶、宗、惠、退、散、其、後、人、百、代、後、奈、良、院、仰、天、文、之、年、
秋、九、月、南、雲、ヨ、耶、蘇、宗、未、平、安、洛、陽、三、寺、建、立、本、

4

早、天、帝、凡、念、釋、ノ、荷、建、連、時、許、ノ、仕、リ、ト、自、擅、小、禮、其、時、利
和、セ、レ、人、皆、叫、リ、ト、罵、ス、或、一、篠、ツ、峰、ト、万、民、見、之、人、云、
其、形、相、不、同、或、見、鬼、物、ア、リ、及、人、倫、佛、解、事、
形、相、如、是、魔、術、奇、妙、以、愚、痴、人、民、于、惑、而、邪、教、
說、人、之、趣、之、正、法、ニ、不、故、人、不、信、手、自、然、而、地、今、
美、寺、跡、天、帝、叫、ト、云、一條、上、二、三、ト、又、曰、三、後、惠、帝、沈、後、苑、
前、肥、後、肥、前、右、六、國、舊、領、大、友、在、街、門、舊、寺、領、ト、云、者、之、彼、
大、鐵、司、據、足、本、新、徒、上、位、下、齊、院、少、官、親、飛、力、協、子、大、友、左、近、將、監、
能、直、諸、國、區、所、欲、三、年、之、展、主、事、三、年、多、本、十、七、百、五、千、萬、名、也、能、直、
十、代、孫、也、左、近、將、監、四、母、收、多、路、四、節、經、家、娘、也、經、家、娘、也、
大、友、四、房、本、丈、為、大、將、獨、朝、家、奉、仕、之、獨、皇、後、同、右、大、將、家、
仰、依、于、能、道、祖、父、遣、歸、之、延、友、及、近、將、監、ト、名、名、處、相、續、
今、左、御、門、督、義、鎮、遠、代、也、義、鎮、老、年、時、羨、サ、多、愛、充、
超、倫、政、道、忘、之、老、臣、此、才、力、罪、ト、不、忍、時、訓、諫、不、一百、年、齡、
薩、摩、文、通、字、礼、私、ヲ、正、政、道、ト、專、シ、ケ、ハ、不、若、人、承、隨、フ、

是、德、不、孤、必、有、保、謂、之、才、其、後、大、德、寺、悅、老、之、法、闡、則、彼、寺、
中、三、建、五、寺、另、瑞、峯、寺、其、後、無、邊、師、如、露、果、居、主、十、九、
業、曾、本、法、缺、云、九、佛、神、心、中、石、子、無、無、外、寺、社、建、主、十、九、
復、ノ、無、實、故、件、モ、己、身、除、脫、苦、身、淨、土、說、一、方、便、ニ、凡、
懶、修、行、十、リ、寶、理、本、ノ、者、凡、所、也、ト、云、是、六、大、始、ノ、人、
見、解、ニ、思、考、人、知、所、非、然、ニ、義、頤、之、得、シ、ト、也、
天、魔、破、包、具、慢、心、蒙、シ、慈、于、慈、恩、謝、期、之、元、老、天、正、北、軍、雲、ヨ、
奇、備、惠、四、下、三、伴、天、連、平、伊、富、滿、也、未、ノ、金、銀、珠、玉、象、齒、
不、ノ、網、道、一、丁、對、面、之、水、匠、不、發、施、戰、屋、基、工、高、三、三、飢、有、
三、易、食、食、來、者、三、衣、服、ヲ、取、レ、ス、諸、人、佛、再、來、ト、云、九、列、
男、女、像、之、恰、已、聖、院、ノ、乳、母、之、慕、り、也、于、時、耶、蘇、法、向、說、
勤、之、探、題、義、經、法、宗、人、土、土、土、諸、氏、崇、敬、得、之、云、分、名、
是、國、中、之、神、社、佛、寺、院、房、舍、不、ノ、被、却、之、佛、子、駄、少、割、
為、新、自、是、諸、川、流、布、一、耶、蘇、寺、之、建、者、多、し、然、後、固、二、
災、害、起、之、家、破、怪、現、シ、ト、不、可、勝、計、甲、其、次、之、云、平、都、

5

呂トニ仲天連末ノ石火文ノ傍ヨリ現地ヲ隠フト折擇・傳授ス

諸士序耶蘇宗ニ執看スト云云

世行ノ西國太平記著大友東庵ノ篇云慶後國大義傳

入道宗緒ノ元想ヲ遺スニシテ称ノ久文即今太平經名ト云者アリ

此雖錦倉右大將殿ノ官仕ニシテ刀林・弓矢・申ケリ・吹房・御

子・人誕生アリ大父一法師ト申也則亦既次官發常觀能ニ顕

テ後左近侍監能圓ト申ケリ其比三後院司織方ニ而疏

羅ニシテ之御改ニ大交能通鑑後・國守トナリ五タリ建久七年

三月十日古原重吉ヨリ長臣トノ黒後ノ下向々御能直ヨリ代

大友泰成ノ時尊氏將軍ノ味方ニシテ源ノ姓ヲ賜リケル宗

解ノ火ラモ義徳ノ三後院内・在城也時大子大友義徳

若年ノ比ノ故守云無道也・娘モ少腹ニ青色の偏頭病及

童ノ誰歎ツノア耳目ヲ悦シ・江ノ綾羅錦織ト以身身ノ飾

金銀珠玉ヲ以テ室ヲ財財・更ニ政道ヲ不開・速請照入ハ

諾者ニ別久乃一披テ般ノ國人肩ノ上・秋栗ノミトニシテ

ナニ此且ノ家臣アリ・仰神鑑近小原石波吉弘鑑直園宗初田

北鑑重ト云又謙臣ニ八角彌越前惟中ノ篤繁リ事ト々各

相談シ數十ノ条ノ諫言を入ヘルハ義鑑・義持ノ子也

承テ・運下・眷属・禁・テ老臣・近付・政道ヲ向ニ書・古書・

講論ヲ聞テ三國立常ノ說・武チ・國・國・二トス家中・作

法セ日ニ新ニ正直ニシテ忠アリ・其ヨリ詩・詩固・狂歌・向ノ所

各咸服シテ已ニ七・國・ハ・守護・不・幕・下・篇・ニ・攝・西・於・チ・霸・業・

信・急・神・耶・蘇・宗・富・ヒ・正・イ・シ・テ・才・石・及・無・・・・・・・・・・

仲天連末ノ石火文ノ傍ヨリ現地ヲ隠フト折擇・傳授ス

諸士序耶蘇宗ニ執看スト云云

世行ノ西國太平記著大友東庵ノ篇云慶後國大義傳

入道宗緒ノ元想ヲ遺スニシテ称ノ久文即今太平經名ト云者アリ

此雖錦倉右大將殿ノ官仕ニシテ刀林・弓矢・申ケリ・吹房・御

子・人誕生アリ大父一法師ト申也則亦既次官發常觀能ニ顕

テ後左近侍監能圓ト申ケリ其比三後院司織方ニ而疏

羅ニシテ之御改ニ大交能通鑑後・國守トナリ五タリ建久七年

三月十日古原重吉ヨリ長臣トノ黒後ノ下向々御能直ヨリ代

大友泰成ノ時尊氏將軍ノ味方ニシテ源ノ姓ヲ賜リケル宗

解ノ火ラモ義徳ノ三後院内・在城也時大子大友義徳

若年ノ比ノ故守云無道也・娘モ少腹ニ青色の偏頭病及

童ノ誰歎ツノア耳目ヲ悦シ・江ノ綾羅錦織ト以身身ノ飾

金銀珠玉ヲ以テ室ヲ財財・更ニ政道ヲ不開・速請照入ハ

諾者ニ別久乃一披テ般ノ國人肩ノ上・秋栗ノミトニシテ

ナニ此且ノ家臣アリ・仰神鑑近小原石波吉弘鑑直園宗初田

北鑑重ト云又謙臣ニ八角彌越前惟中ノ篤繁リ事ト々各

相談シ數十ノ条ノ諫言を入ヘルハ義鑑・義持ノ子也

承テ・運下・眷属・禁・テ老臣・近付・政道ヲ向ニ書・古書・

講論ヲ聞テ三國立常ノ說・武チ・國・國・二トス家中・作

法セ日ニ新ニ正直ニシテ忠アリ・其ヨリ詩・詩固・狂歌・向ノ所

各咸服シテ已ニ七・國・ハ・守護・不・幕・下・篇・ニ・攝・西・於・チ・霸・業・

信・急・神・耶・蘇・宗・富・ヒ・正・イ・シ・テ・才・石・及・無・・・・・・・・・・

仲天連末ノ石火文ノ傍ヨリ現地ヲ隠フト折擇・傳授ス

諸士序耶蘇宗ニ執看スト云云

世行ノ西國太平記著大友東庵ノ篇云慶後國大義傳

入道宗緒ノ元想ヲ遺スニシテ称ノ久文即今太平經名ト云者アリ

ナニ此且ノ家臣アリ・仰神鑑近小原石波吉弘鑑直園宗初田

北鑑重ト云又謙臣ニ八角彌越前惟中ノ篤繁リ事ト々各

相談シ數十ノ条ノ諫言を入ヘルハ義鑑・義持ノ子也

承テ・運下・眷属・禁・テ老臣・近付・政道ヲ向ニ書・古書・

講論ヲ聞テ三國立常ノ說・武チ・國・國・二トス家中・作

法セ日ニ新ニ正直ニシテ忠アリ・其ヨリ詩・詩固・狂歌・向ノ所

各咸服シテ已ニ七・國・ハ・守護・不・幕・下・篇・ニ・攝・西・於・チ・霸・業・

信・急・神・耶・蘇・宗・富・ヒ・正・イ・シ・テ・才・石・及・無・・・・・・・・・・

仲天連末ノ石火文ノ傍ヨリ現地ヲ隠フト折擇・傳授ス

諸士序耶蘇宗ニ執看スト云云

世行ノ西國太平記著大友東庵ノ篇云慶後國大義傳

入道宗緒ノ元想ヲ遺スニシテ称ノ久文即今太平經名ト云者アリ

此雖錦倉右大將殿ノ官仕ニシテ刀林・弓矢・申ケリ・吹房・御

子・人誕生アリ大父一法師ト申也則亦既次官發常觀能ニ顕

テ後左近侍監能圓ト申ケリ其比三後院司織方ニ而疏

羅ニシテ之御改ニ大交能通鑑後・國守トナリ五タリ建久七年

三月十日古原重吉ヨリ長臣トノ黒後ノ下向々御能直ヨリ代

大友泰成ノ時尊氏將軍ノ味方ニシテ源ノ姓ヲ賜リケル宗

解ノ火ラモ義徳ノ三後院内・在城也時大子大友義徳

若年ノ比ノ故守云無道也・娘モ少腹ニ青色の偏頭病及

童ノ誰歎ツノア耳目ヲ悦シ・江ノ綾羅錦織ト以身身ノ飾

金銀珠玉ヲ以テ室ヲ財財・更ニ政道ヲ不開・速請照入ハ

諾者ニ別久乃一披テ般ノ國人肩ノ上・秋栗ノミトニシテ

ナニ此且ノ家臣アリ・仰神鑑近小原石波吉弘鑑直園宗初田

北鑑重ト云又謙臣ニ八角彌越前惟中ノ篤繁リ事ト々各

相談シ數十ノ条ノ諫言を入ヘルハ義鑑・義持ノ子也

承テ・運下・眷属・禁・テ老臣・近付・政道ヲ向ニ書・古書・

講論ヲ聞テ三國立常ノ說・武チ・國・國・二トス家中・作

法セ日ニ新ニ正直ニシテ忠アリ・其ヨリ詩・詩固・狂歌・向ノ所

各咸服シテ已ニ七・國・ハ・守護・不・幕・下・篇・ニ・攝・西・於・チ・霸・業・

信・急・神・耶・蘇・宗・富・ヒ・正・イ・シ・テ・才・石・及・無・・・・・・・・・・

仲天連末ノ石火文ノ傍ヨリ現地ヲ隠フト折擇・傳授ス

諸士序耶蘇宗ニ執看スト云云

世行ノ西國太平記著大友東庵ノ篇云慶後國大義傳

入道宗緒ノ元想ヲ遺スニシテ称ノ久文即今太平經名ト云者アリ

此雖錦倉右大將殿ノ官仕ニシテ刀林・弓矢・申ケリ・吹房・御

子・人誕生アリ大父一法師ト申也則亦既次官發常觀能ニ顕

テ後左近侍監能圓ト申ケリ其比三後院司織方ニ而疏

羅ニシテ之御改ニ大交能通鑑後・國守トナリ五タリ建久七年

三月十日古原重吉ヨリ長臣トノ黒後ノ下向々御能直ヨリ代

大友泰成ノ時尊氏將軍ノ味方ニシテ源ノ姓ヲ賜リケル宗

解ノ火ラモ義徳ノ三後院内・在城也時大子大友義徳

若年ノ比ノ故守云無道也・娘モ少腹ニ青色の偏頭病及

童ノ誰歎ツノア耳目ヲ悦シ・江ノ綾羅錦織ト以身身ノ飾

金銀珠玉ヲ以テ室ヲ財財・更ニ政道ヲ不開・速請照入ハ

諾者ニ別久乃一披テ般ノ國人肩ノ上・秋栗ノミトニシテ

ナニ此且ノ家臣アリ・仰神鑑近小原石波吉弘鑑直園宗初田

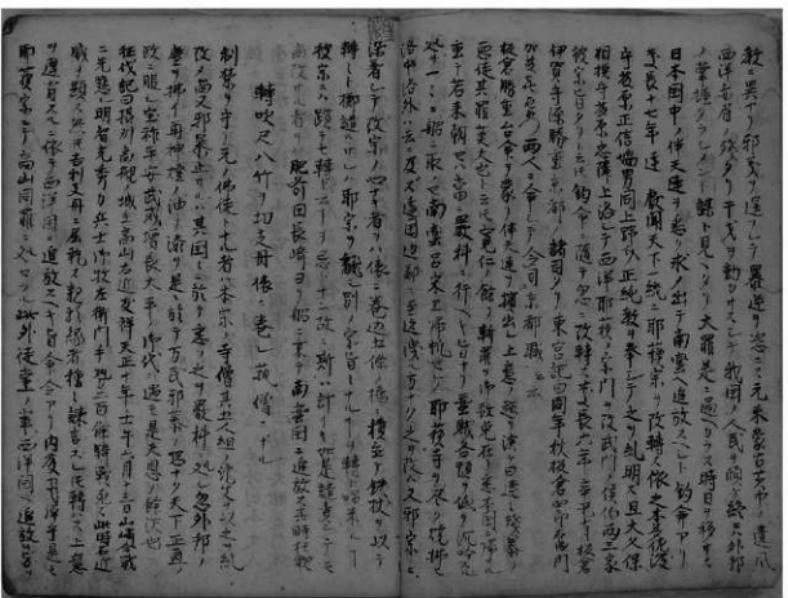
北鑑重ト云又謙臣ニ八角彌越前惟中ノ篤繁リ事ト々各

相談シ數十ノ条ノ諫言を入ヘルハ義鑑・義持ノ子也

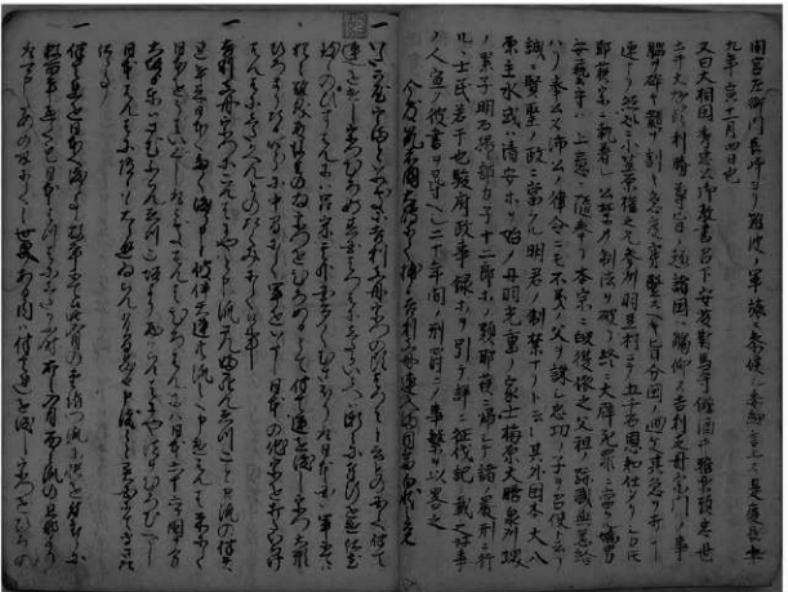
承テ・運下・眷属・禁・テ老臣・近付・政道ヲ向ニ書・古書・

講論ヲ聞テ三國立常ノ說・武チ・國・國・二トス家中・作

法セ日ニ新ニ正直ニシテ忠アリ・其ヨリ詩・詩固・狂歌・向ノ所



8



9

田舎どきで事多忙むても仕方
一月常小日午の付ち連ゆん

（三）第三章目次へ

亦日本人のあらかじめ学んで、味と空間を五感で感じ取る力

一
己に付す事多くあるのをかく仕合で一ひそと連へて日本小
國へ一筆も寄附せぬ事

卷之九

依ニ慢ニト伺フノ端タリ尤晨靜ニ处ニフル所至當セ。誠ニ如是

邪志ヲ懷テ鳥之ア壁モ老佛文武ノ物也而是我神國ノ
逆歟トノ神爵何ア免ニヤ庚子ノ神孫恩宗ノ支ノ也

事の有りて用掛ケ案テ若耶山の葉ノ船ハ速ニ訴上シサヘ
英氏モ也事ナヘタルノ御朱ノ中七段アリ

集美和書十一卷曰心友向今、或士の如く、其の後は法華堂

人子之生也，必有其母。故曰：「母者，人之根本也。」

暮の事、甚く回りで御殿へまわる所と、
子供どもアマリソシム事にて、私事。

内なる心の底へ、眞實の心を覺えさせた。

因病休業した。遂にケンブリッジ上級アカデミーへ移り、一ヶ月後にはハーバードの医学部へ

10

の小説として、筆は、必ずしも、年を隔てず、常に、その文風、筆法、構成、思想、感情等、常に、進歩して、やがて、

耶蘇毒裡復命，著於大草率。
再犯故人，法令一定，所不為誰力之？

百年來、其勢方甚。全軍覆沒、無復有生。惟山東、山西、河南、

大山一元ニ席シ天下渾元ニ至テ一朝ニテ平治リ得国土安全ノ化ニ浴シ三光復ノ明ニレ

四民業ヲ安シテ天恩ヲ追ニ幕生及ノ主賓二十餘年
譲レテ唐荷ノ新自上ノ諸々數十首ノ拂然肥翁因

高麗郡有馬表 拔支乃農家再外邦 邪風一起我國
神廟二世百代女帝院而宇寛永十四年丁酉

聖ナ樹ノ城ニ極テ終ニ天下ノ黒乱ト成平戈ヲ劫シ弓等ヲ
依ニ西海東國ノ英傑ニ命レア之ヨモ吉毛松ノ彼耶宗ノ首ニテ

尽ノ断滅也。公其本末也。是三ノ元肥後國守也。城主十四代
津守守之。生子五人。子生、曾高家也。ヨリ一子。

秀吉公卿將トシ方采邑九立方石ヲ領ニ度ノ戰功ニ顯ヒ且命

二十九、曹子南，字子南，人于襄陽，號子南子，襄陽人，其高祖是子南，南齊人，郢宗三兄弟之一，新田人。正道失之，神氣一辟却。

「了了社司ヲ切害シ佛門ヲ折破シテ空像ヲ炎滅シ邪暴ヲ極メ
貪ニ思リ恣ニ加之老矣某ニ七年石田台郎ト申ニ」

照廟ニ致テ瓦礫同闇有小軍一ア兵又リ擲テ矢石十車ナル
忽神罰ツサムニ一職ニ後既ニ遂ニ宮ナリトノ事也

同上

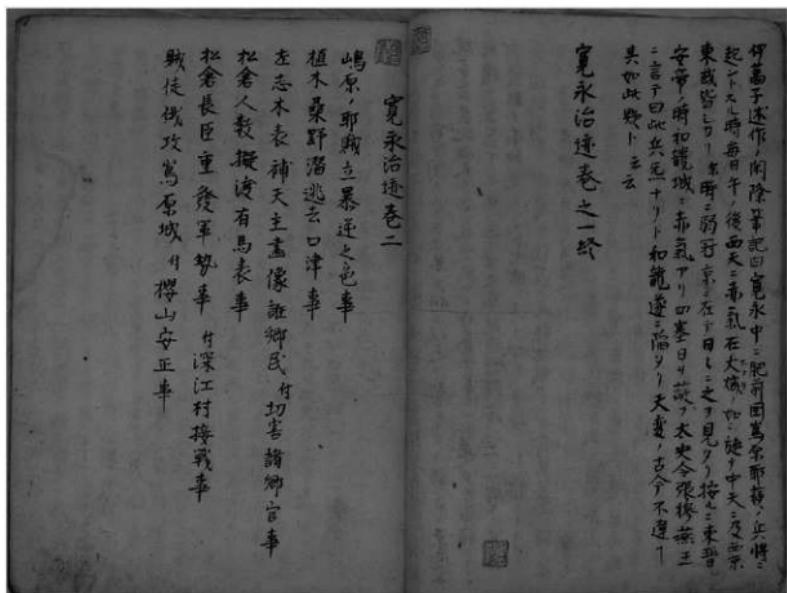
肥後主因ノ歎生トシテ威勢ヲ天下ニ振ヒテ今ノ郊第一勢也

天罰を免れ難キアホ。孰り是ノ國サヘニ哉斯ニハ西

方々各有所士、清正是リ松機、又ト云氏、行長、志常、音六

茲、其比肥前國高木郡寄原ノ城、主松倉長、守候位下
勝家、又市原昌昌也。一、金成、慶松也。二、寄原忠性也。役ヲ未或^シ御
所治、政事、惠寄長臣ニ任附々上好也。不必隨之。三、伊
要鑑論説、臣群等一、萬政也。十、貴利村、至名、明利失一師、
凡俗忽忘、三四四年退居守也。此時時時得手、勝也。但ノ何一年耶
寄原寄、給入八私、寄宗也。私也。少司馬也。少司馬也。元和四年、八月九日
比ヨリ、當考ノ人、民當年、ハ、同院スイソ也。ト幸事也。流吉スイソ也。
南雲即萬、鷹ノ高志也。中一妻也。テ諸人皆累利也。母相成
「一前未ナリトナ新ニ立賤相親也。」吉備正成、天王寺。末天紀ト也
詳書之。諸國ノ味方ニカリ。付勝利ナ得タシ。事唐。習ノ幕
ノ文、又紹、神民子ニ寄。譜附之。其文二曰
慶長年間、南雲國、伴天連帰帆也。而書宣未經也。向
辛亥、壬辰、及日没、時事如生也。不習請遠傳通ノ
東西雲煙古木生、徒風、時事如生也。又留子ノ指也。鄉
山野白猿、唐夫主、豆平時、至可也。云々
此文、繪聞ト尼本來無智ノ耕民、相通ニキニアフナハ本細。是
ヲ觀テ今此未徳ヲ考ルニ當年、二十ノ歎歟。アタマノアタマノ是
十七年、天草上津浦ニ居住アレ。伴又連呼葉繁也。任ニ帰帆
シテカクシレル時、書畫ヲ記。置玉ノアタマヨリナ五年。相當也。尤不
思假ニ書ニ向年トテ段々向ノ五年。早知ナ書道也。不
一毫も違ケル。竒妙也。能也。信心ラム。シテ承ノ日減トアリ。此日
茶ノ事。善美出生トハ是又主。使ニテ今大失跡焉。尚傳子息
ナリ。此人計有高學也。シテリラク未ノ習スニテ龍城屋門、奥保至
学問極。文學也。リ知。諸藝、通達シ。義理也。我今ノ岩屋海面
ニモ身ナ駆セテ、天之御心也。御心也。變化無窮也。御心也。ナテ又
近北東西雲煙也。各眼曉。見也。所十六般。極ノ不得ノ。ナテ又
花咲トアリ。是天主御事。深く幾ノ佑木ナモ花咲ノト。仰
告ナリ。而大はり庭。櫻ノ見ヨ片枝枯シガア。過ノ不時。危哉
樹根タル。此信心也。弊ノ。一々此父之書道也。三相通し。然レハ
古事ニ致。仕大失却四脚ノ大將也。ノ之仰。事ニ經ナリ。南

當開ヨリ月冬ノ攻取ニ時節トナリ諸氏ノ隠ニ及密守ニム物
宿ノ相隨シテ海山村裏ニ西白落ヲ起シ天主畫像ヒ映出
ナシモ一ヶ月時至ニシテ木偶也如是奇妙トシテノミノ難力
ノ可シ威武宗門ニ立入奉事各多智略而アレ不第華精能
ニモ未嘗有日耶復富ニ立後人トシテ其靈氣之大也而再現
聞ヘシトキ手足指ノ如リ能ノシリハニ氏古奇遇ノ思ナシテ各立勝負
下わ隨イ事ヲ御家主密心ニ譲ノ御法ノ守ノ外伯地軍ノ謀ノ居ニ
御民に所す得ナリト大既制リ譲イ御ノ勤ノ今ニ早晩併忌而
ニ御出ニ彼モアリ前半策モアリキ
或人曰右載所未體父兄不詳也義理ノ失據ニ一端シトナ
強ノ跡スニ不足東西雲煙ト云ノ定テ是山亂也アリテ冬天
ニ大雲出クレハ白旗者云ハ兵乱機ト移テ此本ノ又文家
守ト云トニ相通でアリ也此モア農民相通モア信服モト不
審也ト云者御家主云天蠶也ト此無人彼宗旨也者常
陸ノ西情ノ特色御者ナシ故人日卯ト云之ノ此書ノ語人ノ
語ニ久々ナサレトアルニ忠ノチノ指テ蜜蠍クリシテノダニハ征伐記
ニシテノ形容ノ獨アト云他未ノ何ア以ヒ制スルトノ詳シテ東宮雲
燒アシハ其比西天ニ毒氣アリシト伊萬子書ニ見タリ白旗ノ
兵機ノ定シトモ百人ニ而ニ足亦肥後國阿蘇山上ニ寶ニ其年
白旗起ツ不知現ソリト也世ニ傳ツナリ怪談ノシニ非スト云天
下ノ治乱因家與廢ニ係特天祥地岐アリテ豫言吉凶山勢ノ示
スト古今其例少コラス是故二今外邪漸侵ノ間フリノ脅モ
天神之ノ被シ五人ノ死ニ下恩、農氏被五級ニ誰ナシトノリ
耶家會與ノ祥瑞也シ忠王ハミハ唯妻ヲラフノ恩民是ヲ曉シ終
連ノ甚きニアヌマ洗身ニ及ハ次日何ノ不晴日月明ニ史記
ハ我用何ゾ外同ノ徵座ノ密ニ是ナシ以人民ノ心リ警心正道ヲ守
テシテシテ神明降ノ其山端ヲ示シ天變地改シニシテ神明
若此山端火ヲ燒シ忌王ハミハ唯妻ヲラフノ恩民是ヲ曉シ終
暴逐ノ罪ニ及シトノリ如是外邪山童ノナリアリト云天地
神明ノ德・仰ナ其高風を忘メカラズト云



聞に仰坐す。是十人、我等程ナリ家業を失ひ
出野ヲ西ドノ被ヲ來當ヨ攝ヲ露金ヲ織り使ひ至リ送ラ。ト
欲トモ争ひ未然ノ難ヲ過ニ其年古ニテ恐日リハ罕傳天連隨
ナ天主普教ヲ過ニハ不妙ト詔ケレハ甚是恵然ト。然後レ
シハ往日ノ領主を受納。尚猶リシカセ今ノ如諸武。因爲ニ
及ハカリ當主ノ苦々改テ者ニ甚以法。過シテ片時ミ安心シ
津水ヲ臨ミ深ニ淵ニ臨ム。何ア今ノ心ニ終ニ其上此宮門ヲ
義ヨリ深ニ忍エト願ニハ割法立之リ改廟ニ沈。一度ニ
及ヘリ而シ凡兩信ナル。自固ニ改ム。他邦ニ遷シテ他國ノ改レハ
自固ニ隠ニ處時ノ雅ニ遭ルニ何人ノ計ケン天下一統。無事
度セタク探索アリ身ノ傍ニテ所持ノ忌法人。元嘗行し或
彼ナ他宗ナリ。吾輩ニ避セテ。又根葉ナシト。制法
十六八室門。徒多ハ住所ヲ捨逐ニ失フ。我トテ元不鳥不矢。不矢イ
リテノ雲羽ノ水。藏手免ヲ得。徒ニ心ヲ若シテ已ニ半自
然リ。第第三ノ月ノ日ノ夕シ而ナ。一个將軍家即他軍事ミ。某隱名
風ノ間。江邊若同心ハ。余ノ再興ニ頼ム。主代ノ臣之。志ハ忠ニ。患ノ切
害ニ。薦石城。攻取テ日未ノ鹿眼ヲ晴ニ。近國ニ向テ九州ノ
封捷。妻子ニ家危。施ス。ト云ア。久安保相既ノ。同ニ大矢。奸
甚。善方ニ。相。相通ニ。無。ノ。口。示。合。互。三。邪。惡。志。相。易。ヌ
像。之。川。廿。日。高。米。都。在。古。而。士。裝。工。商。一。統。下。耶。孩。京。
立。復。之。押。安。二。年。百。繁。昌。時。ノ。得。ノ。ト。サ。キ。ス。斯。二。十。
九。日。ノ。津。村。落。於。農。民。百。金。車。相。集。那。宗。ナ。起。由。亂
開。ノ。被。地。代。官。山。内。小。石。屋。生。子。馬。一。物。父。子。氏。二。子。母。在。
折。那。馬。之。助。其。邊。道。寔。事。リ。傳。廟。ノ。急。送。父。向。
此。由。告。小。馬。皆。尋。村。ノ。老。者。之。呼。大。三。也。天下。制。父。耶。
宗。ノ。ノ。恩。我。之。ノ。傳。此。ス。ト。云。庄。屋。ノ。上。ノ。平。代。而。口。重。
未。ノ。苦。テ。曰。我。不。支。ナ。奉。リ。土。居。ノ。百。姓。而。二。禍。之。ヲ。ト。云。
人。モ。肯。ナ。承。引。不。仕。此。上。何。様。ニ。計。イ。王。我。リ。ニ。及。タ。シ
ト。断。リ。ハ。少。多。不。易。寒。一。存。不。能。シ。リ。同。役。安。并。中。事。
近。村。ニ。在。ケ。ル。ト。訪。ト。之。ノ。相。故。安。井。モ。又。次。新。カ。リ。古。山。内。

寛永治迹卷二
菖蒲ノ耶賊立暴逆之色變
那宗ニ被乞者市。如ノ源ナトシテ不絶立報。相謀ニ。危謹。始令子
限ニ斯ナ立報。ナ申ケル。未ル十月十五日。天地を震イ。動搖。不
思。ナ。ア。宮門緊閉。塞トナリ。此。其時少。ニ。警験。少。ニ。忘。是
整。ノ。前。表ナリ。ト。一。云。闇。御。民。何。怪。ノ。思。相。待。ノ。果。シ。テ
十月十五日。夜ニ。テ。術。初。支。舟。立。及。事。暴。逆。色。見。セ。其
封捷。妻子ニ。家。危。施。ス。ト。云。ア。久。安。保。相。既。ノ。同。ニ。大。矢。奸
甚。善。方。ニ。相。通。ニ。無。ノ。口。示。合。互。三。邪。惡。志。相。易。ヌ
像。之。川。廿。日。高。米。都。在。古。而。士。裝。工。商。一。統。下。耶。孩。京。
立。復。之。押。安。二。年。百。繁。昌。時。ノ。得。ノ。ト。サ。キ。ス。斯。二。十。
九。日。ノ。津。村。落。於。農。民。百。金。車。相。集。那。宗。ナ。起。由。亂
開。ノ。被。地。代。官。山。内。小。石。屋。生。子。馬。一。物。父。子。氏。二。子。母。在。
折。那。馬。之。助。其。邊。道。寔。事。リ。傳。廟。ノ。急。送。父。向。
此。由。告。小。馬。皆。尋。村。ノ。老。者。之。呼。大。三。也。天下。制。父。耶。
宗。ノ。ノ。恩。我。之。ノ。傳。此。ス。ト。云。庄。屋。ノ。上。ノ。平。代。而。口。重。
未。ノ。苦。テ。曰。我。不。支。ナ。奉。リ。土。居。ノ。百。姓。而。二。禍。之。ヲ。ト。云。
人。モ。肯。ナ。承。引。不。仕。此。上。何。様。ニ。計。イ。王。我。リ。ニ。及。タ。シ
ト。断。リ。ハ。少。多。不。易。寒。一。存。不。能。シ。リ。同。役。安。并。中。事。
近。村。ニ。在。ケ。ル。ト。訪。ト。之。ノ。相。故。安。井。モ。又。次。新。カ。リ。古。山。内。

遂に萬葉城へ至り右ノ城ノ裏に長屋あり。相達の家老園本新を従
ひ多買ひ奉り田中入道吉木太夫・山田忠恕・加野・三井・大庭・毛利
・伊藤・事小・領人・ト・決定シテ・請得人ナガミは巡り並美・美濃・計リヨリ
外ノ思慮ナシ・信し哉モ人・詔ニ兩兼業ナリ・制セバハ終ニハ斧
何ア用ルニモ一云一ツ當之リ思ワカルヘンベ

其比ハ松名家、後人植不全之を元氣跡八兵衛より者四村ト意不
入蜜群ノ而モ東武、越上、武藏利ニテヨリ津ニ在ニ斯騒動ニ
及ケルク勝家連ニ枝御アリシ源山田彦作ト云高工具其邊ニ
住居セシケ密被々被人々役者、御前ニ告テ今度近郷ノ農業
皆當時立體ノ如ニテ領主代立、御制元
用ムシ不足剣工所ニ代官持ニ役人給給事門ニ三入ニ面シ
仰邊達ニモ足ノ切害スヘダ金ノトテ若宗門ニ志アハ各別立モ
ナリハ長毛、恐アリニ萬事前、岸津ニテ可然ト云
孤高山田由之元吉馬家之は伊保シテ今ノ御者衣冠御者御者不

有馬の取引一揆に附合して、然るに今其企てた事、三面通じて徐々籠城へ將を
遣し、又其内陣に潜伏して、若正兵大刀、ハ何ソ歟! 例見に以て嘆く曰く、田原の兵は、
石馬、諸代より何と信長才を有れども、元氣次第、もがく。故ト相駆り、流石役で、忍ヒテソニ私ニ詔す。然シノノ事、古事記上、
當リ。併アソ急爆死にて方平本道に廻るる事中、紫川新通
ウノ間通アリ。今宵闇、逃亡王、我不見送り申す。同宗者、皆対
不審フ。各々立退ケル。少子前後、迷惑。及シ異常、騒ぎ。
可不可計分思慕事。某内トニテ冬モ運びトコト苦シ之ヲ切ヒテハ
兩人とも是れ非シ及彼ノ本意也。帝ヲ憐り國を庇え奉り。妻ナリ。猶御事ト
ノ如。翁翁ナリ。口津ナリ。故ナリ。少子ハ、漸ヒテ、制
ハリ。ニ尚ほ材ニ蓄者ナリ。被御事。ナリ。再拜ノリ。之ニ吊し所の
代官材官作成の之ヲ聞。我不今各ト共ニ退。此有中之者を
亦我意。説へ。深江村一代官白石市守鳥羽相良主在。二毛
並ヒテ、互々相討。二毛至之を八萬ソハ其方勝半勝者。

でくへト云括す月日百當常、城下ニ立帝より越後長野小
新方へ連々鎮制へシト御官より詔文支配地已差遣之又同
大日長臣ヨリ諸家申中ニ承せられ在所に切支丹者に限
籍ナスニヨリ之ヲ解説ス(キ為不団人數ヲ)押出伏モ可有
各内用急ヤテ(シト)觸ソリズル

左志不表神天主盡像慈父般在内心三福音者守
國都馬有福者不作福音者少云基督教徒
是究竟者也復也一問左志不招宣然其絕詳也招
新靈儀士者是下士之次左志本具之謂受之急已力
宅之第即傳像之林城近深民氏招集不思入此尊
像之處自然不表更現之工此只事之思也但教宗ノ
者云ニ不及詔ニトシ像ヲ表呈シルヘドマトキ度ニル
皆アーフト敷ニテ我ト名ふ者云ニ左志不蒙不招ニ度
世間ノ人皆ノ極ノ表裏ヲ過キ便ナツツ此事常ニ心ニカツ思
煩ノ信心ヲ半ノ感應ニ至リ如是ト見テノ正ニ是天主普救ノ
仰聖體寫ニ新ナル利益ナ有難キ事ビヤト感沐ノ極
致イケル是ヲ聞テ一坐ノ愚民ノ寛アーフト感信ニ至ニ同。礼
十二次奉事ノ時ノ傳ニスマア至志不靈儀シニ後、間ニ新丁ニ
表是佈ニ現ニ事好ニ云推コソアニ近里遠村ノ農民小百姓女
老子ニ下傳集ニ序ノフナテ所見ノ
供物ノ山ノ如シニテ往來殆始終ノ私家有馬村ノ代官屋敷
兵主御門之守聞大驚之號を號す群ノ男サニ追敵ニ下禁界ノ列
那様リ亦ス甚以奇怪也トノリ天主像ノ杯器ノリ判
下ニ撞破ト火ノ中ノ持ニギセル早ノ確ノ便成之日見テ勿解ト
代官力至勤故異乎何ノ事ノ奇縁ノチ持ニギセル早ノ確ノ便成之日見テ勿解ト
未ニ持大勢前後ニ改包ム大官財也ト推考ノ如其事ニシテ物云セシム

20

家光中申鑄古事、足輕市川平元衛松原太兵衛尾中左兵衛
相是二十人中半船ニテ百馬村・漕舟時刻不移、萬円三百事子
代・御合十六人・總アリト萬原引連同大旨・桐葉禁軍事件
上萬村小浦村一モ代官差出二官ノン申す・角内三古捕一シヒ
對門氏興念ニ存し一發手起と同日廿日・封面百馬村固ト吉
ニ於レ代官林丘尼也・役使・本領御身・本領御身・役使セヒト
所・而有馬村主屋・長助日来九郎左衛門・御ケン者其上
切支當無之政ニヨリ事人子人九郎左衛門・何兼高ト一ト被
ニシテ後通而一書人ト付密使・改通ノリノ別・成テ長助物
兼ト子文・有馬村ヨリ・運賃ヲ通セセ鳴第一・差戻セ九郎左衛門
小岡村ニ傳知・屋丈勝ト云者切支丹ト見付・向て者方返セ行
で一ト計七十日申・下封達ニ厚厚役者豫テ九郎左衛門の主張之文
卷子・立行紙ナシ・天草浦ヨリ・被傳知・而既死・兼高・母
二末子有馬村立石・沖ト云处ニ落合行・且丁云
去程ニ那須音音・音音・音音・音音・音音・音音・音音・音音
者可耳・立行紙・所詮ヘ・先・詔・シヨリ・運食定シ・不始ト同レ
ニシテ・又・立行紙・所詮ヘ・先・詔・シヨリ・運食定シ・不始ト同レ
己ニ討ニス可・陽蘇シト・間章述・處ニシテ・ト入・妻子ヲ不;
殺害・其ヨリ近所裏・氏称郡心・復ニ強暴・強暴・直元有
馬・根田室加久・備ニ切害・シ・驚懼ヨリ死・精キル・駆逐人夫
十五人・ノ殺ニ小濱深江ニ代官高橋武左衛門竹野子代官安
井・三節左衛門・少済・筋ニ山内小石鳥・小刀・住处・ニ押奉・松倉
方・上色人之・切害・シ・御内・御内・御内・御内・御内・御内・御内・
逃散・色人・シ・討取・前御木開・越後・
松倉人數・浮海・於有馬委・是招革
林兵左衛門・那輪・爲・討シル・旨十月廿日酉・刻・驚・京城・
注進在留守所・長臣監督不ト・連・隸・候・之・御説・御老國
本新藏多賀主水・大財ト・士三千人・并・出・御即・有馬・
押送・暗夜海上ヨリ・達望・人・有・馬浦・残・逃・賊徒・候・
逃・有・馬・アシ・シ・討取・前御木開・越後・
逃・有・馬・アシ・シ・討取・前御木開・越後・

見り如ひ又彼地寺院邪宗に隨り止者ノ家火ノ放燒上
館宿アタリシ拂チ其御船船然ノ新死主水之見し驚愕テ曰此
猛勢向テ吾不怪也上比五人列ノ叶カツ且根城ニ敵ニ乘
取シテハヨリ逃走一死引致テ事一計シニ諸士共其目相承
古事記傳テ是モ多事也幸キ事ノ如キロウタク思ニ本邦威成ノ仰
脇病神付タルニミテ拂色ヲ見鬼引退ニ平家家業故水鳥
ノ時空ニ驚歎シノ不運ノ之ニ歸結スシ而人更ニ嘲ス類ニテ
急々城中引取束ト軍勢ヲ健シ医也ヨリ非幸矣ニ附邊境ニ
下知ニ己ニ船艦、二毛ニ川伏、有馬ノ官本間九郎左衛門
脇病神付タルニミテ拂色ヲ見鬼引退ニ平家家業故水鳥
走身ニ束テ彼地ニ立退ケルノ新義ノ耳濡宣下、駿徒夥ク
起テ松長萬萬リタムト告ク体之諸士卒殊勝概ニシテ指揮ノテ
松長ノ松葉ト云走舸、奉テ先立ニ當原ニ立等事ノ如キ事
人數ヲ立石左右人入舟ノ事ニシテ本二十艘着立船能居
船招アリ已ニ足利基毛利皆ニハ城内ニ引入ニ下時、新光
トト日向船在下ヨリ可モカサナリゲテ布告ヨリ降下于會
相模ノハセ申京家ヨリ之ヲ搬出ス鶴花町内、照シテ白面、やや苦
病上元ノ萬曆五年ヲ照ヌト性ニ諸士ハ行ニ列歩シ家儀ニ
中ニ立テ押持ノ繩ニ不意・敗徳突未シ・相尋ニ人數少シ討ヒ
隨身切捨ニシテ城ノ入ヘリ下知ノ事故テノ未用ニ城ナリ入ス
一統白角内三吉ト召捕テ後白馬村ノ解ナリ見分ニ当萬葉ヨリ
田邊事ニ即トエサリト舟舟ニ遣シテ半之助有馬村深川ノ舟
人利明ニサ吉申ノ下割圓本多賀ノ初、大小十九艘、舟一束ト
渡海シテニニ百馬村赤石ノ沖ニテ本間九郎左衛門達御ヨリ召募ケルニ
有馬村北園ト云处ニ一揆八百石人扶持テ相持寫書、討手リ
此處ニテ防禦ノ間、殘る者比鳴原城ノ攻取キ内諭ト聞及西

2

博二曰固本新利。松金一毫十ニ千秉色十三百石。領不後。

新兵馬ト役公度レ、改切アリ松倉家断続、後水谷伊勢守
又甲斐富次始、名父六俊ニ號ニシテ改閑

二位二十石一月，東一於子歲名在閏，一命載三七百石，私憲更改革云，時

萬曆三十一年六月丁巳朔晦，巡按御史周培、御史王九思等
以深江村合戰之率

明六十月十六日早天。國本新彌(城内)蜡吉化二會ニ至ル。

今度御成一降縛、立既ノ旨心セリ。ニカシテ、事微ル

ニ棄メ甲兵ヲ起シ之ヲ討復シ外十三諸士卒隨分矜愍す

冬も相傳の八幡神廟に下し成る。此二前年、多度國守源氏行也。唯今勝家公と父子、併在江戸。

ナハ某列取テワ端サ指揮ニテ若哉意ニ任て下知ニ不隨筆
ノ反ト一ト云諸士可元首做

有之。軍神一力ナ即時ニ即用申候。云者二件、其旨、即從アシテ斬滅宋將、以殺人數二?。乞左石三

配白右ノ面——左陣ノ相側ヘシ元ノ面——城リ堅固ニ守リ根ヨ

深ノ功ヲ立ヘト定テ士大將國本新義多賀主水子源トナ
長野久村六清平ヒニ齊往兵三萬人因謀言公軍ヒ

何レ元氣ノ勇者ニテ元來暮民ノ一降ナレバ經々或許ノ文

アリ元何程ノ事リ仁出ノニ急詔倒シ猶御武官ノ程ヲ見ス

御我、日々破るて冰雪ヲ碎ソニ彷彿シリ絶テ久ニテ弓矢ノ

事多是リ晴ト先立シリアタリテ持テ見物ノ目付驚又深に利
自リ、御元ノル所ニテ也等も高也。」而前ノ「一、二、三、

一揆伏し居ル一キト或不_レ騎馬ノ兵ヲ皆下立ニ政近省_レモ

寧ノ如ク山ノ嶺ノ越ニ立六十村ノ職徒才人待居タルリ一回ニ
用ノ名ノ毫一株定リ文延長ニシテ、慶幸ニ^{アマツナガ}アマツナガ^{アマツナガ}トシテ

連子切オリ。山上ヨリ下し城。テ勝樂ノ三奉ニ渡セ。下ノ國奉

多買者預下知。」輕卒各使砲手開刀劍刀槍等器。

之餘子十餘人，主客至死俱不以口言，前未有也。

24

兵備一陣、追手力戰、終之討死。竹村將士、中西、孟主、毛利
お手痛ク、追手敗、討テ創テ蒙ル。松倉兵石門、向與連
倒入、而我一深キヲ、終テ死ス。此國本領、兵八、號子
相扇而敗、討テ首數五十余級、得シケル、農民恐立走
敷等、之涇は村上引退、固本新為毛市正御門人、相續
トテ保江村、左屋、押詔等、所、輪徒大勢、行テ左屋門、
開テ倒石垣、上ヨリ木石ヲ投テ、掘シテ防キシ。西面、
不阿信元城、攻シケル事、而布石門、進テ攻入、トス。元後、山、
義、殺し、其外士卒、身命乞り、共に進テ攻入、トス。元後、
レヨーロッパ、屢セナリ、内ニ文弊篤居、且聖シテ、急ニ攻
入ヨリ、國本下、ナシテ、由率始吉、シテ、噪ガリ討テ、此
先人歟アゲ、明日押戻、討捕、ノ時、使石、嵩弟、攻來、ラ方
喝方無紛ナヘ、其時、笠置城、長崎ノ政府、墨後房ノ監査使
一毛主進、都司、加賀ヲ、之内外ヨリ、搜シ、討取シ、シテ、不虞
候、引人、固リ、有シ、難、長崎官、大目、ノ販落、勿シ、下知リ前
曲義タクト指揮、兵ヲ勒シテ、解ニ退キル、小右馬之、不見人、
隊々相持ニ、小木ハ、深江村、押寄ケル時、力我シテ、械、討左、
府而、脇腰、三所、ナラ、長刀ニテ、斬其外、深江、剣リ、也取、向
使ス。深江、中ニ卧、右、脇腰、ノ立、而、
博二、小木、石馬之、助、心、此時、急、松倉、水折、絕、後、松名、陸坂
守、重常、事ヲ各、小左馬門ト云。
斯ニ處、爲堂、復以之、集、松倉、號、追討、下官、近、經空、サ
セシテ、幕、一米、新成、市、高門、東外、士卒、逐合、手接我、敵
徒千人、ワリ、敵、被入、然テ、敗、後、多勢、ト、サセ、生、不獲、不獲、
追テ、松倉、人數、旦、我、既、走、遂、之、家、御、取、也、シテ、高橋、又、久、
留、富、松、石門、城、久、兵、源、石原、保、助、城、生、萬、物、充、充、也、馬、武
者、立、騎、雅兵、百人、討、急、討、シ、サセ、モ、大、將、國、本、毛、爲、方、ア、石
越、奇、モ、急、應、々、人、大、將、軍、塔、ア、同、古、乱、
往、左、陸、ニ、敗、走、ノ、當、矛、方、引、退、ノ、
愚、接、山、田、山、作、方、事、ハ、皆、昇、於、松、倉、兵、水、兵、近、百、金、諸、道、目、

賊徒欲攻鳴京城而失利事

戰勝城攻鳴鹿城、敗於天神川
松倉家、壬午年冬月、敗於西山、氣力衰
落、將軍、御徒合兵來ト、松倉家逃亡、取シテ增ス時、布津村畠畠村有
名居、御徒合兵來ト、松倉家逃亡、此
人被以鳴鹿城、督入ス、レトモ我党、連距之を、是ノ事、直三城外、押尾
在住、甚多く、城方ニテ大、號ニテ牛馬、所、村子子子間三百三十丈
未、城下、市店、未、此日古御、俗傳、向野所、向野所、奈良原鳥町
別當主、毛木殿見也、二點使、甲被手、江東寺、火、レヨ宮室、
如、富末、兩人急、城入、一派火、皆、日本新主、如、追キ、武者
如、二人起、火、一派火、皆、起、コ、コ、コ、語り、出合、支、ト、云々、日本
思、萬、ニ、城中、リ、下、内通、シ、久、付、ナ、ト、入、急、火、事、多、如、之、便、ニ、
防、リ、ニ、詰、ニ、充、事、ナ、ル、何、ニ、所、詰、城、引、入、ア、防、レ、ト、人、則、
圓、引、入、人、室、加、通、キ、門、内、ニ、内通、大、月、ニ、神、即、時、切、害、
事、毫、吸、用、急、ニ、固、本、形、爲、回、中、通、ニ、所、大、將、分、ニ、产、通、手、事、
井、村、助、兵、高、石、不、可、立、也、其、少、高、石、自、保、役、本、村、有、殊、次、流、經、治、而、
馬、場、七、又、階、於、所、不、可、立、也、其、少、高、石、自、保、役、本、村、有、殊、次、流、經、治、而、
中、家、大、多、富、主、水、口、領、ト、安、田、七、萬、石、地、回、轉、的、井、村、助、以、堅、立、
守、士、卒、何、ニ、多、元、奴、僕、多、敵、リ、レ、之、ア、モ、勝、ト、聞、見、
付、テ、深、リ、物、ト、不、忍、心、病、各、口、暢、リ、思、居、ナ、替、ニ、敵、侵、三十、全、人、
開、戸、祭、ノ、城、下、通、市、店、舊、商、主、大、子、放、ナ、一片、相、土、燒、主、市、
中、一、男、女、逐、其、孫、下、黃、底、身、ソ、處、即、今、天、地、空、襲、カ、如、ク、
同、輩、之、賊、連、通、ミ、テ、攻、入、瑞、ナ、チ、锐、ナ、チ、也、追、手、而、日、
押、手、等、行、手、等、ナ、諸、ナ、切、カ、利、城、兵、下、令、テ、防、禦、ナ、敵、侵、ナ、チ、以、通、争、
、羸、ナ、破、ナ、ト、入、ト、所、セ、ナ、御、兵、次、備、以、突、テ、敵、取、ナ、火、勝、
退、兩、木、打、力、窮、ナ、奈、所、ナ、避、去、ヒ、木、村、山、上、ソ、難、也、是、乃、チ、賊、
便、復、辟、ナ、攻、入、中、被、擒、ナ、尋、人、ア、レ、之、サ、變、ナ、火、突、伏、ナ、其、
館、ノ、處、木、村、ノ、山、倒、レ、
、羸、ナ、破、ナ、ト、入、ト、所、セ、ナ、御、兵、次、備、以、突、テ、敵、取、ナ、火、勝、
逃、南、ト、ク、放、防、敷、ナ、御、此、當、軍、城、往、日、森、竹、山、云、勝、家、想、父、叔、
倉、三、歲、後、守、吉、政、軍、害、北、之、搜、干、愛、有、馬、城、ノ、利、修、ナ、薪、禁、

城郭營造ノ海岸、傍後堅高地形ノ攻入に便シ内ニ四中
城寺ノ始ニ充常士卒七百余精銳足名ヲ堅心ノ一ツニ多々事運ノ
守城ノ難シニ空虚ニ落シト見テノ

守城久無功，空聞鼓角聲。

三百一里平當城有百馬修造

前秋常連、省家作ヨリ、來歸十九日、船及
業、已リ持、東京、松倉等、昨余兩日、戰功無聲、少聞聞
ト云

正成記 卷四百江休意計イニテ有馬長而ト相談ノ城ヲ壊解

世宗改元總制一署之元和元以後以食鹽後守宣政同長寧守
寃承十七高乃摶鹽毫脣經ト云惠第三百馬氏代一居城
噶寧城非又有烏魯城三ノ役使取三十批紙。總理噶寧城
仁倉室改新築某森往山川地也既凡有馬城ノ別稱
レテ設ニマ原城ト噶寧城ヲ一ノ今武體ニ記。者既
去禮之制前事也。而忠肅モソ攻城ノ只乱然北之政。追
東北之邊。ト飢渴之棒杵。於。空ノ城。向。上。居。其。兵。其。民。
下。テ。氣。前。リ。不。相。敵。。毫。無。法。群。敗。的。ト。被。觀。鏡。中。中。

ナリ皆日ノ合戦ニ多討・「机」路是根ノク城ノ「巻所」斬死也。ル
因干有ノ如ノ謀ミナソ引取テ一所ニ集ム・十場モ定ム。故ニ
其村し・方角ノ位セ自ク二方ノ分敵ス。若村ノ西村一役シテ
他一路ニ走ラズ。建家トテテ一直引ハ自無。謀モ有ニ。密察
ス。キニ左七トキニ右ノノアリ。謂テ「錦」呼カ心ノ腰セ。且耳聞
下ノ數ト一木ミ。シナト間ニ信ニ思シノ宵十トス。密察未テ
敗ス。勝ナタモタリハ下懲者ハ震イレシテ何ノ裏切スル
心下ニ。只物見ニ當法リ。翻ハ「トト云」信工哉。便ナ師傳ナ。變
シキ。

佐野忠善納糧於城中。有櫻山卷正之事。

島原ノ惣代佐野惣左衛門忠善皆庫直ニ民ヲ恤ヒ。忠信ニ

君ノ謀ナカニ主味シ。忠吉耳。近ノ臣庭ノ監メ。隔シロハ忠善

刀謀害ニ容尼所アリ。空ク吹干刀墨ノ懷ナ。其肉内ノ墨ニ山口
絶ニ。勝家嘗侍日ツツメ。酒宴中ニ盛ナ。其傷流ノ刃ナ。多ク
外ナシ。酒宴中ニ。酒外ナシ。食後飲ナ。極モ私情也。忠
家奉ノ。費シ。尚甚。失且體内ノ威。不時ノ謀殺ナリ。之ニ忠
市居村告ぬ物。相持ナ若干。遂ニ出。云此上ニ高家兵兵利。

既ヌヘ。得大義夫。其意。蓋ナ。勢ナ。底氣。渾于其沒。農

ル者アリ。上ノ恨。更ナ情ナ。宋太ノ用事ナ。送耶。上機。徒ナ。收ナ

鳥夷城ノ圍。忍耐ナ。ナニニ用。佐野忠善。微病。御引。曰。付

松弟ニ。無事大ト云。帝ニ。法令ナ。最甫。ノ。其村。忠善。ハ。謀殺寧

歟。厥ノ。深外ノ。邊上。ワカヨリ。一。跡人患。惟。三。宿。ノ。宿。ノ。一。

ト。欲。ス。ハ。心。シ。此。帝。保。御。ア。一。五。〇。以。チ。農。家。相。淡。ノ。本。敷。三。百。

余。石。ア。集。ノ。出。ア。ノ。重。松。倉。家。篠。原。接。山。吉。之。泰。正。十七。歳。

宿。山。吉。之。又。ヲ。預。シ。佐。野。忠。善。命。ニ。隨。了。櫻。山。ノ。松。宅。ニ。伴。帝。ア。

病。ノ。暇。又。予。攝。シ。武。智。留。ノ。幕。タ。一。時。社。度。出。草。ハ。ノ。乃。櫻。山。

相伴ナ。米穀ナ。舟。三。船。之。京。ノ。萬。余。城。入。シ。ト。已。幾。ナ。備。
ト。可。之。賊。徒。六。百。人。攻。進。隣。ニ。追。撃。テ。連。ニ。音。ナ。リ。備。
切。害。シ。矢。石。ナ。奇。々。呼。ミ。震。ナ。櫻。山。ノ。見。ナ。推。算。賊。後。遁。シ。シ。一。備。
ナ。取。シ。向。シ。ト。ス。俄。師。被。シ。安。ト。創。シ。テ。所。近。心。被。感。シ。尾。リ。

而。ニ。犯。若。事。シ。只。是。血。氣。ノ。雪。泥。ノ。武。道。上。家。ノ。晚。ラ。ス。
即。迎。今。身。ト。還。ニ。猪。ノ。合。ニ。争。以。万。倍。ノ。被。害。シ。シ。討。伐。

シ。之。難。力。城。中。石。ノ。賊。ノ。防。リ。ノ。器。ニ。附。二。敵。ノ。目。ニ。二。大。怒。一。ハ。救。守。

前。而。シ。之。兵。報。又。詫。有。ト。ナ。フ。何。シ。以。テ。ク。城。中。三。日。ノ。飢。救。

之。無。用。血。氣。下。理。推。判。無。ト。ノ。本。シ。バ。傷。山。心。腹。シ。戰。僅。リ。

愚。口。耳。入。シ。水。手。ナ。而。」傍。ナ。立。テ。追。ニ。冲。ニ。滲。出。ア。賊。侵。守。

是。膳。シ。ト。嘴。ナ。反。折。將。近。身。シ。ニ。憐。化。ナ。放。千。石。ヲ。提。テ。始。シ。底。座。

三。急。シ。不。中。之。但。與。之。出。サ。ト。セ。シ。時。投。卫。ト。大。石。嵩。山。背。首。中。

シ。ロ。民。身。ノ。傷。ル。ニ。至。ト。ア。リ。キ。丈。ヨ。院。ヲ。傷。テ。風。ニ。往。テ。程。ノ。崎。奈。

大。渡。頭。ニ。至。ト。黑。城。中。入。シ。ト。二。城。門。ナ。シ。シ。復。ノ。下。曲。池。大。池。

前。ニ。至。ト。入。シ。ト。乞。ノ。城。丘。ノ。立。リ。異。シ。佐。野。己。賊。往。討。シ。レ。ノ。瓜。園。

又。賺。更。夜。中。ニ。半。ヘ。ト。不。富。何。讓。諒。諒。ト。由。断。ス。ト。テ。傾。?

矣。名。ソ。下。シ。新。神。ノ。佐。野。部。級。ト。ノ。大。ニ。呼。シ。暨。恩。子。氏。誠。ニ。凶。年。

ア。マ。ヨ。ナ。ロ。ク。天。音。申。ケ。ノ。城。中。不。寒。理。ナ。」旨。云。大。事。ハ。事。

ニ。テ。シ。知。フ。ラ。尚。モ。疑。シ。外。ア。ラ。松。明。ナ。去。テ。二。ノ。秋。面。リ。見。ナ。ル。

云。レ。ハ。城。兵。宣。モ。心。少。相。リ。投。出。シ。ハ。附。是。ト。振。三。三。給。ハ。

説。ナ。佐。野。ノ。且。預。シ。ノ。鬼。桂。櫻。山。モ。云。逐。シ。ノ。矣。石。ノ。止。ノ。城。太。

南。國。本。中。多。曾。ナ。若。拾。拾。拾。拾。拾。拾。拾。拾。拾。拾。拾。拾。拾。拾。拾。拾。拾。拾。

得。了。悟。シ。機。業。ノ。而。リ。手。ノ。カ。ハ。佐。野。ノ。林。義。シ。第。死。死。ナ。定。ナ。城。

内。ノ。攝。ロ。ト。堅。固。ニ。三。ノ。一。保。山。ノ。後。話。ト。待。居。ノ。

傳。玄。後。城。主。下。看。ア。ノ。有。馬。表。去。保。山。ノ。弟。モ。佐。野。櫻。山。母。庭。ノ。

佛。ア。ノ。其。後。松。倉。家。在。遠。ノ。日。櫻。山。ノ。施。所。ノ。古。連。シ。ト。種。

無。足。一。僧。外。沖。免。了。櫻。山。是。非。ナ。良。レ。長。峰。住。ア。本。成。

森。四。石。政。ナ。櫻。山。没。松。倉。家。ニ。ト。鬼。桂。山。二百。石。拾。ア。後。二。

倉家老主里後府内、昨日付牧野侍戦改次林舟波守吾
改七卫六面日戰、次序一役烽起ノ趣ラ一乞ニ往進人同
ヨリ岸裏へ長門間、鐵砲ヲ仕機桐シク城ヲ相守

寛永治迹卷之二終

寛永治迹卷三

鳴原大鏡聞於肥後府城付告之翌後府内監査使事

松倉家老乞援兵備聞付監査使訴錢之事

肥後長臣擬篠輕奉於鳴城付監査使副止之事

神藏近風僅文革、皆大之跡四郎之事

肥後長臣訴天草一揆前監査使事

捨四郎之伯父及母婦於肥後郡岬河喜多九合人正吉謹
兵之事

唐僧軍勢加富田城事

賊徒欺唐津勢而寄手合敵之事

寛永治迹卷三

鳴原大鏡聞於肥後府城付告之監査使事

某記肥後國守元近御少將擬西院一秉拂外、太宰源利主細

忠利公令嗣擬四位侍從肥後守充利公

長臣長國忠定青雲里與長

大監物語是季及長國物語由左衛門若葉延之再外易守者ノ謂

常良法令ヲ正し職分ヲ守レ那若在城日ノ如ノ底ノ安シ國ヲ治ム

時之公弟ノ暇ニ張圖是季ノ寫ノ同僚長國達之

拓主開基

久保家文證號主某ノ例、侍ノニ半殿漸熟シニヨニ奇

正リ相争ノ黒白ノ先生已ニ渡ニ侍ス時近之已、老少打テ某李

傳ナリ寺下石川捷上ニ足ノ不善ニヨリ大鏡而南ノ天ニ貴リ

之ノ間ノ是季子臺石持トヨリコニ不要誤ノ砲声ワタ今ニ等
矣武ナラニ其詞未了ナラニ復ニ一声相聲ナラニ而呼ニ?

声ニ合ヒテ是、於テ是季子臺之上也、相即ノ同歌ノ長音工ニ不合

意、間人ナセシナ其趣ナ探聞シト機久所ニ景ナ近因ノ付見

當初立一處當奉表耶舊山城
詔書是奉事方圓三心三事
勝敗爭工夫鍛銅木
心用一開心開兵亂、塞古人所
謂賤東南首心火在
ト教ル道合一各之林茂已ノ長國化定等與義而對
石吉英秀長國是事招評議ノ向神却走再宗門草創事也
東宮印在也時國ノ鈎羽ノ況又事無縫他に侵も未達
制御ノ治ニ其志ノ勤不於才故天下少安久共用之
其機ノ運ニ其志ノ勤不於才故天下少安久共用之
其機ノ運ニ其志ノ勤不於才故天下少安久共用之
前ト一空ニ時事キノ後人及之先ニ平ノ之ヲ復利多也
トニ謀トニ空回シ也日小西ノ從ア今ニ被耶宗前志者
多矣ニキニ非ニ事臨丁度想人時ノ最幸也之安せし所トニ毛
又識處アフニ謀ニ定ニ時隣ラシテノ足疑ノ胸ノ通而ノ今
鳴京ノ農民一揆ノ企ム更起所早事也而王ニ今
其國生ノ不祥ノ是天下ノ庶也時邦君迷惑中十正五王
其國生ノ不祥ノ是天下ノ庶也時邦君迷惑中十正五王
連承義制ノ業レニ各如何ト云兩人尤主務セト同レ遂一封ノ

84

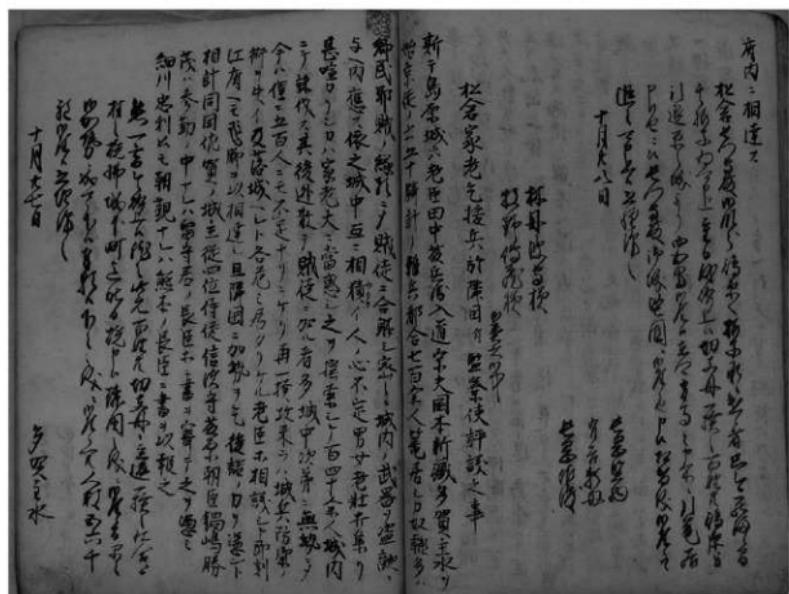
林昇

萬物皆有裂隙，這才是生命進步的途徑。所以，當你遇到困難時，不妨試著從另一個角度來看問題，或許就能發現新的機會。

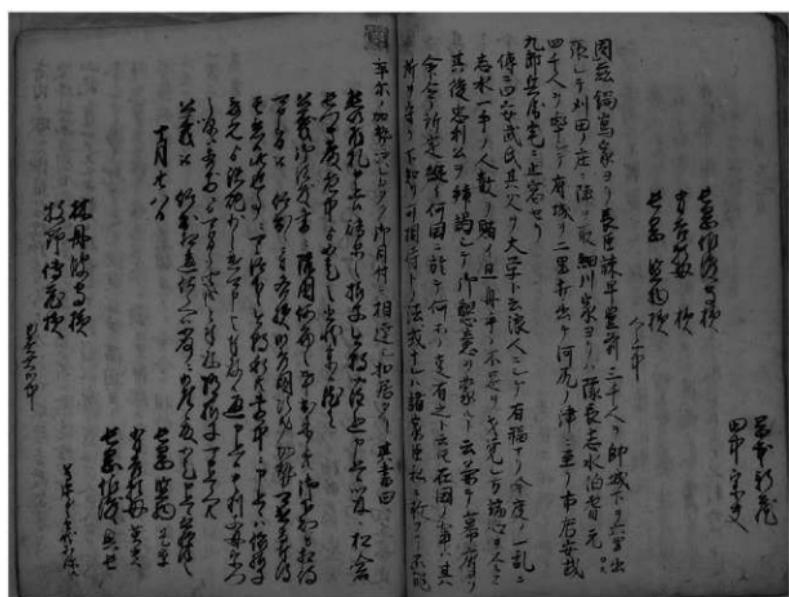
卷之三

卷之三

35



36



37

舊內ノ城ニシテ中日貿易事務所傳來成次林博士守吉政部平ヨリ見

青史

毛氏

卷之三

山乱と及んで少しだけ難しくなったが、下層の兵士たちは、不満を抱いていた。そこで、元老院は、大將軍として、元老院の元老院長である、源氏の源義朝を起用した。しかし、源義朝は、元老院の元老院長である、源氏の源義朝を起用した。しかし、源義朝は、元老院の元老院長である、源氏の源義朝を起用した。

南
宋
文
九
月

林氏藏于元

卷之三

相追テ又一封至。其六書。ツ

萬物皆有裂痕，那是因為光要照在上面。所以，你得接受它，並把它當作是生命的亮光。

38

十月
肥便長臣擬萬輕率於鳴城、督監變不使制止之事
無不至。島主一連三人者、物見追、逐未嘗肉食、數十
騎馳若城中、ヨリ通し出しが、ノ葉内し攻廻、捕、再害米ラハ
仁合方防風、術リ失イ怕クヘ没落運リケン。右ガハ長臣等
相謀ニアヒ早ノ即日付ノ裁判モナチ軍兵共、差向後詩モナシ
山賊ノ内エヨリ授ナ惠ク討捕忽ニ平治モニソリ而ニ今薩
長、寛義、時日シ移テ人喫屋ニテ石ヲ、擣シ壊破テ土俵リ集
爾後日迄ヘリナフス。島事落成、及テ、殿、御近威、接、政
事家西目リ失ニ忍氣奉下、大法トハ、是非モナキ唯ニ能也
足輕ノミ算道ノミハ尤マニ制禁リ犯レ松之兵、起シナ
申ルハアレト何モ高堂其旨、雪ナ松力ノ寄シテ有肉内
相伺

育
大
九
圖

卷之三

齊東野語

卷之三

兩所見了了大喜如何セド評定スエキ幕下大法宣べ
松六詩カリ所詮程々江府ヨリ、金人子ヲ相待シ即上表
遂ニ返簡ノ謂「懶城」也而フ是蓋ナル良書三曰

中一書の所によれば、元は「中華書局」といつてゐる。

十月廿日
格丹院寺

林丹院子

卷之三

肥後・長崎守・延一・被閑・此六・免用・詔諭・賛・不及・縫・鳴原
落城・及に我手之一・如何トヨミ・一千余基・府内ニシテ・御止マラル・
上六・宣・主・自・仕・と見合シ・ト松倉・吉宗・秀・李平・逐書・授之・
河原・延出里・木水伯耆一備・サ萬葉守城・招・召・揚・火・化留城
モ右・右ノ・加ノ・制セシムニ・二編・萬葉守・出旗陳・主三・前ノ引取
ハ・ノ・燃也・箭・箭・流・如ノ・馬東・主・點候・舟駕・加・八・才・人・拿・シ・
遂・一車前・大丈・ト・リ・松倉・食水・一滿・小水・ナ・以・利・ニ・難山城
破・作・ノ・勢リ・露・イ・其・強・暴・志・ニ・傍・人・無・シ・ケ・攀・勒・ア・
神敵・逆風・偃・天革・曾・大矢・序・四郎・之・事

七言歌
名古屋城

如是逐詞下り豫回後共一聲の序止有只肥前長良守已一ノ得六若

メテ被毛も更に高ひ江有邦君一度に注進に奉度邦君自筆

逐書ナシニ而本ノ御内所法令ヲ蒙承シ津浦ノ書所ヲ猛

斷ケ篠人ノ出立役人間ノ防備トシ萬葉加那上哉ナ今之道

行左ノアマ外西國文小名悉ニ率勤申ナハ國人此事ヲ傳聞仰

希タニヨリ大勢ナ吹ヒ可人声ナ吹ヒ如縛合周及スミヤ耶宗

一降起ト肥前肥後・充滿ナ其數義千人計フリニ歟從相

誠と南雲國ト體ニ玄程ア日本ノ政取ム勿ニシ神社伴同上

シ神佛席依人民意ヲ切害セシ天下常暗トシテ中ト種

山瑞ト招ト合ト淳謹區々喧ノ上ナ下ト周幸シ貨歎ノ歎

無星ナ荷人等ナ集水ノ運往西運開ナリ市右方物

便シ備シ老少ナ集祭設詩歌アリテキモト王室ニ賜

者ナ浮し漂元ト御手之四海洪波ト歌マレ

捨四郎之伯父母所於郡浦口書之

中主天子雖大臣家山城門大舟歸巴野好次ノ第

左近也亦不之專ナ郭家深處看ニ無二ノ宿舎ナリ其邊一万余

石ノ塔ナリク耶家ナリ其外一揆ノ罪僧ト他ノ村里ニ押寄

不隨省ナリ切害シ篠人耶家ノ別入者ヲ支配農民暴威怖

而廢、テ一人之比ノ者ナシハ甚惡父子ト肩並、並、連呼震

ノ服、三三然々。職長甚惡其身、天革ノ在ト季嘗ト字出殊

置今度企露頭、必定被殺ト、謀ナシニト詔書

我不六旬、余ノ宋猪リ極、被ナシ殺ナシ、人可、猶可有年

日夜四十傷、シテ寢食を乞ニシテ脣ノ小傷門此解ノ見心、忍ズ

酒三升、妻子ヲ連シ至五邑、兵房臺事ナシ、左馬門、之之始慶、

浦ニ差向テ都、浦ニ宇出都、内ニテ天革ノ海岸也細川

家領内ニト相即ノ旅谷ヲ堅ト相改カル心ニ
小在ト思モ不寄十月晦日申ノ刻ナリト著岸シ轉駕
宗東九郎在ト云浪人取來、羣人此解ノ見心ト早折
大左官郡浦彦化ノ相達ヲ折弟房在鳥出郡申ニ
始子太郎吉十三歳ニト雷寺居セニ焉居候ノ者母匂久幸
云氏血氣ナリ、言不收事ヲ附連一案セシナリヤト太郎吉ニゾ
ハ、手術ナリ、不令合て東外ノ医旨ナリ相催シサアラヌ解ト出合
難、捨持シ供給、有病則以之、又山海珍味ノ集ノ持シ、靈應
惠之ノ照、ト先未食惡ノ御民何、思慮ナシナリコロ、殘益
集ハ蝎ノ如ク上下不見、沉醉シ前後ヲ忘、祀席ヲ脫シ跡
ノ脚も坐外ニ出ク老矣此醉ナ見ミシテ時令ハ好ノ早秋、
ト際ニ置シ完寢ノ若看地ニ下知シハ太郎吉始ト侍テア
トナ壁リ既放ナ躍身ナツク歎驚ナ起テノルナ老婆也ナツ
ト左門ノ手取骨ナツカリ、嘯ナシミテナヌ何モ喧シ謝シトナ
ラク取骨ナツク老吉は歎えアシニ落ロ上ニ落モリ人モ不發觸
捕先番西郎リ伯父大左郎一揆ト大峰山城左馬門主近、わ左馬リ
第同兄弟節、カホウト小笠り渡辺、ハナキモ高井同長也、
外僕六人也加シ、御都ノ人モ人、通甚急傷手、腰ナシ、共
撫ニ御合十二ヘ補レシト、ノ守護シニ御内所御内所御内所、
彦文支、船木、裁木、利川、利川、利川、利川、利川、利川、
注進シ、伊之右生、持人、受取トシテ、府城ヨリ金津又ナ市小林十萬
ナ差遣、被毛因人、請取ノ府城三郎、堅シ守御ヲ發シシム
邦君此第、勤テ國寶ニ至テ都浦奉吉、采地ヲ賜。

傳曰都浦人御吉先祖阿波守大吉司義也、今度冬節去就
三十石ナ賜、其後父考左衛門、力作高八十石、子三郎左衛門、下
ナレ御子房組ニ召加、郡浦ノ定番役トシテ又曰今度、
因人共、然本ノ引當、明年正月耶賊有馬尾城中乃
夏市即日高町市之乞ニ金、吟咏ノ口書ノ調シテ、

大矢野小丘衙門口書

三國内匪賊平定 捕拿成敗 記事
開了得見故三清縣行本 誓言

之文書記

乃更不居處
町市元願

大矢野小丘衙門口書

三國内匪賊平定 捕拿成敗 記事
開了得見故三清縣行本 誓言

之文書記

乃更不居處
町市元願

寃家年五月

乃更不居處
町市元願

第三回 島平坂に御出立
肥後國宇都郡より古捕へ人頭大内村小左衛門同前小善兵
殿見面會主五郎四郎始至四郎即拂衣歸てト云
萬葉集今季又春鳥歌詠聞テ書トイ是亦天草一揆之餘
アリ本文又有鳥歌詠聞テ書トイ是亦天草一揆之餘
等ハ定テ此小左衛門口書ノ題ナリ子衆書ノ旨仕テ四
郎リ伯人小左衛門ト書ス然ニ四郎母口書。小左衛門
四郎海賊シテ小當トトロソ四郎拂人為之七左衛門正
伯父ト。是ト支拂トトロ不事ト。蓋シ小左衛門四郎伯父
シテ夫也智男小良房弟長良次郎乃四郎リ拂第才也偶缺
少共居ル小左衛門ト云。

48

大・ナリ郡中津・堂・結・耶志ノ一ノニ年夏ノ不收日往ノ不動
 宮守リ破壊・寺院・焼て・寺滅・法令百反無カ如・御官ヲ
 捜・抑・一輕卒・切シ暴遂ニ密・不御・軍・城・兵・在・高
 重利火・怒・先張手・引・捕・糾明・逐・下手勢・百人斗・
 横犯六十挺・相流・都合三百人・人・太・去・罪・上津浦迎・差手斗・
 不知人・所・代・官・其・外・押・一・士・足・輕・不・半・行・赤・解・手・逃・
 頭・毛・束・レ・申・人・敵・被・害・密・手・被・以・當・之・多・人・士
 民・人・一・撞・ナ・ハ・互・端・漢・バ・ラ・ント・思・イ・ニ・室・以・二・方・小・雪・津・宁
 仁・仕・シ・度・シ・合・我・名・待・花・一・時・當・十・諸・浪・人・又・百・日・天・草
 伊・至・寺・友・人・ホ・ミ・威・具・モ・多・渴・シ・幕・テ・穿・法・モ・傳・達・シ・物・制
 リ・故・老・ナ・高・士・夕・肆・大・将・四・節・ト・申・萬・氣・智・經・無・双・外・法
 成・就・若・者・ニ・下・壁・上・ニ・馬・騎・上・レ・面・モ・ヨ・フ・飞・行・而・
 フ・テ・凡・リ・テ・天・祀・リ・駕・セ・雷・霆・ノ・降・シ・変・化・奇・妙・ノ・術・得・シ・
 其・外・相・方・ス・曲・者・若干・也・依・チ・大・久・野・十・東・云・ニ・不・及・極・事・以・
 唐・浦・津・ノ・郡・中・村・不・残・一・而・九・十・万・三・之・及・シ・斯・剛・強・
 大・數・少・勝・以・テ・向・リ・ト・印・以・テ・盤・石・ニ・授・カ・ル・佛・是・端・端・
 于・二・味・方・ノ・敗・軍・必・定・也・既・六・愁・十・軍・事・ニ・下・却・テ・敗・戻・不・足・十・ト・
 世・也・嘲・喚・リ・定・二・如・何・ア・コ・ト・語・リ・ハ・ハ・セ・モ・三・毛・當・急・此・上・
 自・カ・リ・及・ロ・シ・ト・大・丈・距・向・ノ・ト・止・大・光・城・近・鄉・ノ・古・民・妻・子・
 ヲ・召・捕・子・質・ヲ・李・子・此・迎・不・歸・一・類・ナ・唐・津・二・城・主・空・勤・中・
 留・守・居・ノ・臣・相・第・ノ・食・伏・ス・三・天・革・ト・加・敷・ト・差・手・コ・ト・云・ア・リ・
 又・否・一・是・農・民・ノ・ノ・企・シ・下・ス・何・様・イ・連・ノ・該・復・シ・勤・人・
 一・種・ノ・起・ド・ト・え・ア・ニ・辛・ニ・加・算・ノ・保・城・人・數・少・散・シ・後・悔・
 故・延・列・ス・其・間・賊・罪・而・益・山・徒・シ・號・宿・ノ・勢・竹・ノ・破・カ・如・慈・威・
 报・兵・凡・十五・百・人・土・日・唐・津・ノ・去・報・同・七・日・午・刻・中・富・
 国・三・者・草・
 或・嘆・嘉・津・勢・海上・風・波・不・穩・同・九・日・暴・船・落・國・云・
 第・西・鳥・島・記・曰・天・草・功・初・舟・民・十・月・廿・六・日・九・日・一・撞・全・天・草・内・
 文・大・野・野・村・上・津・浦・村・廢・子・垂・峰・島・子・大・浦・全・津・今・起・四・町・
 峰・田・是・皆・當・四・印・時・日・カ・勤・ノ・信・仰・ノ・一・撞・セ・シ・心・中・惠・
 三・毛・發・萬・十・月・廿・九・日・大・崎・子・土・出・原・二・町・山・口・村・高・村・下・
 云・於・二・小・門・御・伴・文・連・ノ・ラ・一・而・人・偷・捕・免・罪・セ・シ・石・村・
 官・大・宮・司・藏・ト・云・村・ヨ・佛・天・連・人・同・内・路・浦・行・ノ・所・代・
 官・間・付・男・サ・云・獨・持・火・ア・リ・行・ノ・像・ノ・代・
 旦・ハ・便・ハ・ナ・セ・三・毛・廢・島・島・大・崎・子・ヨ・岸・ノ・平・一・唐・津・ノ・中・惠・
 大・當・表・印・五・冊・一・撞・リ・起・ス・周・大・崎・子・ノ・令・出・展・十・相・報・

郡中・ヨ・ツ・シ・ニ・起・シ・元・佛・地・ノ・以・テ・附・稱・業・得・シ・京・之・
 把・手・何・ノ・令・義・ノ・通・リ・知・下・芳・農・文・武・家・對・牛・時・勝・
 天・不・寄・異・議・及・ハ・一・ニ・路・倒・シ・稱・神・ノ・音・別・ニ・何・ワ・詰・
 ラ・ニ・而・ハ・如・是・百・事・丁・中・懸・佛・是・三・毛・苗・木・裏・寒・ノ・深・説・
 菩・提・六・十・挺・相・流・都・合・三・百・人・人・太・去・罪・上・津・浦・迎・差・手・斗・
 不・知・人・所・代・官・其・外・押・一・士・足・輕・不・半・行・赤・解・手・逃・
 頭・毛・束・レ・申・人・敵・被・害・密・手・被・以・當・之・多・人・士・
 民・人・一・撞・ナ・ハ・互・端・漢・バ・ラ・ント・思・イ・ニ・室・以・二・方・小・雪・津・宁・
 仁・仕・シ・度・シ・合・我・名・待・花・一・時・當・十・諸・浪・人・又・百・日・天・草・
 伊・至・寺・友・人・ホ・ミ・威・具・モ・多・渴・シ・幕・テ・穿・法・モ・傳・達・シ・物・制・
 リ・故・老・ナ・高・士・夕・肆・大・將・四・節・ト・申・萬・氣・智・經・無・双・外・法・
 成・就・若・者・ニ・下・壁・上・ニ・馬・騎・上・レ・面・モ・ヨ・フ・飛・行・而・
 フ・テ・凡・リ・テ・天・祀・リ・駕・セ・雷・霆・ノ・降・シ・變・化・奇・妙・ノ・術・得・シ・
 其・外・相・方・ス・曲・者・若干・也・依・チ・大・久・野・十・東・云・ニ・不・及・極・事・以・
 唐・浦・津・ノ・郡・中・村・不・残・一・而・九・十・万・三・之・及・シ・斯・剛・強・
 大・數・少・勝・以・テ・向・リ・ト・印・以・テ・盤・石・ニ・授・カ・ル・佛・是・端・端・
 于・二・味・方・ノ・敗・軍・必・定・也・既・六・愁・十・軍・事・ニ・下・却・テ・敗・戻・不・足・十・ト・
 世・也・嘲・喚・リ・定・二・如・何・ア・コ・ト・語・リ・ハ・ハ・セ・モ・三・毛・當・急・此・上・
 自・カ・リ・及・ロ・シ・ト・大・丈・距・向・ノ・ト・止・大・光・城・近・鄉・ノ・古・民・妻・子・
 ヲ・召・捕・子・質・ヲ・李・子・此・迎・不・歸・一・類・ナ・唐・津・二・城・主・空・勤・中・
 留・守・居・ノ・臣・相・第・ノ・食・伏・ス・三・天・革・ト・加・敷・ト・差・手・コ・ト・云・ア・リ・
 又・否・一・是・農・民・ノ・ノ・企・シ・下・ス・何・樣・イ・連・ノ・該・復・シ・勤・人・
 一・種・ノ・起・ド・ト・え・ア・ニ・辛・ニ・加・算・ノ・保・城・人・數・少・散・シ・後・悔・
 故・延・列・ス・其・間・賊・罪・而・益・山・徒・シ・號・宿・ノ・勢・竹・ノ・破・カ・如・慈・威・
 报・兵・凡・十五・百・人・土・日・唐・津・ノ・去・報・同・七・日・午・刻・中・富・
 国・三・者・草・
 或・嘆・嘉・津・勢・海上・風・波・不・穩・同・九・日・暴・船・落・國・云・
 第・西・鳥・島・記・曰・天・草・功・初・舟・民・十・月・廿・六・日・九・日・一・撞・全・天・草・内・
 文・大・野・野・村・上・津・浦・村・廢・子・垂・峰・島・子・大・浦・全・津・今・起・四・町・
 峰・田・是・皆・當・四・印・時・日・カ・勤・ノ・信・仰・ノ・一・撞・セ・シ・心・中・惠・
 三・毛・發・萬・十・月・廿・九・日・大・崎・子・土・出・原・二・町・山・口・村・高・村・下・
 云・於・二・小・門・御・伴・文・連・ノ・ラ・一・而・人・偷・捕・免・罪・セ・シ・石・村・
 官・大・宮・司・藏・ト・云・村・ヨ・佛・天・連・人・同・内・路・浦・行・ノ・所・代・
 官・間・付・男・サ・云・獨・持・火・ア・リ・行・ノ・像・ノ・代・
 旦・ハ・便・ハ・ナ・セ・三・毛・廢・島・島・大・崎・子・ヨ・岸・ノ・平・一・唐・津・ノ・中・惠・
 大・當・表・印・五・冊・一・撞・リ・起・ス・周・大・崎・子・ノ・令・出・展・十・相・報・

假一往上津津御所御ノ御事追一後御一今事起此城、久敷中。一
輪退治、向為御所御細物及二四程軍、被差遣、様云云缺使
土月吉印ノ刻氣者、唐津六兵庫頭、留宿ヨリ岸田助左衛
士者、使ニテ賀三日寅、刻江戸ノ道達其後行して解候ノ三宅
方ヨリ加勢二組二甲越、反天草も久勢也、一後御皆と船レ御
處に可然相次閑取テ岡崎、四組同日出船海上四十里間
十日到着スト。

職徒歎唐津勢付寄手分取事

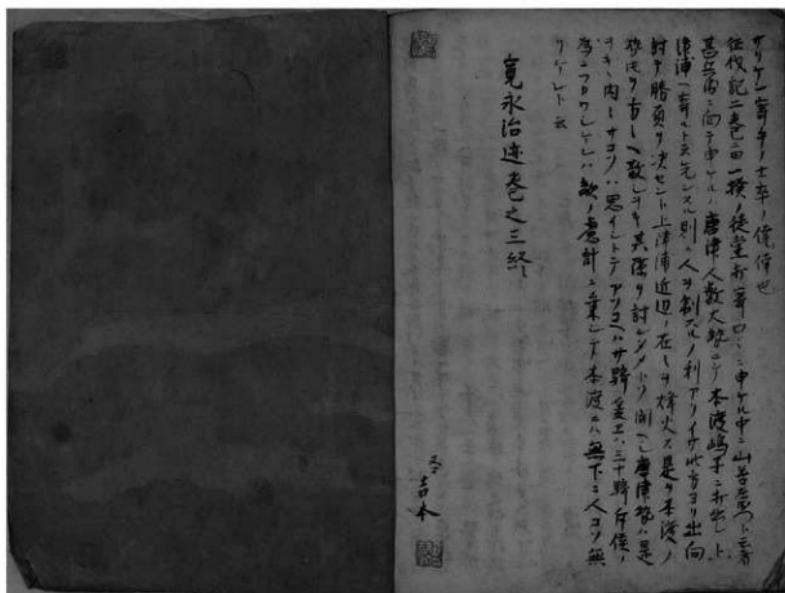
唐津ヨリ、援兵千龍ノ水を捲テ天三昇刀加勇道にて舟ヨリ上、
城中ニ入テ三毛事利、謁々城兵モ始テ蓮活ノ思ヨリ十兵ニ進
シテ職徒謀伐、高歌モえ無しに衆御物候トヒテ未渡空ノ音、押御ニ
詮モシ其又メ、持テ勝敗ヲ我、城ニ不セ、此上津津、押御ニ
長途リ經一人馬ニ引シ敵、遂ニテ討テ一無難、做タリ然ル、五里
程出張シ、本渡近ニ心に敵、勤幹リ見聞共其上、テ軍慮ナ廻
走、隨テ追當セント相討リ同日、富國ノ發、本渡、弓、押御テ

本官の宅ノ木陣、各村中、富貴取御手承テ心ニ繫人馬、想意

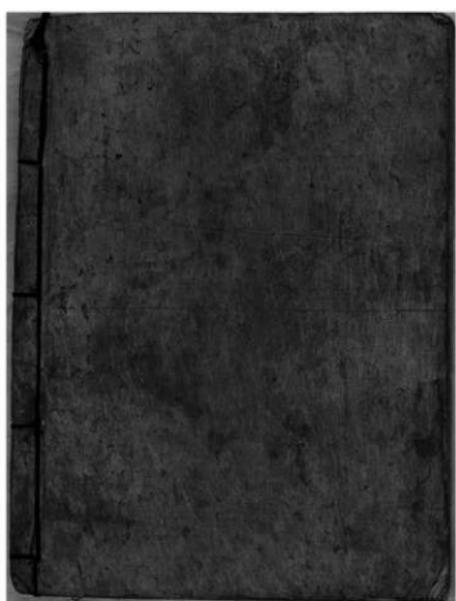
「四郎様ノ之ヲ察し本渡皇子御民ナ志ノ御宗ト一叶御盟
コナシ謀討テ委示、合せ人間を取リ約略シ置キ只何ニ何ニ
心服シ居タク、斯テ民子カラ百年ノ岡崎澤太木本傳侯ノ前、
シテ摸様ノ間テ、民首隨テ、之ニ因近東大院、即西御子耶、
常ノ私ノ御隊ノ不遠跡不至ニ推テ宗門ニ引シ若遇アセ
色アシハ勿ニ切當ニ依之御申、諸民已ニリ不得當時、急難
ヲ過ニム且ハ妻子ノ身命ノ情、思一味併て而反當村ト皇子
者ハ互に御家ノ好アリ、殊更、忠高公二代ノ仰頬知テ、數十年
忠惠、忠家ノ傳ヘ、故カ故ナ、雖ノ、雖、遠今帝、那須
与ス、ロマツ、而月一様、申合、左石ニ事半軽財、今日丁度八不、
逐逐急急ス此旨急峻財、申合、左石ニ事半軽財、若上津津御所者氏押御
能カ可仕ト用シ、不思往追、又斯カ御御ノ御事、大軍ノ卒、
討出王、告、一様生、大軍也四郎、始終民子公微功、恐怖リテ
無程陣各仕ウ、而又是ヨリ皇子、近之小人政、令テ向テ、

味方ニテ、雷氣ヲ衝突、殊氣力、落落ニ何、キモテノ易ニ加勝
利必定ナラント實ニテアリニシテ、三毛ノ始士將何ニ宗瑞安
ナ、余等ノ中首、仕ニテハ皇子一人數々差向、シトミ室屋安
ナ、大將トノ並、何九郎林又前門、御長臣御酒左衛門、中嶋主
古橋庄助、細ノ銃砲六十挺、其外株木十郎大野助義、中嶋主
十五人、猪兵二百五人、引合ナ同九日本源ノ立テ小嶋皇子、方
道食人島皇子云、味方、陣多、東北一方四五里、伊豆、俊卿
嶼城ノ側、北ハ江海、苦尾ノ源、東西、峻祖ノ石徑通、且本渡
橋、各、一里余、遠干傍リ、時、勿易、毫、稚鬼ノ性未テ、騎者
切所、ハ、一夫怒、ト、我、揮、一万卒、モ通り、難シ、僅ニ先箭一里、保、
上津津ニ神御佳花、威ノ震、ノ、聲、斷九州、奉、一充滿、ソリ
斯ル地勢、シ、不、并、多、リ、又、味、方、リ、差、向、ニ、軍、慮、ノ、程、ノ、寛、モ、
其ノミナラス橋本、ミ、然後、押、御、ト、剛、シ、ハ、偏、テ、其、リ、押
シ、ト、國、鳴、セ、而、豪、勢、リ、將、上、御、良、御、本、立、御、左、夷、ノ、差、拂、二
造、シ、テ、下、武、日、秋、代、テ、被、ノ、而、レ、外、又、正、氣、時、造、シ、テ、本、事、
造、シ、テ、下、武、日、秋、代、テ、被、ノ、而、レ、外、又、正、氣、時、造、シ、テ、本、事、

肥前島原紀白橋本村ノ石原太郎左衛門、ヨリ皇子太郎ノ以、唐津勢、云
然テ、ノ、押、御、ナ、可、討、不、ト、云、此、後、者、ニ、本、戸、在、唐津勢、所
ニ、今、敵、シ、ト、不、意、可、御、御、ト、ノ、謀、ト、宗、家、ト、ニ、通、送、之、何、モ、相、謀
シ、送、御、シ、テ、ル、今、冬、御、左、衛、門、大、机、ニ、在、墨、見、対、本、戸、歟、
可、不、ト、云、而、反、本、戸、左、衛、門、明、テ、近、丁、弓、馬、ノ、通、御、事、
隨、サ、リ、シ、リ、ハ、國、鳴、七、郎、左、衛、門、御、本、立、御、左、夷、ノ、加、勢、シ、テ、
又、湖、干、波、忘、却、シ、ト、思、ノ、他、去、今、前、日、造、置、シ、人、數、ノ、取、逃、逸、
一、河、ノ、渓、不、節、兵、御、砲、攻、凌、追、ニ、次、重、ノ、之、運、通、シ、湖、干、波、押、御、
其、外、諸、所、ノ、見、計、イ、二、人、三、人、配、合、シ、テ、此、洋、御、所、ノ、守、カ、ハ、
奉、渡、ノ、自、ラ、無、愁、也、幸、近、家、兵、法、ノ、修、練、ノ、修、觀、參、ノ、限、不、
者、王、之、不、容、所、レ、孫、子、吉、の、然、ナ、ノ、此、御、空、子、法、モ、ノ、守、カ、ハ、
レ、不、容、所、レ、孫、子、吉、の、然、ナ、ノ、此、御、空、子、法、モ、ノ、守、カ、ハ、
討、出、王、告、一、様、生、大、軍、也、四、郎、始、終、民、子、公、微、功、恐、怖、リ、テ、
迎、ヨリ、沿、ニ、富、國、城、攻、入、ノ、何、シ、出、軍、ノ、内、テ、壁、ク、防、有、テ、
易、レ、城、入、君、ノ、根、リ、堅、日、ハ、青、シ、キ、大、事、廢、ノ、職、徒、モ、ハ、



54



翻
刻
編

(1)※ () の数字は図版編と対応している

寛永治政卷第一

耶蘇邪宗始入我国附田原紹忍帰仰之事

耶蘇宗禁制之事

耶蘇毒種復含茅於天草事

毒流遂溢于鳥原作伴天連未鑑証鄉民事

(2) 拾冊ニメ壹ヨリ二十五迄

寛永治政卷之一

耶蘇邪宗始入我国附田原紹忍帰仰之事

夫以レハ、我国開闢之初ニメ二天先成而地後ニ定リ、神聖其中ニ生マス、之

ヲ國常立尊ト号シ奉リシヨリ、以來天神七代地神五代人皇萬代治世ナラ無
窮也サレハ 天祖始テ基ヲヒラキ、日ノ神水統ヲ傳玉イ、一姓天ニ繼テ

皇統半日ノ間断ナク、君臣ノ位変替セス、万古ナヨ一日ノ如シ、其大德

巍々トシテ、外國ニ勝ヲ以國ヲハ神ノ國ト云、君ヲ神孫道ヲ神道ト称スル

モ、深口決ノ在トカヤ故、大古ハ人人心淳素ニシテ、國人身^身ヲ順和ニテ治

サルニ平カナリキ、然ル二人皇十六代 應神天皇庚寅年即位太和ノ駿島農

明ノ宮ニマシマス、此時百濟國ヨリ博士ヲ傳ラレ、太子以下コレヲ学ヒ習

イキ、此我國二經史及ヒ文學ヲ用シ始也、其ヨリ各異邦ノ書ヲ読テ、五

倫五常ノ道理ヲモ略通スルニ似タル故、我國ノ神道ヲ太タ助クルニ足ヌト

ス、唯憾ラクハ後世ニ及テ文華ニ流レ、自ラ我國淳素ノ遺風ヲ失イ、人心

妄ニ高

(3) 遠ニ馳テ、神聖ノ大徳ヲ不知、我國ニ伝タル古キ詞モ聞ワケス、文較質ニ

勝テ、終ニ彬々ノ徳ヲ失フニ似ル事ヲ、其ヨリ後弟世代欽明天皇ノ十三年

壬申十月、復百濟ヨリ仏・僧ヲ渡セリ、此我國ニ仏教伝來ノ始也、此

時ニ他國ノ神ヲ崇給ハン事、我國ノ神慮ニ遠ノベシト、君臣固ク諫奉シカ
ハ、捨ラレキ而共、亦コレヲ信スル人アリテ、遂ニ此法我國ニ流布シ、多
ク権化ノ僧徒出テ、斷滅開悟ノ法ヲ示シ、愚ヲ導キ生ヲ度スルニ利在ト云
共、却テ恨ム偏極ノ至、我國ノ神徳ハ知ル人モ無成、行事神道朝憲ノ哀弊
ナレハ、我國ニ生レ其栗ヲ食ン人、誰カ是ヲ歎サラン、如ノ之余所ノ國ヨ
リ我國トノ神宣ヲ忘レ、己ニ無シテ人ニ求ル心競イ起テ、國人渾テ家職ノ
守リヲ失イ、末代ニ及テハ、尚以飽タラス、南蛮・北狄ノ異術ヲ好ム志ヲ
生シ、益我國ノ正道ヲ乱ル、是ヲ以邪氣虚ニ乘スルノ理リニヤ、第百六代

後奈良院ノ御宇ニ當テ、天文廿年辛亥南蛮ノ商船、鎮西豐後國ニ航海
シ、彼國ノ耶蘇宗ヲ我國ニ弘メンタメ、海鎮大友宗麟ノ老臣田原入道紹忍
シ、彼國ノ耶蘇宗ヲ我國ニ弘メンタメ、海鎮大友宗麟ノ老臣田原入道紹忍

シ、彼國ノ耶蘇宗ヲ我國ニ弘メンタメ、海鎮大友宗麟ノ老臣田原入道紹忍

二因ミ、潛ニ踏ヲ納テ相親ミ、耶蘇ノ邪說ヲ誘ス、紹忍素ヨリ利欲ニ耽

リ、不智不明ナレハ、邪正ヲ論セス尾然トシテ、彼宗旨ニ帰仰セリ、且蛮

賊力持來所ノ種々珍器ヲ主君宗麟ニ獻之シテ之ヲ執シ、言ヲ巧ニシテ、遂

ニ蛮族ヲシテ相見セシメ、妖術奇怪ヲ施テ之ヲ驚セ、忽藩鎮免許ヲ得テ、

癡昧ノ族ヲ悉引入レ、此邪宗門ヲ城下ニ弘建ス、是ヨリ大友ノ領分ハ言ニ

不及、諸處ノ族下紹忍カ一呼ヲ聞テ、各此宗門ニ入り、之ヲ隨喜スル者、

恰モ水ノ下ニ就カ如ク、國人論ニタシテ相崇ビ、余波九州ニ汎濫タリ、抑

耶蘇ノ宗門ハ我國ノ禁制ニシテ、天下其教ヲ知ル者ナシ、世ニ所謂神儒

仏道ノ四教ニアラス、天主ヲ敬崇スト唱ヘ、外法ノ勸ニシテ、專ラ南蛮

國ニ用ル所ノ宗旨ナリ、此邪宗ヲ能知テ教ル者ヲ伴天連・伊留満ト云トカ

ヤ、勸テ神仏ノ道ヲ妨ヶ官社ヲ破却シ、寺院ヲ炎上シ邪暴ヲ極メ、猛惡ヲ

振イ、仏器ヲ奪イ取、神領ヲ侵掠神道ノ破滅王法ノ哀微、殆此節ニ極レ

リ、伴天連國々巡リテ、南蛮ヨリ持來ル所ノ金玉神仏宮寺ヲ侵奪タル、

財宝ヲ

貧賤ナル者二分与シテ之ヲ導、此宗旨ヲ弘メケルニ、各當時ノ利ニ迷テ之

シ、本尊

ニ帰服シ、又ハ其比乱世ニシテ日夜戰闘二間ナキ時節也、此宗旨ハ死ヲ安

クスト教ル法ナレハ、武士ノ用ヘキ道也ト弓馬ノ家ニ生ル身ハ之ヲ至善ト

思誤リ、多ハ是ニ偏僻セリ、元龜天正ノ比三及テハ、耶賊弥便リヲ得テ、南蛮ヨリ奢儀留ト云、伴天連并伊留満等来リ、金銀香菴絹綿鳥獸ニ至マ

テ、奇ヲ運、珍ヲ贈リテ之ヲ賄ヒ、飢ル者ニハ食ヲ与ヘ、凍ル者ニハ衣ヲ

着シ、万民ヲ懷シカハ、九州ノ男女ニ隨喜シ、恰モ嬰兒ノ乳母ヲ慕ニ似

タリ、是ヨリ猛惡日ニ長シ、邪行月ニ増テ、國ニハ災害並至リ、家ニハ妖

怪相ツ、キ、又寔ニは世ハ邊季ニ及ト云共、神明ノ大德輝々トシテ、尚地

ニ落ズ、天孫鎮^{ミコトノシテ}、二皇統ヲ踐七玉ヘハ、汚タル夷狄ノ邪法、爭力神慮ニ合

ヘキ田原紹忍幾ナクス家ヲ破り、剩工主君大友ノ家声ヲ墜ス、不忠ト云、

不明ト云、此老ヲシモ云哉、是神罰ノ然ラシム所乎、万年賴方入道不求

居士所編ノ耶蘇征伐記第一卷二日、專中比ヨリ謂、耶蘇宗門有テ日本ニ

流布ス、以三天帝本尊トシ、散多摩利耶是須吉利支ト唱、且称「名ヲ善子

摩留ト」、死ヲ不レ厭生ヲ不求、為魔術ヲ其心ヲ奪ヒ、賜^ミ財物^ヲ其性ヲ

惑ス、何レノ仏ノ法ト云事ヲ不知、按ルニ能人ヲ教化シテ、以テ其國ヲ奪

フ事ヲ要トスル者歟聞處南蛮吉利支丹國ハ昔ク彼耶蘇宗門タリ故ニ、日

本ノ俗呼^ニ耶蘇^ニ稱^シ吉利支丹^ニ是國ノ名也ト云云、世說曰、耶蘇宗日本ニ

來ル事數ヶ度也、昔西洋國ノ伴天連・伊留満此二種ハ、所謂「日本禪宗」

如^ニ長老東堂ト云者、渡^ニ呂宋^ニヨリ先利ヲ賜イ、能民ヲ懷ギテ後、奇妙

ヲ現シ、邪說ヲ説キ、終ニ執^ニ領呂宋^ニト云リ南人日本ニ渡ル事ハ、後

白河院ノ治世保元・平治ノ年中、彼宗門黒船^ニ取乗來朝ス、其比ハ勃魯々

宗ト云トナン、中比吉利支丹ト云、近世亦称耶蘇彼日本ニ來ル、始メ人ヲ

教化スト云共、其比吾朝ニハ権化ノ名僧余多出世シ、万民ヲ化度シ玉フ故

ニ、邪宗ニ帰依スル者ナシ故ニ、邪宗悉退散ス、其後人皇百六代、後奈良

院御宇天文廿年秋九月、南蛮ヨリ耶蘇宗來リ、平安ノ洛陽ニ一寺ヲ建立

号「三天帝丸」、念珠ヲ称「建達」時計ヲ仕カケ自撞「小鐘」其時刻ヲ知セケレ

ハ、人皆妙ナリト驚ク、或ハ一人ノ鏡ヲ捧ケ万民ニ見セシム人、コトニ其形

不同、或ハ見^ニ鬼形^{アリ}、或ハ見^ニ蕃類^{アリ}、及人倫体サマ^{（ノ）}ノ形

粧ヲ顯ス、如是魔術ノ奇妙ヲ以、愚痴ノ人民ヲ惑シ邪法ヲ説テ人ヲ誑ス、

然レ共、正法ニラサル故ニ、人不^レ信彼寺自然ト断絶ス、于^レ今其寺跡ヲ

天帝町ト云、一條ノ上ニ在ト云、又曰豈後・豈前・筑後・筑前・肥後・肥

前、右六ヶ國ノ管領ニ大友左衛門督義鎮ト云者アリ、彼ハ大織冠鎧足末葉

從五位下齊院次官親能力嫡子大友左近將監能直^{（童名一法師、承安二年壬辰生、貞応二年癸未十一月廿一日卒、五十二歳、法名能連或号豈前司十代ノ孫也、左近將監カ母ハ波多野四郎経家力娘也、経家後ハ号大友四郎太夫、右大將頼朝卿ニ奉仕シテ、領^ニ豈後國、右大將家ノ仰ニ依テ、能直祖父ノ遺跡ヲ繼、大友左近將監名乘、自レ^ニ是相続メ、今ノ左衛門督義鎮迄廿代也、義鎮若年ノ時、美女ヲ愛スル事超レ政道ヲ忘ル、老臣比}

于カ罪ヲ不レ恐、時々諷諭スル事有年終ニ隨諫文道ヲ學礼義ヲ正シ政道ヲ

專ニシケレハ不^レ招二人來、隨^フ是德不^レ孤必有レ隣ノ謂タルカ、其後大德

寺ノ^ニ悅老ニ法ヲ聞、則彼寺中ニ建^ニ立一寺^{（号瑞峯寺）}、其後無刃法師

如露因果居士ナトノ邪業之僧來リ、法談シ云、凡仏神ハ心中ニ在テ無心

外、寺社ヲ建立スルハ方便ニテ、無實故ニ仏モ己身ノ弥陀^ニ身ノ淨土ト

説リ方便ニカ、ワルハ愚ノ修行ナリ、実理ニ本クハ智ノスル所也ト云々、

是ハ此大悟ノ人ノ見解ニテ愚魯ノ人知ル所ニ非、然ルニ義鎮之ヲ得タリト

思テ驕慢ス、天摩破旬^ニ其慢心ニ乘シテ惡行漸萌ス、元龜・天正ノ頃南蛮ヨ

リ奢儀留ト云伴天連并伊留満等来リ、金銀珠玉薑種香具等ヲ調進シテ對

面ス、家臣ニ不^レ懼、施財產農工商ノ三民飢ル者ニハ賜^レ食凍ル者ニハ

衣服ヲ取ラス、諸人偏ニ仏ノ再来ト云、九州ノ男女懷レ之怡モ嬰兒ノ乳母

ヲ慕ガ如シ、于レ時耶蘇ノ法問ヲ説テ勸之、探題義鎮此宗ニ傾ク上ハ、諸士諸民ノ崇敬得而云ヘカラズ、於是國中之神社仏閣寺院房舍尽ク破却シ、獅子・駒大ヲ割テ為レ薪、自是諸州ニ流布シ耶蘇寺ヲ建ル者多シ、然後國ニハ災害起リ、家ニ妖怪ヲ現シテ不可勝數計一中略其次ニ義平都

(6)

呂ト云、伴天連來リ、石火矢ヲ焼、且鉄炮ヲ張リテ打様ヲ伝授ス、諸士弥耶蘇宗ニ執着スト云々、世ニ行ル西國太平記第一卷大友來歴ノ篇ニ云、豈後國大友義鎮入道宗麟ノ先祖ヲ温ヌルニ刀林ノ大友四郎太夫平經家ト云者アリ、此娘鎌倉右大將殿へ官仕シテ刀林ノ局ト申ケリ、此女房ニ御子一人誕生アリ、大友一法師ト申也、則ち院次官藤原親能ニ預ラル後ニ、左近將監能直ト申ケリ、其頃後國司緒方三郎流罪ゼラル中此故ニ大友能直豈後ノ國守トナリ玉タリ、建久七年三月十日、古庄重吉ヲ長臣トテ農後へ下向ス、中略、能直ヨリ七代大友泰氏ノ時、尊氏將軍ノ味方シケレハ、源ノ姓ヲ賜リケリ宗麟ノ父ヲ義鑑ト云、豊後府内ニ在城也、中略、又太守大友義鎮若年ノ頃ハ放擣無道也、越女ヲ懷キ青州ヲ酌偏ニ舞妓美童ノ謡歌ヲ以テ耳目ヲ悦ハシメ、綾羅錦織ヲ以テ身ヲ飾リ金銀珠玉ヲ以テ室ヲ彫画シ、更ニ政道ヲ不聞、適談臣入テ説ク者アレハ、則太刀ヲ拔テ殺ス、聞人眉ヲ蹙メ戰栗セスト云事ナシ、サレ共五人ノ家臣アリ、白杵鑑速・小原右波、吉弘鑑直・吉岡宗勤、田北鑑重ト云、又諫臣ニハ角隅越前帷中ノ策第ヲ忠トス、各相談シ數十ヶ条ノ諫言ヲ入ルレハ、大友義鑑旧染ヲ改メ玉イ、美女ヲ退奢驕ヲ禁シテ老臣ヲ近付政道ヲ問イ、四書七書ノ講談ヲ聞テ三綱五鎮モ是ヲ聞玉ハントテ、大徳寺ヨリ悦長老ヲ招下シ、白杵ニ梵字ヲ建テ、常ヲ悦ヒ、武ヲ立国ヲ強クセントス、家中ノ作法モ日ニ新ニ正直ニシテ忠ヲ思フ、其レヨリ諸國ヲ征伐シ、向フ所各威服シテ、已ニ七ヶ國ノ守護等幕下ニ属シ、鎮西ニ於テ新業ヲ立タル、然處ニ其頃禪學ハヤリケレハ、義女ヲ退奢驕ヲ禁シテ老臣ヲ近付政道ヲ問イ、四書七書ノ講談ヲ聞テ三綱五鎮モ是ヲ聞玉ハントテ、大徳寺ヨリ悦長老ヲ招下シ、白杵ニ梵字ヲ建テ、古則譽岩ニ心ヲ移シ、理外ノ別伝ヲ好トス、是ノミナラス、太守梅二入玉

ヘハ、諸方ヨリ邪義ノ僧衆来ル、先無辺ト云僧來テ、悦長老ニ法問ヲ來ケ、己カ名ヲ張ントス、又如露法師因果居士ナト云、空無ノ邪義トモ來テ、家中ノ若侍ニ教ヲ成ケレハ、國ノ風俗大ニ變シテ、當社ヲモ破却シ、神モ仏モ吾身ニ在、當社ハ皆偽ナリト云ケレハ、諸國是ヲ聞、大友殿ハ耶蘇ノ宗門ニ成玉ヲナト沙汰シテ、畔リ者

(7)

多シ、守護人等ニモ非義ヲ言掛、正道ヲ妄シケレハ、島津モ属モ在竜造寺ト一味スルモアリ、七ヶ国忽ニ敵國トナル、永祿五年大友義鎮、悦長老ノ峯院ト云寺ヲ經營シ、寺領ヲ付、則大龍國師ト号シテ此寺ノ開山トス、子息大友義統工家督ヲ護ラレタリ、宗麟始ハ正直ニシテ礼讓アリ、臣下ノ善惡ヲ正シ、諫言人レテ心ヲ琢磨セラレケレハ、諸國皆德ニ機ヌ、然ルニ何心得ラレケン、放擣ノ氣生シテ臣下善ヲ云ヘハ惡ト聞、惡ヲ云ヘ善ト聞、世上ノ善ハ非ナリト高キ事ノミ宣テ、終ニ家ヲ喪レタリ、誠ニ後ノ大将タラン人ハ可考事也ト云々、以下略之、白記ニ卷曰、後白河院ノ御宇保元・平治ノ頃、勃魯々宗今吉支丹也雖來不レ流布、又近代号喜利志檀、雖來難レ人慶長十五・六年間家康將軍揃出之故ニ皆帰^ニ呂宋・南蛮^ニ云々、耶蘇征伐記曰、人王百八代、後陽成御宇、永祿年中織田上総介信長卿、耶蘇宗門ハ正直ナル由被聞召及、然ルニ伴天連金銀珠玉ヲ持參テ、則遂ニ押謁、仍テ江州安土ニ建寺、次ニ武府八町堀ニ寺ヲ建界法ヲ説ントス云々、又曰、慶長十五・六年ノ間武州江戸ニ伴天連耶蘇養子ト云者來テ住ス後、其處ヲ耶蘇子阿岸ト云、彼亦產後、產前小兒金瘡ノ療治スル事妙ヲ得タリ、医術ヲ以媒トシ、邪法ヲ廣メントス、故ニ彼力医療ヲ相伝スル者療治ヲ受ける悉帰伏ス、加賀國切支丹不良乎ト云者金瘡外科ノ達人ナリシカ程ヘテ病死セリト云、又曰、肥前國高来郡に伴天連寺ヲ立置、邪法ヲ説キ人民ヲ傾覆セリ、依之諸人郡集ス、大坂天満橋の間堀ヨリ一町西久宝寺橋安

道寺橋ノ川堀ヨリ一町西耶蘇宗ノ寺ヲ立、貴賤男女參詣セリ、是ノミナラス、諸国蜂ノ如起リテ士農工商ニカ作業ヲ捨テ馳走ス云、

耶穌之邪宗禁制之事

人皇百八代、後陽成院ノ御宇ニ当テ、亂已ニ極テ治將ニ至ントス、慶長年間、照廟天下ヲ平均シ玉フニ及テ、我國ハ神國ナリ而ルニ、國ツ神ヲ尊敬セス、南蛮ノ異法ヲ信スル事謂ナシ、耶蘇宗ハ神儒仏ノ

(8) 教二異ナリ、邪義ヲ逞フシテ暴逆ヲ恣ニス、元來蒙古・黃巾ノ遺風西歐赤眉ノ殘タリ干戈ヲ動カサシテ、我國ノ人民ヲ傾ケ、終ニハ外邦ノ掌握タ

ラシメント謀ト見ヘタリ、大罪是ニ過ヘカラス、時日ヲ移サス日本國中ノ伴天連ヲ悉ク求メ出テ南蛮へ追放スヘシト釣命アリ、慶長十七年達獻聞

天下一統ニ耶蘇宗ヲ改軌ス、依之本多佐渡守・藤原正信嫡男同上野介正純

教ヲ奉シテ之ヲ糺明ス、且大久保相模守藤原忠麟上洛シテ西洋耶蘇ノ宗門ヲ改、武門ノ侯伯、両三家彼宗旨タリト云トモ釣命ニ隨テ忽ニ改軌ス、慶

長六年辛丑十月、板倉伊賀守源勝重京都ノ諸司タリ、東宮記曰、同年秋、

板倉四郎右衛門・加藤喜左衛門兩人二命シテ、令司^二京都職^一云云、板倉

勝重台命ヲ蒙リ伴天連ヲ擯出シ、上意ノ趣ヲ演テ曰、速々残暴ノ惡徒、其

罪莫大也ト云トモ、寛仁ノ余リ斬罪ヲ御赦免在リ、悉本國ニ帰サル、重テ

若來朝セハ三歳科二行ヘキ旨ナリ、蛮賊各頭ヲ低テ沈吟スル處ワタニ

船二取ノセ、南蛮・呂宋^二帰帆セシメ、耶蘇寺^一尽ク燒払ヒ洛中・洛外ハ

云ニ及ズ、遠國辺鄙ニ至迄、洩ル方ナク之ヲ改ム、又邪宗ニ染着シテ改宗

ノ心ナキ者ヲハ俄ニ卷込、五條ノ橋ニ積置テ鉄杖ヲ以テ転々ト擲謔ルサレ

ハ、耶宗ヲ翻シ別ノ宗旨トナル事ヲ転ト唱來ル事、彼宗ニハ頭テモ転ト云事ヲ忌トナシ故ニ、斯ハ計イキ如是譴責シテモ尚改サル者ヲハ肥前國長崎

ヨリ船ニ乘テ南蛮國ニ追放ス、其時狂歌
転吹尺八竹ヲ切支丹儀ニ卷レ猿僧ニナル

制禁ヲ守リ、元ノ仏徒トナル者ハ本宗ノ寺僧其五人組ノ證文ヲ以、之ヲ改メ、尚又、邪暴止サルハ其國々ニ於テ、悉ク之ヲ嚴刑ニ處シ忽外邦ノ亂ヲ払い、再神燈ノ油ヲ添ヲ是ニ於テ、万民邪慕ノ恐ナク、天下正直ノ政ニ服シ、宝祚平安武威增長太平ノ御代ニ、遇モ是天恩ノ余沵也、征伐記曰、

撰州高櫻ノ城主高山右近友祥、天正十年壬午六月十三日、山崎合戦ニ先應シ、明智光秀カ兵士御牧左衛門手勢二百余騎戰死ス、此時右近、威ヲ逞ス、然トモ切支丹ニ屈軌ス、親頼縁者種々諫言ストレトモ転ハス、上意ヲ違

背スルニ依テ西洋國ニ追放スヘキ旨命令アリ、内藤飛驒守はモ耶蘇宗ニテ高山同罪ニ處セラル、此外徒党ノ輩西洋國ヘ追放候旨ヲ

(9) 間宮左衛門長崎ヨリ難波ノ軍旅ニ参候シ委細言上ス、是慶長十九年寅十一

月四日也、又曰、大相國秀忠公御教書召下安藤對馬守備、酒井雅楽頭忠

世・土井大炊頭利勝尊旨ノ趣諸國ヘ触仰ス、切支丹宗門ノ事脇ヲ碎キ體ヲ割キ、急度穿鑿スヘキ旨、分國ノ趣文、其急ヲ打事速ナリ、然處ニ小笠原

擁之允參州羽豆村ニテ、五千石恩知仕タリシカトモ、耶蘇宗ニ執着シ、公

禁ノ制法ヲ破リ、終ニ大辟死罪ニ当ラル、嫡男安芸守ハ上意ニ隨奉リ、本

世・土井大炊頭利勝尊旨ノ趣諸國ヘ触仰ス、切支丹宗門ノ事脇ヲ碎キ體ヲ

誅シ、忠功ノ子ヲ召使ト云リ、誠ニ賢聖ノ政ニ当ラル、明君ノ制禁ナリト

云々、其外岡本大八・原主水、或ハ清安等ヲ始メ、丹羽光重ノ家士梅原大

膳・泉州堺ノ累子、明石掃部力子十二郎等ノ類、耶蘇ニ帰シテ、諸ノ嚴刑

ニ行ル、士民若干也、駿府政事錄等ヲ引テ、詳ニ征伐記ニ載之、好事ノ人

宜ク彼書ヲ尋ヘシ、二十年間ノ刑罰ニテ、事繁ヲ以略之、
今度筑前國大鳴にて捕る吉利支丹進入満同宿白状之覺
一いたかやうまといふ處に、吉利支丹宗門の頭はつはと云もの、國々ヘ伴
天連を遣し、宗門ひろめ、其國はつはにしたかい候へハ、漸々ニ奉行を
遣仕置致候、のみすはんにハ、呂宋其外國多くむさより取、日本國ハ軍

にてハ、猶々難儀取、後生の為、宗門ひろめるとて伴天連を渡し、宗門大形ひろまりたる時分に中間にて軍をいたし、日本の他宗を打たいらけ、はんはにしたかへんとのたくらみにて候事、

一吉利支丹宗門にこんはにやと申派、さんふらんしつこと申派の伴天連年來日本へ多く渡り申候、彼伴天連共派へ申遣はんは、前にて日本をうばいだし取候處、はんはひろはんにハ、日本六十六ヶ國ヲ方大坂ヨリ東ハさむふらんしつこ、坂より西ハらんはにや、法ヲひろむへし、日本はんはに隨候ハ、右之通るん有間敷由、申渡候と異国にて専さた仕候事、

一伴天連を日本へ渡候事、數年にて候、此人目の金銀門派に帳を付置候に數百年過ても、日本はつはにしたかう時、右之入面目々派の旦那より取可申ための儀にて候、世界ある内ハ伴天連を渡し、宗門をひろめ、

(10) 日本を取可申覺悟にて候事、

一呂宋に日本人の伴天連四人有之由、毫人ハ農後國加賀山隼人親類なり、隼人ハ先年日本へ渡し可申由、呂宋にて我等に物語申候、南蛮伴天連い

ミんと申ものも、来年ハ渡り可申由、我等共に物語申候、其外日本人の子十二

子五・六千人呂宋にて、唯今、學問致させ、天川にも日本人の子十二

人學問致せ、何も伴天連に取立、日本へ渡し可申由、年々伴天連多く

方々の國にて仕置申候、此者共速々に日本に渡し可申由、專沙汰仕候事、

一先年日本にて吉利支丹宗門ひろまり候時分、日本の出家に金銀を出し、吉利支丹宗門にいたし、其外日本のいるまん同宿フ、諸寺・諸山へ遣し、學問致させ、仏法・神道の極意を習ひ取、はつは方江遣し、南蛮口へ引直し、はんにおこし、國々の伴天連に遣し、學問いたし申候、何之道も法をひろめ、したかへんとのたくみにて候事、

右ハ征伐記二載ル所ナリ、未ノ九月ハ何レノ年ニ当レルカ未考、此白狀ニ依テ、侵ント何フノ端タリ、尤嚴科ニ處セラル所至當セリ、誠ニ如是、邪

志ヲ機テ為」ヲ、譽ヘ老仏文武ノ教ストモ、即是我神國ノ逆賊ナリ、

神罰何ゾ免レンヤ、慎テ神孫恩宋ノ沢ヲラン事ヲ欲ル者ハ、心ヲ用機ヲ

察テ、若界宗ノ芽ヲ知ハ、速ニ訴上ルヘシ、サレハ熊沢氏モ此事ヲ患ケル

力、編集ノ中此ニ及ベリ、集義和書十一卷曰、心友問、今ノ武士のよきと申ハ弓馬兵法嗜昼夜是にかゝり居れり、武芸も世中の用に立事ハなし、事

ある時の心かけといふ斗なり、兵器ハ凶器なり、然ハ武士も遊民ならずや

云、日本ハ小国にて金銀多し、異國ヨリ望といへトモ、武国故取得す、武士の武芸を嗜ハ、國の堅固なれハ、遊民とハ云難し、武士ながら武道武芸

の嗜なきハ遊民なるべし、問、吉利支丹改ハ異國の敵を防のふ事と承り、弓刀もいらす、人心ヲなびけて取謀と申伝ハ、六かしからんか、曰、然り

此狄ハ外邪なれハ治し易し、吉利支丹ハ内病なれハ治し難し、此内病生する根本ハ、人心の惑と庶人の困窮により、迷とけ困窮止ハ根ヲ絶へし、

仏法の後生の

(11)

す、めにたよりて、それより益々法ヲ作りて導なれハ、畢竟仏法ハ吉利支丹の先定也、中夏ハ制禁なけれ共、勸る事あたわす、聖覲の國にて迷薄ければや、以下署之、

耶蘇毒種復含「芽ヲ於天草」事

再犯教サ、ルハ、法令ノ定ル所ナレハ、誰カ之ヲ憤マサラン、サレハ我國

數百年來ノ兵亂打ツキ、金華ヲ歿トテ、争戰暫モ止時ナク、庶民手足ヲ

置ニ所ナク教化陵夷シ、壞乱已ニ極マリシニ、天運循環シテ、大凶一元ニ

帰シ、天下渾テ 照廟ノ武德二服シ、慶長ノ季ニ至テ、一朝ニシテ、平治ヲ得、國土安全ノ化ニ浴シ、三光德ヲ明ニシ、四民葉ヲ安シテ天恩ヲ

通ニ蒼生ニ及事ヲ愈シ、二十余年靜謐ニシテ、虜囚ノ訴自止リ、誰カ鼓上

ノ苦ヲ拵ノ、然ニ肥前国高来ノ郡有馬表ニ挺變アリ、農家再外邦ノ邪風ヲ起、我国ノ神制ニ背キ、百十代、女帝院ノ御宇、寛永十四年丁丑堂ヲ樹テ、城ニ搬テ、終ニ天下ノ異乱ト成、干戈ヲ動シ、弓箭ヲ争依之西海東閥ノ英雄ニ命シテ、之ヲ座殺シ、彼邪宗ノ者ヲシテ、尽ク殲滅セシム、其本末ヲ尋ルニ、是ヨリ先肥後國宇土ノ城主小西根津守行長ト云人在、其身商家ヨリ出テ、強暴姦姦ニシテ、故太閤秀吉ノ魁特トシテ、采邑廿五万石ヲ領シ、度々ノ戰功ヲ顯シ、且、命ニ隨テ、朝鮮國ニ攻メ入テ、屢勇猛ノ威勢ヲ震イ、其声和漢ニ鳴ル、曾テ南蛮ノ邪宗ニ帰シテ、我国ノ正道ヲ失イ、神殿ヲ碎、却シテ社司ヲ切害シ、仏門ヲ打破シテ、靈像ヲ炎滅シ、邪暴ヲ極メ、貧惡ヲ悉ニス、加レ之去ル慶長五年石田治部少輔三成ニ与シ、照廟ニ叛テ、美濃國関原二軍シテ、兵刃ヲ接ヘ矢石ヲ争ケルニ、忽神罰ヲ蒙リ、一戰ニ狼狽シ、遂ニ擒トナリ、縲襷ノ辱ヲ被テ、六条河原ニ於テ、誅ニ伏シ、首ヲ獄門ノ木ニ曝サレ、居城ハ同國熊本ノ城主加藤主計頭藤原清正ニ攻取レ、忽其家系ヲ失エリ、昨ハ、肥後半國ノ領主トシテ、威勢ヲ天下ニ振シモ、今ハ郊原一場ノ朽骨ト成テ、汚名ヲ世上ニ遺ス、信ナル哉、積惡ノ家ニハ必余殃アリ、天罰少時モ免レ難キ事ヲ、執力はヲ鑒サルヘケン哉、斯テ小西家ニ於テ、名有勇士ハ清正是ヲ捕撫スト云トモ、行長ニ志深者トモハ、其招ニ忠セサル族モ有シトカヤ、中ニモ大矢野権右衛門・千東善右衛門・大江源左衛門・森宗意・片山善左衛門ト云、五人ノ兵士在何レモ度々ノ武功ヲ見シ朝鮮陣ニモ相從イ屢力戰シテ軍功有シカハ、行長太タ之ヲ愛厚賞シテ眼近セシム、依ニ彼等五人蔆ニ料リ亡主ノ志ヲ繼テ邪宗ヲ再興セシ事ヲ欲シ跡ヲ晦マシ、同國天草郡大矢野千東ナト云村落ニ蟠屈シテ密々同志ヲ相備ス、爰ニ又大矢野甚兵衛好次ト云者アリ、壯年ノ昔ヨリ是モ行長ニ仕エテ祐筆ヲ勤メテ近習タリシカハ行長大小ノ用事ヲ計イ其志ヲ合テ邪宗ノ意味ヲ耳シテ甚思患ヲ蒙レリ、然ルニ主人滅亡ニ及テ節ニ死ヌル事ヲ免レ、同國宇土郡東部邑ニ身ヲ潜メ、農業ヲ事トシ

テ三十餘年ノ春秋ヲ送リケルカ、孰人世ノ浮沈ヲ案ルニ官位俸禄ヲ求ルモノ後代ニ遺サン為ナリ、而ルニ我空ク歲月ヲ送リテ区々ノ中ニ已ニ六旬ノ流年ヲ誤ル行末ナヲ幾許ノ樂ガアラン、然レハ一生ヲ衆麻ノ間ニ終テ後榮ヲ子孫ニ伝ヘサラン事ヲ恨テ朝暮心ヲ苦メ常ニ天下ヲ覆シ草創ノ功ヲ立ニ事ヲ欲シ深ク、邪鬼ヲ廻シケル、潛ニ世上ノ風俗を省ルニ万民一致ノ我ニ帰伏シ、大切ヲ成ン事耶蘇ノ宗風ニ非ンハ何者カ國家ヲ廢スヘキト思定メ絶タルヲ繼キ廃タルヲ興シテ、此法ヲ弘建シテ勢ニ乘テ奇謀ヲ廻シ党ヲ結ヒ兵ヲ起シテ西國ヲ一時ニ討隨ヘ、豈前國內古城ヲ取立テ根を深フシ、其ヨリ中國ニ討入坂東ヲ引受ケ難雄ヲ争伊運ヲ立トコロニ開ント思立コソ過分ナレ、是ヨリ邪志時ヲ追テ增長シ寝食ヲ忘レテ之ヲ思惟シ、天草郡大矢野村ノ農民ニ縁ヲ求メ交リヲ結、此宗門ニ引入レ夫ヨリ我子ヲ生知奇妙ノ天使ナリト称シテ所縁ノ者ニ流言セシム、且大矢野権右衛門及片山善左衛門等ノ五人此宗ニ染着スル事ヲ好次探リ知テ大ニ悦、彼等ニ近付睦交リ親子兄弟ノ盟ヲナシ、終ニ宗旨ノ謹矣ヲ相議シ、好次愛子四郎カ才智ヲ語リケルハ夫天運ハ循テ止ラス、時勢ニ至レリト覺テ吾法ヲ天主真助アリ木澤ノ天下ニ遍満セント欲ルヤ、四郎ハ必天使ナント見ヘテヲ聞テヲ知宗旨ノ秘極ヲ会通シ天陽地陰ノ理ヲ弁ヘ、風雨昼夜ノ節ヲ察シ人ノ真偽ヲ見知事明鏡ニ向カ如シ倡セヤ此子ヲ伴天連トシツニ日夜ノ会談間モナク言ヲ聞テ心ヲ察シ密ニ同心ヲ相求彼等力説ニ誠カサレ

(2)

法華ノ僧愍信スラ、尚此宗門ニ立入れハ、其余ノ愚民ハ云ニ不及、彼西城ノ教主度生ノ為、四十余年ノ方便モ、四海ノ賊徒證レ民ヲテ、六・七ヶ月ノ謀計モ争力、サノミ劣ヘキト眉ヲ聾ル人多カリキ、元來宇土・天草ハ小西家ノ旧領ニテ預メ、此宗ニ帰セシ処ニ天下一統ノ禁制ニテ、無是非転宗

門ヲ裏ニ誰ニテモ時ヲ得テ、再宗風ヲ扶起スル人モカナト、民衆拳テ願フ折節ナレハ、恰モ激流ニ棹スカ如ク、之ニ隨者少カラス、而レトモ、國禁ヲ憚リ、表ニ之ヲ行フ事ナク、外相ハ一向真宗ノ体ニテモナシ、深ク心底ニ秘シテ、更ニ其色ヲ見セス、潛ニ深江辺ノ村々ヲ巡り農家ヲ勧メ往日彼震テ邪宗ノ種ヲ断絶シ、天下ノ穢魔ヲ掃イヌ、或説ニ其頃天草領大矢野村ニ益田四郎時貞トテ今年十六歳ニナル、父ハ益田甚兵衛好次トテ小西撰津守ニ仕ヘシ者ナリ、行長滅亡以來浪人ニテ、多年彼村ニ令居住、密々切支丹ヲ勸爾伴天連ナリ、四郎前兼肥後熊本城主細川ノ家中須佐美半之允ト云者ノ方ニ、兒姓奉公ヲ仕ト云トモ、學問ヲ志、暇ヲ乞テ、父ト一所ニ有、宗門ヲ勸ム、今年ノ秋頻ニ宗門ヲ勸メケルニ、類門ノ輩皆々四郎ヲ尊テ天人ト称ス、四郎學問ノ程ハ何事ヲナシケルカ相知ル者ナシ、種々ノ妖術ヲナシ、彼宗門ノ諸書ヲ説テ、勸ケル様ハ、頓而切支丹ノ世ニナルヘシ其証拠ヲ見セントテ、虛空ヨリ鳴ヲ招キ手ノ内ニテ卵ヲ生セ、ソレヲ割テ中ヨリ切支丹經文ヲ取出シ諸人ニ見セ、或ハ竹雀ノ止り居タルヲ枝折ニシテ之ヲ見セ、一宗ノ者ニハ之ヲ渡スニ雀不飛、他宗ノ者ニハ之ヲ取ントスレハ雀忽飛去ル、又天草ト有馬ノ間ニ湯鷗アリ、此海上ヲ陸地ノ如ク、四郎歩涉ニス、如此ノ類ヲ以テ、諸人二目ヲ驚カサス、故ニ皆四郎ヲ感心スト云、一説ニ曰、甚兵衛天下ヲ覆サント謀テ、切支丹一揆ヲ催ストノ儀、附会ノ説タランカ、只一向ニ切支丹ニ深ク着シタルナラン、若又右ノ如ク天下ヲ心カケタル事實ナラハ、狂亂人乎、

毒流遂溢^{シテ}于島原^付作^二伴天連未鑑^註鄉民一事

(3) 茲ニ其頃、肥前ノ國高来郡島原ノ城主松倉長門守從五位下勝家久作重次所幸本キ

ノ國タル道、神明ノ明ナル德ヲ弁ヘキ農民モアラサレハ、皆咸ク心ヲ傾相誘テ、各私ニ信仰ス、是凶變ノ芽ニテ、卒ニ國家ノ騒動トナリ、神武一ヒ震テ邪宗ノ種ヲ断絶シ、天下ノ穢魔ヲ掃イヌ、或説ニ其頃天草領大矢野村ニ益田四郎時貞トテ今年十六歳ニナル、父ハ益田甚兵衛好次トテ小西撰津守ニ仕ヘシ者ナリ、行長滅亡以來浪人ニテ、多年彼村ニ令居住、密々切支丹ヲ勸爾伴天連ナリ、四郎前兼肥後熊本城主細川ノ家中須佐美半之允ト云者ノ方ニ、兒姓奉公ヲ仕ト云トモ、學問ヲ志、暇ヲ乞テ、父ト一所ニ有、宗門ヲ勸ム、今年ノ秋頻ニ宗門ヲ勸メケルニ、類門ノ輩皆々四郎ヲ尊テ天人ト称ス、四郎學問ノ程ハ何事ヲナシケルカ相知ル者ナシ、種々ノ妖術ヲナシ、彼宗門ノ諸書ヲ説テ、勸ケル様ハ、頓而切支丹ノ世ニナルヘシ其証拠ヲ見セントテ、虛空ヨリ鳴ヲ招キ手ノ内ニテ卵ヲ生セ、ソレヲ割テ中ヨリ切支丹經文ヲ取出シ諸人ニ見セ、或ハ竹雀ノ止り居タルヲ枝折ニシテ之ヲ見セ、一宗ノ者ニハ之ヲ渡スニ雀不飛、他宗ノ者ニハ之ヲ取ントスレハ雀忽飛去ル、又天草ト有馬ノ間ニ湯鷗アリ、此海上ヲ陸地ノ如ク、四郎歩涉ニス、如此ノ類ヲ以テ、諸人二目ヲ驚カサス、故ニ皆四郎ヲ感心スト云、一説ニ曰、甚兵衛天下ヲ覆サント謀テ、切支丹一揆ヲ催ストノ儀、附会ノ説タランカ、只一向ニ切支丹ニ深ク着シタルナラン、若又右ノ如ク天下ヲ心カケタル事實ナラハ、狂亂人乎、

毒流遂溢^{シテ}于島原^付作^二伴天連未鑑^註鄉民一事

不因改ルカハ貪戾、私曲ニテ奢淫怠慢也、役ヲ東武ニ勤テ所治ノ政事、悉皆長臣等ニ任附ス、上ノ好ム処下必隨之之ナライナレハ、聚斂詔諭ノ臣群争イテ苛政ヲナシ、賞罰各其明ヲ失、一郷ノ風俗忽ニ変シテ四民甚困窮セリ、此時ヲ得テ隙ヲ伺イ、五ノノ耶賊島原へ紛レ入り、私ニ邪宗ヲ弘メントス、寛永十四年ノ八・九月ノ頃ヨリ島原ノ人民、當年ハ世間スイン也ト専ラ流言ス、スイントハ、南蛮耶穌ノ語ニテ、甚心ハ世ノ中一変シテ、諸人皆鬼利支丹ニ相成ヘキ、前表ナリトナシ、斯テ五賊相議テ、昔楠正成天王寺ノ未來記ト唱ヘ、謀書ヲ作テ諸国ノ味方ニ力ヲ付、勝利ヲ得タリシ軍慮ニ賛、一篇ノ文ヲ綴リ、鄉民等ニ密ニ説聞ス、其文ニ曰、

慶長年間、南蛮國ノ伴天連帰帆之節書置未鑑也、向年五々ノ曆數ニ及、日城ニ善童出生テ、不習諸道得通テ、東西雲燒古木花咲、其時諸民ノ頭ニ久留守ヲ指シ、海鄉山野白旗麻天主尊時至可也ト云云、此文ヲ讀聞スト云トモ、本来無智ノ耕民相通スヘキニアラねハ、委細ニ是ヲ积テ曰、今此末難ヲ考ルニ、當年ハ二十五ノ曆數ニアタリ、慶長十七年天草上津浦ニ居住アリシ、伴天連御制禁ニ任せ、帰帆シテカヘラレケル時、此書ヲ記シ置玉フ、夫ヨリ廿五年二相当ル、尤不思儀ナル書ニテ、向年トテ段々向フノ年ヲ、早知学書置レタルニ、一点モ遠ハサル事妙也、能々信心ヲコラシテ承レ、日城トアルハ、此日本ノ事也、善童出生トハ是天主ノ使ニテ、今大矢野甚兵衛ノ子息ナリ、此人少モ書面ニカワラス、未タ習シシテ能、此宗門ノ奥儀ニ至、學問ヲ極メ、文字ヲ知リ、諸芸ニ通達シテ、狡々タル岩壁、海ノ面ニモ馬ヲ駆セ、天ヲ朝リ地ニ隠ル、變化無窮妖術ヲ得タリ、サテ又近頃東西雲ノ焼ル事、各眼前ニ見ル所ナレハ、积ニ不及、又古本ニ花咲トアル、是天主御恵ノ深事綻イ枯タル木ナリトモ、花咲ヘキトノ御告ナリ、即大江カ庭ノ櫻ヲ見ヨ、片枝枯シガアノ通り不時ニ花咲テ、爛漫タルモ、此信心ノ驗ナリ、一々此文ニ書置シニ相違ナシ、然レハ此書ノ教ニ任セ、大矢野四郎ヲ大將トシテ、之ヲ仰キ尊ヘシ、程ナク

蛮國ヨリ日本ヲ攻取ル時節トナリ、諸民ノ頭ニ久留守ト云物ヲ指テ相隨イナハ、海山村里一面ニ白旗ヲ翻シ、天主尊モ此国ニ現レ出セサセ玉ヘキ時至ラントノ未鑑也、如是奇妙ナル宗旨ナレハ、誰力疑イ可レ不感、此宗門

ニ立入ル輩ハ、各家富繁冒シテ、榮華ノ種ヲ設クヘシ、元來昔日ノ耶蘇宗カハ、士民等奇異ノ思ナシ、各五賊力下知ニ隨イ、專ラ邪宗ヲ惑心ス、予メ邪法ヲ守リ、外面他宗ト詐り居シ、無民トモ時ヲ得タリト、大ニ悦類ヲ誘イ他ヲ勸メ、今ハ早晚憚ヲ忘、一向ニ押出シ、彼宗ヲ崇ル族モアリキ、或人曰、右ニ載ル所未鑑ノ文義不詳、尤農民ヲ欺謀ノ一端ノミナレハ、強テ論スルニ不足、東西雲燒ト云事、定テ是凶亂ノ兆アリテ、冬天ニ

火雲出タル乎、白旗驛ト云ハ兵乱ノ機ヲ移テ云レ示カ、又、久留守ト云事モ相通セサル義也、此等ヲ農民相通シテ、信服セシ事不審也ト云、答曰、曾テ聞クルスト云ハ言語也ト、此レ蚕人彼宗旨タル者、常ニ頭ニ指所ノ飾也、飾之者ヲ以、蚕人ノ目印トス、故ニ此書ニ二人ノ頭ニクルスマサントアルハ、悉ク之ヲ指テ、蠶賊タラシメントノ義ナルヘシ、征伐記ニクルスノ形容ヲ國スルト云トモ、未タ何ヲ以之ヲ製スル事ヲ詳ニセス、東西雲燒トアルハ、其頃西天ニ赤氣アリシト、伊萬子ノ書ニモ見ヘタリ、白旗ノ事ハ、兵機ヲ写セシ事モ有ヘシ、而レトモ亦肥後國阿蘇山上ニハ、実ニ其年白旗數ヲ不知現タリト也、世ニ伝フ、好テ怪ヲ語ルヘキニ非スト云トモ、天下ノ治乱國家の興廢ニ係ル時、天祥地妖アリテ、予其吉凶ノ端ヲ示

ス事古今其例少カラス、是故ニノ外邪漸便リヲ伺フ事ヲ、辱クモ天ノ神之ヲ報シ玉ヘリ、然ルヲ下愚ノ農民、彼五賊ニ誑サレ却テ之ヲ邪宗發興ノ祥瑞也ト惑テ、不覺蠶賊ノ暴風ニ懼ス、豈其愚迷ノ甚キニアラスヤ、世澆季ニ及ヘトモ、日月何ソ不レ明、日月ヲ失セスレハ、我國何ソ外国ノ穢

塵ヲ容ゾ、是ヲ以人民ノ心ヲ驚ゾ、正道ヲ守ラシメン為ニ、神明予メ其凶瑞ヲ示シ、天変地妖アリシナルヘシ、神明若此凶災ヲ懲ヲ忌玉ハスンハ唯患フラクハ、愚民是ヲ曉ラス、終ニ暴逆ノ罪ニ沈ミヌル事ヲ、如是外邪凶變ノキサシアリト云トモ、天地神明ノ徳ヲ仰キ、其高恩ヲ忘ルヘカラスト云々。

(15) 伊萬子述作ノ闇際筆記曰、寛水中ニ肥前國島原耶蘇ノ兵將ニ起ントスル時、毎日午ノ後、西天ニ赤氣在、火燒ノ如シ旋テ中天ニ及、西京東武皆シカリ、余時ニ弱冠京ニ在テ、日々之ヲ見タリ、按ルニ、東晉安帝ノ時、和龍城ニ赤氣アリ、四塞日ヲ蔽フ、太中令張穆燕王ニ言テ曰、此兵炁ナリト、和龍遂ニ陷タリ、天變ノ古今不違事、其如此歟ト云云、

寛水治迹卷之一終

寛水治迹卷二

鷗原ノ耶蘇立暴逆之色事

植木桑野潛逃去口津事

左志木表補天主画像誑鄉民付切害諸郷官事

松倉人數擬渡有馬表事

(16) 松倉長臣重発軍勢事、付深江村接戦事
賊徒俄攻鳥原城、付櫻山安正事

寛水治迹卷二

鷗原ノ耶蘇立暴逆之色事

邪宗ニ起スル者市ノ如ク、滔々トシテ不絶五賊相議シテ、隠謀シ怡合ル事限ナシ、斯テ五賊等申ケルハ、来ル十月十五日頃、天地モ震イ動程ナル不思義有テ、宗門繁昌ノ基トナルヘシ、汝等其時少モ驚騒事勿レ、必是繁榮

ノ前表ナリト、一々云聞ス、郷民何モ怪ク思相待ケルニ、果シテ十五日ノ夜二入テ、俄ニ切支丹ニ立反、卒ニ暴逆ノ色ヲ見セり、其故ハ肥前国高来郡口津村ノ庄屋甚右衛門ト云者、同郡小場村ニ至リ庄屋久兵衛ヲ訪イ、農桑ヲ説了テ、酒茶ヲ弄シ、夜話相熟シテ已ニ及レ深更家人皆炉辺ニ熟睡ス時ニ、久兵衛密ニ申ケルハ、情世間ノ行粧ヲ觀ルニ、領主地頭ノ作法モ古ニ替リ、家老代官モ欲心深民ヲ惱シ、農ノ時ヲ妨テ、夫役ヲ烈ブシ、一寸ノ窓ヲ開、一人ノ骸ヲ葬ニモ運上ヲ重クシ、内檢ノ地詰ニ納所ヲ過分ニシ、四五年ノ間ニ牛馬ヲ壳、妻子ヲ貢トシテ落涙袖ヲシホリテ之ヲ納レトモ、心ニ不レ任、勘定ノ期ヲ過セハ、獄屋ヲ不出シテ及餓死、身ノ成果他国ニ走ントスルモ不叶、領主ハ民ノ父母トコソ

聞ツルニ、卿慈愛ノ色ヲ見ス、如是ナラハ、我等程ナク家業ヲ失イ、山西ヲ柄トテ、薇ヲ采葛ヲ掘テ、露命ヲ維ク便トシ、一生ヲ送ラント欲トモ、争力凍餓ノ難ヲ避ン、其辛苦ヲ忍ニヨリハ寧伴天連ニ隨テ、天主普救ヲ憑ニハ不レ如ト語リケレハ、甚右衛門恰然トテ点頭シ、サレハ往日ノ領主

モ受納ハ尚強カリシカトモ、今ノ如ク諸民ノ困窮ニハサリキ、当主ノ苛キ政ヲ看ルニ、甚以法ニ過タリ、片時モ安心ナク、薄氷ヲ踏テ、深キ淵ニ臨ムトモ、何ゾ今ノ心ニ勝ヘキ、其上此宗門ヲ公義ヨリ深ク悪玉^{ヤクシ}動ズレハ、制法ヲ立、之ヲ改罪ニ沈ム事、度々ニ及ヘリ、而レトモ、尚信心ナルハ、自國ヲ改レハ他邦ニ潜マリ、他国ヲ改レハ自國ニ隠シ、當時ノ難ヲ通ケルニ、何人ノ計ケン天下一統ノ禁制トテ、洩ル方ナク撰索アリ、身ヲ隠スヘキ所ナシ、志深入ハ死罪ニ行シ、或ハ偽テ他宗トナリ、當難ヲ避ルトイヘトモ、根ヲ絶テ葉ヲ枯サントノ制法ナレハ、宗門ノ徒多ハ、住所ヲ捨、途方失フ、我トテモ不鳥不魚、イカデカ雲ニ翔リ、水ニ藏シテ免事ヲ得ン、徒ニ心ヲ苦シシテ、已ニ半白ノ齡ヲ誤ル、余年タノミモナシ、而ルニ今、將軍家御他界ノ事ヲ深ク隠スト、仄カニ聞、御刃若同心セハ、宗

門ヲ再興シ、領主代官之ヲ尤メバ、悉ク切害シ、鳴原城ヲ攻取テ、日来ノ斯テ同十九日口ノ津村落ニ於テ、農民百余輩相集、邪宗門ヲ起ノ由風聞アリ、彼地ノ代官山内小右衛門其子馬之助父子トモニ、口ノ津ニ在折節、馬之助其辺ニ遊宴シ、此事ヲ伝聞テ、急速リ父ニ向テ、此由ヲ告、小右衛門驚速ニ村々ノ庄家ヲ呼テ大ニ叱シ、天下制禁ノ邪宗タリ、急度之ヲ停止スヘシト云、庄屋何レモ平伏シ、退出セシカ、重テ來リ告テ曰、我等貴命ヲ奉リ帰リ、百姓等ニ稱ク之ヲ示ト云トモ、一人モ肯テ承引不仕、此上ハ何様ニモ計イエヘ、我々方ニハ及カタシト訴シカハ、小右衛門不易思イ、一存ニ不能シカハ、同役安井三郎右衛門近村ニ在ケルヲ訪テ之ヲ相談ス、安井モ又決断ナカリシカハ、山内

遂ニ寫原ノ城ニ至テ、右ノ趣ヲ長臣等ニ相達ス、家老岡本新兵衛^{チヨウヒヤウ}、多賀主水・田中入道宗夫等大ニ当惑シ、如何ニモシテ光隱便ニ事ヲ鎮ムヘシト議定シテ、諸役人ヲ差廻シ、無異ヲ計ルヨリ外ハ思慮モナシ、信ナル哉、古人ノ語ニ西葉ヲ制セサレハ、終ニハ斧柯ヲ用ルニ至ルト云事ヲ、豈之ヲ思ワサルヘケンヤ、

植木桑野潛逃去口ノ津事

其頃ハ松倉家ノ役人植木空之允桑野八兵衛ト云者、田村ト云在所ノ蜜柑ヲ取セ、東武へ獻上ノ裁判トシテ、口ノ津ニ在シニ、斯驟動ニ及ケルカ、勝家連々扶助アリシ浪人山田右衛門作ト云画工、其辺ニ住居セシカ、密ニ兩人カ仮宿ニ來リ告ケルハ、今度近郷ノ農家悉皆耶蘇宗ニ立復リ、蜂ノ如クニ起テ、領主代官ノ禁制モ用ルニ不足、剩工所々ノ代官押ヘノ役人ヲ

始、此宗門ニ立人サル面々ハ、御辺達ヲモ尽ク切害スヘキ企ナリ、若宗門ニ志アラハ各別、左モナクハ長居ハ恐アリ、急キ鳥原へ帰ラシテ、可然ト云私ニ曰、山田ハ元有馬家ニ仕浪ニシテ、今松倉家の扶助ヲ受ケ、邪宗ニ与ミシテ、一方ノ頭ト成、然ルニ今、其企ヲ二人ニ内通シ、後ニ籠城ノ時モ有馬家ニ内通シ一命ヲ助ル、若正兵ナラハ、何ソ賊ト成テ城ニ籠ニ哉、又罪心アラハ、豈内通シヤ、敵カト見レハ、味方松倉ノ臣カト見ハ、有馬ノ譜代ナリ、何レ信義ナキ者歟、又、口ノ津ノ庄屋次郎兵衛モ彼等ト相睦々、流石殺ンヤ、忍ヒサリケン、私ニ語テ、然ノ旨ヲ告ケ、此上ハ当所ノ滞留ナリ、急帰ラルヘシ、最早本道ハ通スマシ、山中ニ柴薪ヲ運小ノ間道アリ、今宵潛ニ逃去玉ハ、我等見送リ申サハ、同宗ノ者定テ不審ヲナシ、各ノ立退レタルヲ知テ、前後迷惑三及ヘシ、某ハ跡ニ残リ、可然計ワソ愚妻ヲ案内トシテ、急ギ退ルヘシト、チヨロ二之ヲ勤メケレハ、両人モ是非ニ不及、彼等夫婦ガ情ヲ感シ、庄屋ガ妻女ヲ郷導トテ、夜ニ紛、鰐魚ノロノ津ヲ逃出テ、タトルゝ漸クニシテ、亥ノ刻ハカリニ有江村ニ落着テ、彼郷導ノ女ヲ再拝メ、之ヲ帰シ所之代官村田作右衛門之ヲ聞テ、我等今各ト共ニ退ナハ、此村中之者モ亦、我意ニ誇ルヘシ深江村ノ代官白石市郎右衛門、相良金左衛門ニモ知セテ、宜ク相計ヘシト答フ、李之允・八兵衛ソレハ其方勝手次第二

(19)

セラルヘシト云捨テ、十月廿一日鳥原ノ城下ニ立帰リ、右之趣ヲ長臣等ニ訴シカハ、速ニ鎮制スヘシト、郷官ヲ諸處支配地工差遣シ、且又、同廿三日、長臣等ヨリ諸家中ニ示ケルハ、在々所々切支丹ノ者トモ狼藉ヲナスニヨリ、之ヲ静謐スヘキ為、不団人数ヲモ押出儀モ可レ有之、各内用意セラルヘシトソ触タリケル

左志木表補天主画像歎郷民付切諸代官事
同郡有馬村二、左志木作右衛門兵本ニ作左衛門ト云農夫在、内心ニ邪心ヲ守

リ、天主ノ画像ヲ深ク秘シ、朝暮ニ密ニ拝スル由ヲ、五賊ハルカニ探画リ、是究竟ノ方便也ト、潜ニ左志木ヲ招寄、然々ト其詭謀ヲ授ケ、新ニ画像ヲ表具シテ与ヘシカハ、左志木具ニ謀ヲ受テ、急キヒ力宅ニ帰リ、即繪像ヲ牀ニ掛、近隣ノ民ヲ招集メ、不思議ヤ此尊像一夜ノ内ニ、自然ト表具現レ玉フ、此只事ニ思ワレス、但我家内ノ者ハ云ニ不及、誰ニテモ此像ヲ表具シタル人アリヤト穿鑿スルニ、皆々アツト感シテ、我ソト答ル者モナシ、左志木掌ヲ拍テ、三度札拝シ、諸ハ誠ニ我平生不忘、此尊像ヲ崇恭シ、深ク信仰スト云トモ、世間ノ人目ヲ憚リ、表具ヲ憑ヘキ便モナク、此事常ニ心ニカヽリ、トイ煩フ、信心ヲ早ク感通シ玉イ、如是ト覺タリ、正是天主普救ノ御靈験、実ニ新ナル利益カナ、有難キ宗旨也ト感涙ヲ拭テ敬イケル、是ヲ聞キテ一座ノ愚民不覺アツト感信シ、皆一同ニ礼ヲナス、此事ヲ語リ伝ヘスワヤ左志木カ畫像コソ一夜ノ間ニ、新ナル表具俄ニ現レ、奇妙也ト云程コソアレ、近里遠村ノ農民等男女老少ノ差別ナク聞伝工候、我先ニト群集シ、雖ラツイテ拝見シ、供物ハ山ノ如クニシテ往来殆絆タリ、松倉家有馬村ノ代官林兵左衛門之ヲ聞、大ニ驚キ駆來リ、群ル男女ヲ追散シ、天下ノ禁制ノ邪法ヲ弁ヘス、甚以奇怪也トノ、シリ、天主ノ像ヲ見テ牀頭ヨリ引下シ、揉破テ火ノ中ヘソ投込ケル、早ク雄ノ健民之ヲ見テ、勿体ナク代官力挙動哉、其科何ソ逃ヘキ打殺シテ捨ヘキト、捧接ヲ手々持、大勢前後ヲ取包ム、代官弥怒テ、推參ナル奴原一々ニ撫切ニセント腰ノ刀ニ手ヲ掛ル、健民是ヲ事トモセス、ソレ物イ云セント上カ上ニ重リ寄テ、十方ヨリ打カケシカハ、多勢ニ開レ兵左衛門

(20)

遂ニエアナク討シニケリ、五人ノ賊徒大ニキヲ、農民等ニ謂テ曰、即は宗門繁昌ノ基ナリ、吉兆之ニ過ヘカラス、何レモ之ヲカ監トセヨ、少シモ異義ニ及ナハ、皆如是忽ニ天主ノ御罰ヲ蒙ヘシト申聞テ、夫ヨリ弥一同シ、次第二ノ二相儀ス、箕田氏意貞述作ノ鶴原記ニ曰、寛永十四年春ノ頃ヨ

リ、家光公折々不例ノ由ニテ、御表ニ出御希ニ有レ之故、下々ノ取沙汰ニハ、若君様モ今ニ御座ナク、御懷胎ノ御沙汰モ無レ之間、尾張左兵衛督殿光義卿後号大納言光友卿ヲ御養君ニ可被遊哉ナト、風説イタシ候、今年十月十五日鳩原領上総村寿庵ト云者ノ方へ益田四郎ヨリ廻状ヲ遣シ、村々へ切支丹復宗ノ義ヲ勧ル二付、寿庵ヨリ廻状ノ写

益田四郎上総村寿庵廻遣状

態と申造候、天人あまくたり被成候せんちよふむハ、ていうす様ヨリ火のすいぢよ被成候間、何者成共きりしたんニ成候ハ、こゝへ早々可有御越候、村々庄屋おとな早々御越可有之、嶋中此状廻シ可有之候、せんちよ坊にも、きりしたんに成候ハ、可被成候御免、恐惶謹言、

丑十月十五日

右早々村々へ御廻し可被成候よし申入候、天人御使ニ遣申候間、村中之者に御申付可被成候きりしたんニ成候ハ、日本六十六ヶ国共に、ていうす様ヨリ御定め候而、大へのに踏込可被成候間、其分御心持可被成候、天草之内大天野ニ此中被成御座候四郎様と申人ハ、天人にて御座候、ここもとに御座候間、其分御心持可有候、以上、

又一紙

上総村寿庵と申人も、則天人の御供被成候間、寿庵手前ヨリ先々へ遣申候、日本之将軍益田四郎家縁と申候由ニ御座候、以上、

鳩原領南有馬村ノ庄家次右衛門力弟角内、北有馬村三吉両人先年御制禁ノ刻、隠置シ切支丹画像ノ本尊ヲ取出シ、已カ家ニカケ置、今十月廿二日ヨリ復宗ノ者ヲ集メ拝セケル、此事鷲原城下ニ聞ヘ、天下一統ノ御大禁ニ候間、早々仕置申付ヘキ旨、松倉長門守留守居ノ家老ヨリ代官本間九郎左衛門・林兵左衛門ニ申付、有馬村ニ差越ケル両人參リ見ルニ、邪宗ノ紛ナカリシカハ、鳩原へ注進スル

(2)

家老申談、古参ノ足軽市川平兵衛・松原太兵衛・尾中平左衛門、彼是二十人小早船ニテ有馬村へ漕付時刻不移、角内・三吉妻子トモニ、都合十六人ニ繩ヲカケ、鳩原へ引連、同廿五日ノ朝、禁獄申付、上総村小浜村ヘモ官差遣シ穿サク申付ル、角内・三吉捕ヘラレケルヲ、類門トモ無念ニ存シ、一揆ヲ起シ、同廿五日巳刻、南有馬村岡ト云所ニテ、代官林平左衛門ヲ殺害ス、本間九郎左衛門ヲモ殺サントセシ所ニ、北有馬村庄屋長助、日来九郎左衛門目ヲ掛ケン者ニテ、其上切支丹ニ志無之故、已カ弟一人・子一人九郎左衛門ニ付添洛サント相談セシニ、一揆トモ道筋二番人ヲ付置改ケル故、通リカタク、別々ニ成テ、長助カ弟ト子二人ハ、有馬村ヨリ温泉ヲ通ラセ、鳩原へ差越ス九郎左衛門ヲハ、北岡村ニ鉄砲屋大膳ト云者、切支丹トハ見サル間、此者ノ方迄落行セント計リテ、同日申ノ下刻、速干渴ノ波打際ヲ、九郎左衛門主從三人忍テ落行ケル處ニ、天草浦ヨリ絵像拝ニ來リシ百姓トモノ乗捨シ舟ニ乘テ、有馬村立石ノ沖ト云處マテ落行ケルト云、去程ニ邪宗ノ者トモ評議シケルハ、如レ是露顕ニ及、且代官ヲモ打殺ケル上ハ、我等其罪過カタシ、所詮人ニ先ヲ超サレンヨリ、速ニ発スルニ不如ト一同シ、遂ニ其色ヲ立テ、代官林兵左衛門宅ニ押寄ル、思モヨラヌ事ト云、主人ハ已ニ討レヌ、可防様もナク、周章迷フ處ヲヒタト打入リ、妻子ヲ尽ク殺害ス、其ヨリ近郷ノ農民、弥脇心ヲ強ミ、強暴熾然ニテ、直ニ北有馬ノ横目室加兵衝切害シ、鳩原ヨリ瓦ヲ積ニキタル船頭人夫十五人ヲ殺シ、小浜深江ニテ、代官高橋武左衛門同所一本口ノ津ニテ、代官安井三郎左衛門小浜一本口津ニテ、山内小右衛門等カ住处ニ々ニ押寄テ、松倉方ノ上下七人之ヲ切害ス、其外諸社ノ神職地下ノ僧侶ニ至迄、少モ違背ノ色アレハ、悉ク討果テ、前代未聞ノ挺變也、

林兵左衛門耶賊ノ為ニ討レケル旨、十月廿五日酉ノ刻ニ、鳩原ノ城ニ注進在、留守居ノ長臣驚然トテ、速ニ誅伐スヘシト相議シ、家老岡本新蔵・多

賀主水ヲ大將トテ、十三十余人打出テ、即時ニ有馬表ヘ押渡ル、暗夜海上

ヨリ遠望スルニ、有馬浦ノ礁邊ニ、賊徒鉄炮ヲ配リ切、火縄ニテ大勢ヲ駆

催シ、岸ニ連、待掛シハ、蒼天ノ星斗ヲ

22

見ルカ如シ、又彼地ノ寺院、耶宗ニ隨ハサル者ノ家ニ火ヲ放、焼上ル余烟アタリヲ払テ、其勢爛然タリ、新藏・主水之ヲ見テ驚テ曰、此猛勢ニ向テ、吾等陸地ニ上ルトモ、無人數ニテハ叶カタシ、且根城ヲ敵ニ乗取レテハ弓矢ノ恥辱也、一先引取テ事ヲ討ヘシト、諸士ニ其旨相示シ、直ニ舟ヲ

遷サントス、若キ輩ハコ・ロウク思イ、岡本新藏農民ニ怖レ、臆病神ノ付タルニヤ、敵ノ旗色ヲモ見ス、引退ハ平家ノ軍勢水鳥ノ羽音ニ驚逃タルニ不レ異ト之ヲ誹謗スレトモ、兩人更ニ聞又顔ニテ、急キ城中ニ引取、重テ軍勢ヲ促シ、陸地ヨリ押寄テ踏漬スヘシト下知シテ已ニ舳櫓ヲ立直シケル處ニ、有馬ノ郷官本間九郎左衛門^{又馬鹿太夫}走舟ニ乘テ、彼地ヲ立退ケルカ、新藏カ舟ニ漕寄テ、賊徒夥ク起テ、強暴当リカタシト告ク、依之諸士卒、弥帰船スヘシト指揮シテ、新藏ハ松葉ト云走舸ニ乗テ、先立テ鳴原ヘ着岸ス、則船場ニ人数ヲ立テ、左右二大身ノ長柄ヲ二十本立サセ、篝ヲ焼テ、諸士ノ帰船ヲマツ、己ニテ舟トモ悉ク揃シカハ、城内ニ引入ントス時ニ、新藏不知テ曰、敵不國足下ヨリ可レ出モ計カタシ、市店ヨリ渾テ行燈ヲ出ベシト相触シカハ、市中家々ヨリ之ヲ排出ス、燈花町内ヲ照シテ白昼ノ如シ、唐朝上元ノ萬燈先年ヲ照スカト怪マル、諸士ハ二行二列歩シ、家僕ヲ中ニ立テ押行ク、縱ヒ不意ニ賊徒突來テ相戦ヒ、人數少々討ル、トモ随分切抜、一人ニテモ城ニ入ルヘシト下知テ、事故ナク未明ニ城中ニ引入ス、一説ニ曰、角内・三吉ヲ召捕テ後、有馬村ノ体ヲ見分ノ為、鳴原ヨリ甲斐半之助ト云者ヲ、小舟ニ乗セテ遣ケルニ、半之助有馬村深川ヘ舟ヲ着テ、代官鉢鳴久大夫ト相談シ、有馬村ノ庄屋源之丸、深川ノ長善右衛門、

平作ナトヲ案内トシテ同船シ、北有馬村藏下ト云處ヘ舟ヲ着シ處ニ、賊徒

数多打寄リ、今度切支丹ニ立返リ、年來ノ鬱憤ヲ遂ヘキ由、声々ニ匍匐リケル間、舟ヲ漕曳シケル處ニ、賊徒鉄砲ヲ放チ、石ヲ投打ケル故、半之助カ

鎗カツキ、鉄砲ニ中テ死ス、庄屋源之丸モ死ヲ得タリ、其後松倉人數、明

ル廿五日申ノ下刻、岡本多賀ヲ初メ、大小十九艘ノ舟ニ乘テ渡海シケル

二、有馬村立石ノ沖ニテ、本間九郎左衛門逢、様子ヲ尋ケルニ、有馬村北

岡ト云處ニ、一揆八百余人在鐵砲ニテ相待、鳴原ノ討手ヲ、此處ニテ防ケ間ニ、残ル者トモ鳴原ノ城ヲ、攻取ヘキ内談ト、聞及シ申

23

語ル、甲斐半之助モ此處工来リ、道々難モ物語リシテ来ル、之ヲ聞テ岡

本方曰、縦イ當処ノ敵ヲ追崩ストモ、一揆入替テ鳴原ノ城ヲ攻ハ、味方無勢ニテ、万一落城セハ一大事也、先鳴原工戻リ、城ヲ堅固ニテ、一揆ヲ退治セント、其夜鳴原へ漕返ス、斯テ鳴原城下ニテハ、岡本出船ノ後、町令

音加兵衛・岸田七右衛門・町横目木村弥平次・池田權之助、追手門脇町別当奎右衛門宅へ出合、町老トモラ呼テ、町口ヲ堅メサセ、船場ニハ篝ヲ燒

テ相待ツ、漕返ル舟ヨリ此籌ヲ見テ、最早城下ニ敵ニ成タル事ト相疑イ、

舟ヲ着力ねケル處ニ、町奉行・横目方ヨリ町中無異儀由、申送ル故、其夜

已ノ刻ニ何レ帰城ス、其夜鳴原ノ町人トモ申セ、今度大節ノ時節ナレハ、何レモ御用ニ立申度奉存候矣、武具ヲ御貸可被下ト望シカトモ、心底

計カタシト、家老中承引セス、町人トモ又曰、御氣遣尤ニ候間、我々人質

差出ヘキ由起テ告ケレハ、左アラハ忠心悦入候トテ、人質ヲ取カタメテ、

本城ニ入レ、鉄砲其外長柄等ノ武具、ヲソレヽニ渡テ、持口ヲ定メテ

守ラシム、今度商家ノ忠信奇特也ト、他邦ニテモ聞伝テ之ヲ称美セリ、サ

テ又、家中諸士卒ノ妻子ヲ悉ク本城ニ取納、岡本新藏・田中宗夫・多賀

主水、其夜手分手配シテ、城中ニモ留守居ノ人數ヲ用意シ、明日一揆ヲ退

治セント、終夜支度セリト云云

伝テ曰、右賊徒強暴ノ挙動、其勢スルトニテ、当リカタキヲ不知、若者ト

モハ賊徒斯狼藉ヲナス上ハ、縦イ君御參府ノ中ナリトモ、即刻人數ヲ差向テ、先鄉民ヲ擄捕、是非ヲ糾明シ、上聞ニ達スヘシ、若又、異儀ニ及ナハ、張本ノ奴原一々ニ誅罰シ、靜謐ヘキニ、何程ノ事有ヘキニ、是皆、新藏カ後レナリト嘲嘆ス、又罵原ノ町半入トテハ、十有余ノ高老有、彼者ヲ近辺ノ安徳寺村ニ遣シ、邪宗ヲ改メ味方ニ参ルヘキヤト之ヲ示ス、何モ之ニ應諾ス、又、深江村ヘモ此者ヲ遣シ、庄屋ニ右ノ趣ヲ云セケレハ、兎角ノ返答ナク、剩ヘ年來ノ苛政ヲ言立、新藏・主水等ヲ種々惡口誹謗シ、半入ヲ叱リ、謂レナキ肝煎シテ、使ニ來ル事、推參ナレハ、打殺ヘケレトモ、極老ノ者ナレハ、一命ヲ助ケ返スナリト追払フ、半入ハ危キ露命ヲ拾イタリト、大息ツキテ返還リ語ル所右ノ如シ、

伝二曰、岡本新藏ハ松倉ノ一老トシテ、采邑千三百石ヲ領ス、後ニ新兵衛ト改ル、度々ノ武功アリ、松倉家斷絶ノ後、水谷伊勢守ニ仕ヘニ千石ヲ賜ル、又、田中宗夫始ノ名ハ久六、後ニ藤兵衛ト改、関東ニ於テ武名在、関ケ原ノ合戦ニモ有功、松倉重政卒去ノ時、薙髮シテ宗夫ト号、此時ハ鷲原ノ城代ナリト云、

松倉長臣重発「軍勢」付深江村合戦之事
明レハ十月廿六日早天ニ、岡本新藏城内ノ諸士ヲ屯ニ会シテシケルハ、今度耶賊ノ一揆縁ニ土民ノ野心也ト云トモ、如此ノ挺身ヲナスニ至テハ、遠ク東武ニ注進シテ、其御下知ヲ待ハ、退治及延引ヘシ事ノ微ナルニ乘テ、甲兵ヲ起シ之ヲ討鎮ルノ外ナシ、諸士卒隨分粉骨ヲ尽シ相勵ヘシ、八幡モ昭覧アレ、武勇ノ剛柔詳二言上シ、戰功在ルニ於テハ、急度恩賞ヲ行ルヘシ、唯今、勝家公御父子御在江戸ナレハ、某引取テ万端ヲ指揮シテ、若我意ニ任セ、下知ニ不隨輩モ有レヒ、軍神ヲカケ、即時ニ切腹申付ヘシトモ、

云、諸士何モ首ヲ低テ、其旨ニ相從フ時ニ、新藏乘憚ヲ以テ、人數ヲ二ツ二分ケ左右ニ配テ曰、右ノ面々ハ出陣テ相勵ヘシ、左ノ面々ハ城ヲ堅固ニ

守リ、根ヲ深メ功ヲ立ヘシト定テ、士大将岡本新藏、多賀主水ヲ頭トテ、足輕大將六騎、平士六十騎、雜兵三百余人相供シテ出陣ス、何レモ血氣ノ勇者ニテ、元来農民ノ一揆ナレハ、縦イ幾許ノ大勢ナリトモ、何程ノ事力仕出ヘキ、悉蹴倒シ擄捕、武勇ノ程ヲ見スヘシト思慢リ、我先ニト押寄ル、旗風ニ翻テ龍蛇ノ動不レ異、劍戟ハ日ニ映シテ、氷雪ヲ碎クニ彷彿タリ、絶テ久シキ弓矢ノ争イ、是ヲ晴ト出立シカハ、アタリヲ私テ、見物ノ目ヲ驚ス、深江村ノ一揆伏シ居ルヘキト察シテ、騎馬ノ兵ヲ皆下立セ、攻近付キケルニ、案ノ如ク、山ノ峠ノ越ニ五六ヶ村ノ賊徒千人待居タルカ、一同ニ闘ノ声ヲ發シ、鉄砲ヲ放、擬セス手々ニ鎧・鎌・斧・鎗・山刀ヲ拔連テカリ、山上ヨリ下シ掛け、勝敗ヲ一挙ニ決セントス、岡本多賀者頭ニ下知シテ、輕率各鉄砲ヲ閣キ、刀剣ヲ振テ接戦シ、鉄ヲ碎キ鉢ヲ削リ、主客互ニ死傷セリ、味方ニハ進藤与

25
兵衛一陣ニ進テ力戦シ終ニ討死ス、竹村新右衛門・中西甚五兵衛等、手痛ク戦イ賊ヲ討テ創ラ謀ル、松田兵右衛門ハ尚奥深ク勤入テ血戰シ、深手ヲ負テ終ニ死スサレトモ、岡本頻ニ二兵ヲ駆テ相勵シ賊ヲ討テ、首數五十余級ヲ得タリシカハ、農民堪エス敗弊シ、深江村中工引退ク、岡本新藏・宅市左衛門父子相続イテ、深江村ノ庄屋ニ押詰ケル所ニ、賊徒大勢待マウケ、柴門ヲ閉テ、側ナル石垣ノ上ヨリ木石ヲ投ケ、稠シク防キシカハ、急ニ攻不レ耐、恰モ城ヲ攻ルカ如シ、宅市左衛門頻ニ進ミ、無比類相勵イテ疵ヲ被ル、其外士卒身命ヲ忘テ共ニ進ミ、攻入ントストレトモ、後ハ山ニシテ、口ツノ屋シキナリ、内ニ大勢籠居テ堅ク守リシカハ、面ハ向ルニ入カタシ、岡本下知シテ曰、事始吉シ、左ノミ味方ヲ討セテハ無益也、一先人數ヲアゲ、明日押掛討捕ヘシ、賊徒若シ島原ニ攻來ランカ、味方無勢ナレハ、其時ハ篠城シ、長崎ノ政所・豊後府内ノ監察使ヘモ注進シ隣国ニ加勢

武具ヲ取落事勿レ、下知ヲ背ハ、曲事タラント指揮シ、兵ヲ勧シテ静ニ退ケルニ、小木馬之助不レ見人ヲ残テ相待シニ、小木ハ深江村ニ押寄ケル時、力戦シテ賊ヲ討、左ノ肩右ノ脇腹三ヶ所、ナタ長刀ニテ斬レ、其外浅疵数ヲ蒙リ傷キ得ス、朱ニ染テ溝ノ中ニ臥居ケルヲ背負テ立帰ル、伝ニ曰、小木右馬之助手疵平癒シ、松倉家断絶ノ後、松倉隠岐守重常ニ事テ名ヲ小左衛門ト云、斯ル處ニ殘党復タ大ニ集リ、松倉家又追討ント、浜辺ヨリ鯨波ヲ發シテ、幕イ来ル、新藏・市左衛門其外ノ士卒返シ合テ接戦シ、賊徒二十人ハカリ疵ヲ被ムル、然トモ賊徒多勢ナレハ少モ患ヘズ、頻ニ追フ、松倉人數旦戦且走テ、遂ニ衆敵ニ取込ラレ、高橋又右衛門_{城下町ニ子死。}富永弥左衛門・堀九郎衛・石原源助_{等町ニ子死。}生熊之尤_{等町ニ子死。}者五騎雜兵百人計、忽討レサシモノ勇兵堪工ズ、一同ニ乱立テ、鼓打テモ応セス、鐘ヲ聞テモ止ラねハ、大将岡本毛_子為方ナク、右往左往ニ敗走テ、島原ノ方へ引退ク、愚按山田右衛門作カ口書ニハ、此時打出ル松倉家ノ人數百余人、諸道具

20
二ニ深江村ニ押寄、切支丹ノ者トモ四十人程討取、松倉勢城ニ引取ト云、本書今肥前島原記・有馬戦記・征伐記・板行島原記等ニ依テ、雜兵三百ト記スト云トモ、_{アソブ}怕クハ、山田カ口書ノ員數実記ナルヘキカ、本書ニ平士五六十騎ト肥前島原記ニ因テ書スト云トモ、是又征伐記等ニ四五騎ト記ス、何レカ是ナルヲ不知或説二、翌廿六日卯ノ刻ニ、田中宗夫・多賀主水等、先江東寺ノ南、今村ノ櫛爪ニテ、着到ノ人數百四人ト云、一説ニハ、馬上十四五五騎上下合三百四人云、斯テ宗夫家人馬場七之尤ト云者ヲ、安徳村ニ使トシテ申送ケルハ殊味方仕ルカ、又ハ一揆ニ与スルカト云、庄屋太左衛門ハ深江村へ見分ニ参リ、殊味方仕ル由答ケレハ、太左衛門第内蔵助ト村年寄忠兵衛兩人ヲ、人質ニ取テ還ル、然ル所ニ、岡本新藏城ヨリ出テ、宗夫ハマツ遣テ、堅固ニ守ラルヘシ、某深江ニ駆向フヘキ由申ニ依

テ、宗夫ハ城ニ留リ、其子田中藤左衛門ヲ差向ル、木場村ノ庄兵衛・市右衛門ト云者ヲ、中木場安徳寺ト深江村ノ境ヨリ、深江村へ遣シ、味方ニ參ルカ否ヲ、申切ヘキ旨云送ルニ、深江村ノ者トモ申ケルハ、只今一戰ヲ遂ヘキノ条、急ニ寄來リ候ヘト答テ、早広畠ト云處へ出向フ、主客声ヲ發テ、互ニ矢石ヲ争、賊ハ鉄砲ヲ一度ニ打放、味方ハ鉄砲ヲ小連ニテ半分ヲ打セ、賊徒玉葉ヲ込ントスル處ヲ、又半分ノ鉄砲ヲ打カケ、賊徒ヒルム處ヲ、鉄太刀ヲ以、切カ、リシカハ、賊徒不_レ堪退散ス、此時松倉方ノ鉄砲八十挺ナリシトカヤ、賊ハ夫ヨリ深江村寺ノ北脇民首忠兵衛力家ニ籠テ相手負旁以テ、先人數ヲ納メ、明日ノ事ニ仕ヘキト下知シテ、其日未ノ刻二、深江村ヲ引取、嶋原へ帰城ス、此時入江与右衛門ト岡本力家人林田清左衛門、鉄砲十挺ニテ、_{レシタ}殿シ、静ニ城下ニ引入ト云、

21

賊徒俄攻、島原城而失利事

松倉家ノ士卒退クヲ見テ、賊民大ニ氣力ヲ増ス時ニ、布津村・堂崎村・有家村ノ賊徒各駆來トイヘトモ、松倉勢已ニ引取シカハ、無念ニ思サラハ、此人數ヲ以島原城へ付入スヘシト、我先ニ進駆七声ヲ發テ、直ニ城外ニ押来ル、安徳村ノ農民多ハ城方ニテ大ニ驚キ、牛馬二荷ヲ付テ、子ヲ倒ニ負テ逃来リ、城下ノ市店二來テ、此由ヲ告知セ彷徨ケル間、町横目原兵左衛門、町別当空左衛門等駆見ケルニ、賊徒早桜井寺・江東寺ニ火ヲカケ、雲霞ノ如ク寄来ル、両人急キ城二入テ此由ヲ告ル、岡本新藏下知テ、追手ノ

武者屯二人數ヲ捕へケルニ、若侍トモハ、コヽカシコノ詰リヽニ出合テ

途ト守城ス体ナレハ、容易ニ落ヘシトハ見サリキ、

支ント云シヲ、岡本思案シテ曰、城中ノ下々内通シテ、火付ナトヲ入置タルモ量カタシ、爰ニテ防ク中二跡ニ危事アラハ、如何セン所詮城ニ引入

テ、防ヘシトテ人數ヲ円イ引入ル、案ノ如、追手ノ門内ニテ、内通ノ火付ヲ捕へ即時ニ切害ス、専籠城ノ用意ニテ、岡本新蔵・田中藤左衛門・大將

分ニテ追手ヲ堅ル輩ニハ、井村助兵衛・原兵左衛門・曾少兵衛・目付役木村弥平次・林治部左衛門・相良金左衛門・白石市郎右衛門・曾我八右衛門・

野村長左衛門・青木少七・陰留四郎左衛門・馬場七之允・陰部空左衛門等ヲ宗徒トシテ雜兵若干也、本城ハ田中宗夫・多賀主水ヲ頭トテ、岸田七右衛門・池田權之助・井闇勘之尤以下堅ク守ル士卒ハ、何レモ勇メトモ、奴僕多ハ敵方ナレハ、之ヲアヤフミ、勝ヘキ圖ヲ見付テモ深ク働ニ不レ任ニ

心底、各口惜ク思居タリ、暫シテ賊徒三千余人聞声ヲ發テ城下ニ逼、市店・僧房ニ火ヲ放テ一片ノ烟ト焼立ル、市中ノ男女途ヲ失イ、林下叢底ニ身ヲ隠シ、即今天地モ覆ルカ如クニ周章ス、賊徒透間ナク攻入、焰ノ中ヨリ銃玉ヲ飛シ、追手ノ虎口ニ押寄セ、得物ニ候ヲ持テ切カヽル、城兵下合テ防戦中ニ賊徒斧ヲ以テ、追手ノ扉ヲ打破リ入ントセシヲ、木村弥平次

猶ヲ以テ突テ出賊ヲ追払フ、賊徒退時木村カ鎗ヲ奪取テ逃去シカハ、木村歎カミシテ憤レトモ為方ナシ、賊徒復群テ攻入ル、中ニ彼鎗ヲ持タル者アリシヲ、甲斐半之助伏穴テ、其鎗ヲ取返シ木村ニ与ヘ勧シム「愚忠無事也」云、青木少七モ突テ出鎗ヲ振テ賊ヲ討テ創ヲ被ル、曾我八右衛門

ハ鉄炮ヲ鍛錬シ、大筒ニ小石ヲ多込テ、遙間ナク放防戦ス、抑此轟原城往日ハ森竹山ト云、勝家ノ親父松倉義長守重政要害ノ地ヲ撰テ、爰ニ有馬ノ城ヲ引移シ新ニ築ク、

万世武鑑二曰、肥前島原自江戸海陸三百一里半、当城者有馬修理大夫政純先祖代々居之元和元以後、松倉豈後守重政・同長門守寛永十五高力撰

津守忠房^{トモ}ト云、愚案ニ有馬氏代々ノ居城ハ、島原ノ城ニ非ス、有馬原ノ城ニシテ、彼賊徒取立テ、撲所ノ地也、当城ハ松倉重政新ニ築

ク、森竹山ト云地也、然トモ有馬ノ城ヲ引移シケル故ニヤ、原ノ城ト島原ノ城ヲツニテ、今武鑑ニ記ス者歟

去程ニ、賊民ハ妄ニ前ミ何ノ思慮モナク攻掛リ、只亂然ト北タル敵ヲ追慕

テ、不レ覺殺、地ニ誘引セラレ、城ヲ攻ル法ヲモ不知、腰兵機サヘ用意セ

ス、東往西還シテ飢労シ、榜ヲ杖ニツキ、空ク城ヲ向上居タリ、城兵見下テ、玉箭ヲ不惜、散々ニ発ケレハ、無法ノ群賊のト成テ、銃玉ニ中リ

百二十八人、矢庭ニ打レ麻ノ如ク亂れ死ス、其外痛手ヲ負テ、半死半生ノ者三百人ニ及ベリ、此行^{アラマツ}ニ辟易シ、サシモノ健民氣ヲ奪ハレ、相讓テ

前ニ能ズ時ニ、有江村ノ馬場監物入道休意ト云、賊主有馬長助ニ向テ、此城ノ体ヲ見ルニ、籠城ノ覚悟已ニ決セリト覺テ、城中静ニテ待儲ケ相勵、

然ルニ我等血氣ニ任せ、攻具ノ用意モナク、妄ニ攻ルトモ利アルマシ、味方ノ人数ヲ空ク損ルノミナラス、敗北ニ及テハ初発ノ軍ニ敵ニリヲ与ヘ、

悪カリナン、一先攻^{アラマツ}ニ^{アラマツ}耳ロ^{アラマツ}ゲ、重テ攻入ニ不レ如ト云ケレハ、長助是ニ同意シラハノミ人ヲ損セス、中ニ倡引ント云程コソアレ、城ヲ押ヘル手

當モ無、我先ニト驕立三方ニ乱散リ、温泉嶽ノ麓ニ敗走ス、此時若城中ノ兵一一致テ、七百余城戸ヲ開キ勢ニ乗テ、追討ナハ倦勞シ、飢渴ノ賊民等

何ノ遠慮モナク攻來リ、思ノ外ニ敗弊シ、臆病氣ノ付タル折ナレハ、一屯モセス、途ニ迷イ、顛倒シテ路頭ニ躊躇シ、悉ク屈伏スヘカリシヲ、城中ニモ可然勇才ナク、衆議一致セサル故ニ也、平生武道修行モナク、徒二日ヲ暮セシ報ト見ヘテ、露命ヲ助カリシヲ幸ニテ、此レ程マテ引カケタル網

裏ノ魚ヲ取放テ、手ヲ空クシテ見物シ、千里ノ野邊ニ虎ヲ放チケル、臆心城郭凜然トテ、海岸ニ臨、後口堅固ノ地形ニテ攻入ルニ便ナク、内ニハ田中・岡本ヲ始メ究竟ノ土卒七百余柄電テ、名ヲ恥、心ヲツニシ、爰ヲ專

ノ汚名千載、又誰カ之ヲ雪カん乎、箕田記二ハ、城兵能防ケレハ、一揆切崩サレ、今廿六日討取所ノ首數八十三ト記云云。

亦曰、一揆等ハ最前松倉勢ノ有家村ヨリ、乗船タル十九艘ノ船ニ取乗リ、己力村々へ乗船ル、松倉勢昨両日ノ戦功、無残ノ由風聞スト云。

征伐記二ノ卷曰、有江休意計イニテ、有馬長助ト相譲テ、城ヲ巻解ス時

二、若又城中ノ者トモ、味方ノ引ト討テ衡テ出ハ取テ返シ、魚鱗ニ陣ヲ張追来ル敵ヲ引包ミ、一人モ不レ漏討ナラハ、先手ノ支配ニ当惑シテ後陣ハ定テ進ムマシ、其隙マ二人數ヲ分ケ城ヲ乘取申ヘシ、此事諸手ニ下知セヨト、評定已ニ一諾シ、翌日午ノ下刻ニ、寄手ノ勢ヲ引ニケル、城中ノ者トモ之ヲ見テ、一揆ノ寄手引モノノ倡ヤ、各衝テ出、追崩テ討取ラント、又早ク雄ノ若者トモ勇ミ進テ、左行右行モ城中ノ老武者トモ物駆タル事ナレハ、大手ノ矢倉ニ上リ、一揆ノ引体ヲ見テ申様百姓ノ一揆ト云ナカラ、大勢ヲ三分、三方へ引取ハ城中ノ敵ヲ偽リ引出テ取テ返シ、城ヲ取ントノ方便ヲヤ、城内ノ下タ一揆ニ一味ノ者トモ也、味方ハ僅ノ小勢ニテ闘ヘハトテ、可勝力愚ニ利モナキ軍ヲシテ、不覺ノ負ヲシタリヨナト、後日ノ難義モ有ヌヘシ、隣国ニ加勢ヲ乞イ重テ退治イタスヘシ、門ヨリ出スナ、若者トモト声アラ、カニ下知スレハ、若侍ノ麻トシテ聲々ニ云機、軍ノ法ハ知ねトモ、百姓原ノ分トシテ歴々ノ居タリケル城下ヲ焼払引取、一揆トモヲ討滅シヌル、臆病者ト後日ノ謀アルナラハ、角云人コソ相手ヲ差達テ死ンマテトツフヤキテ、各鳴ランゾ静ケルト云、愚按ニ右ノ如、城中ノ老子、不_二追討ハ一理在ニ似タリト云トモ、怕ハ此段附会ノ説ナランカ、山田カ口書其外之書ニモ、予未見、其上其頃迄ハ、賊徒ニ定リタル大將モナク、元ヨリ手分・手与手配等ノ制法モナシ、警休意長助等如何ニ下知ラストモ、大勢ノ農民、日ノ前ニ多討ル、ヲ見ナカラ、何ソ飢凍ヲ忍テ、翌日ノ午ノ後マテ、城ヲ開テ静ニ退シヤ、況又魚鱗ニ備ヨ追スカフ

テ、城ニ入替レヨナト、下知スルトモ、誰カ之ニ隨ン哉、只是彼等城ヲ攻ヘキ術ヲ失イ当惑テ、急ニ乱テ三方ヘ思々ニ引取シナルベシ、然ルヲ老子等見誤リ、敵ヲ以テ偽リテ引ト云事、其心靈スルカ故ニ、賊ノ虚実ヲ不知處ナリ、凡人數ヲ上ルニハ、繰引衡振カヘリ打等ノ習アリ、其ハ武道ヲ嗜人ノ為所也、今此賊徒ハ何ノ法モ

(30) ナク、終日ノ合戦ニ多討レ飢ニ臨、是非ナク城ヲ巻解シ敗北スルニ因テ、右ノ如ク謀モナク引取テ、一所ニ集ルヘキ場ヲモ定サル故ニ、其村々ノ方角ニ任せ、自ラ三万ヘ分散ス、若村々ノ百姓一致シテ、他ノ路ニ走ラス、味衆ナリテ一方ニ引ナハ、自然ニ謀モ有ニヤト、察スヘキニ左モナキニ、右ノ如ク詞ヲ飾テ、味方ノ心ヲ臆セシメ、且味方ノ下々敵ト一味スヘシナト聞ヘシ、信ニ愚ニテ勇ナシト云ヘシ、寄來テ敗スル賊ヲ挫キタラハ、下賤ノ者ハ震イ怒シテ、何ソ裏切ラスルノ心アランヤ、物見ハ勇怯ヲ離ルヘシト云事信ナル哉、慎テ師伝ヲ受ヘキノミ、

佐野忠善納糧於城中付櫻山泰正之事

島原ノ惣郡代佐野惣左衛門忠善_{三百石}廉直ニテ、民ヲ恤ミ忠信ニテ、君ヲ諫メルカ、主昧シテ忠言耳ニ逆イ、臣諭テ賢オヲ隔シカハ、忠善カ諫言モ容ラル所ナク空ク頭、カニ思ヲ懷テ、其庄内ヲノミ治居タリ、然ルニ勝家奢侈日ニツノリ、淫怠時々ニ盛ニテ、其倫理ヲ乱リ多ク、少年ヲ愛寵シテ、思義ヲ内外ニシ長夜ノ飲ヲ極テ、私ノ情ヲ恣ニシ家産ヲ費シ、武器ヲ失イ、且領内ノ民ニ不時ノ課役ヲカケテ之ヲ虐ケ、市店村落毎物ニ相計テ、若干ノ運上ヲ出サシム、此上ニ商家モ其利ニ食スル事ヲ得ス、農夫モ其業ヲ務ル事能ハス、庶民渾テ其訛ヲ蒙ル者ナク上ヲ恨ミ吏ヲ憤テ、采地太々困窮シ、遂ニ耶蘇ノ徒ト成テ、鳴原城ヲ開、怨讐ヲナスニ至ル時ニ、佐野忠善ハ微疾ニ要テ、田村ノ私第二燕居スト云トモ、當ニ法令ヲ嚴肅ニ

テ、其村落ニハ課役厚斂ヲ厭イ、法外ノ運上ヲカケサリシカハ、野人恵ニ懷イテ家ヲ移ント欲スル心ナレハ、此節佐野カ一言ヲ以テ、農家相議シテ米穀三百余石ヲ集メ出セリ、爰ニ松倉家ノ寵臣櫻山吉之允泰正十七歳容貌華艶ナリシカハ、深ク之ヲ愛セラル、然レトモ泰正其不道ナルヲ患テ、時々諫メ奉シカトモ、更ニ聞玉ワス故ニ、泰正病ト称シテ出仕ヲ止メ折シモ、參府ノ節ナレハ、之ヲ残シ留ニ事ヲ心憂ク思イ玉イ故、老ノ勇士ナレハトテ、佐野忠善ヲ召テ此事ヲ諭シ、病氣本復セハ速ニ差越ヘシト、櫻山吉之允ヲ預ラル、佐野忠善命ニ隨テ、櫻山ヲ私宅ニ伴帰テ、病ノ暇ニ文ヲ講シ、武ヲ習ハシメ居タリシ時、此挺変出來ケレハ、及櫻山ヲ

(31) 相伴イ、米穀ヲ舟二積テ之ニ乗リ、鳴原ノ城ニ入ラントス、已ニ纏ヲ解ントセシニ、賊徒五・六百人一揆シ、迹ヲ躊躇ニテ追従ス、米ヲ運シ者トモヲ悉ク切害シ、矢石ヲ發シ呼キ喚フ、櫻山之ヲ見テ推參ノ賊徒遁スマシト、鎗ヲ取テ向ハントス、佐野快ヲ曳テ制シテ曰、御辺ノ心掛惑スルニ堪タリ、而レトモ若年ナレハ、只是血氣ノ勇ニ泥テ、武ノ道ノ上策ヲ晚ラス、

御辺今舟ヲ還シテ、鎗ヲ合ストモ、争力万倍ノ敵ニ当ラン、我等トモニ討死七八、誰力城中ニ在テ、賊ヲ防クノ器ニ耐シ敵ハ、目ニ余ル大勢ナレハ、我等ヲ討取ノミナラス、此兵糧モ又敵ノ有トナラハ、何ヲ以テカ城中三日ノ飢ヲ救ハシ、然レハ無用ノ血氣也ト理非判然ト示ケレハ、櫻山モ心服シ、賊徒カ歎口耳ニモ入レス、水手ヲ勵シ、橹声ヲ立テ途ニ冲ニ漕出ス、賊徒等是非ニ端ケトモ、折節辺ニ舟モナシ、鉄炮ヲ放チ、石ヲ投テモ、皆舟底ニ潜リテ、不レ申レ之但舟ヲ出サントセシ時、投込ケル大石櫻山カ瀬ニ中リシカトモ、身ヲ傷ルニハ至ラサリキ、夫ヨリ帆ヲ揚テ風ニセ、程ナク鳴原ノ渡頭ニ至リ、其夜城内へ入ントスルニ、城門カタク鎖シテ、無レ間大砲ヲ發ス、声震震轟々トシテ、恰モ雷ノ如シ、丸ヲ潛リ烟ヲ凌キ、遂ニ門前ニ至リ入ント乞フ、城兵之ヲ異シミ、佐野ハ已ニ賊徒ニ討

レケルト風聞ス、殊更夜中ニ來ル事不審也、何様敵ノ謀ナルヘシ由断スナトテ、頻リニ矢石ヲ下シ打払フ、佐野勃然トテ大ニ唆レ噴、愚子ドモニ議ルニ不レ足トツフヤキナカラ大音ニ申ケルハ、城中ノ不審理リナリ、乍去大方ハ声ニテモ知リフラン、尚モ疑フ處アラハ、松明ヲ出テナンゾ我面ヲ見サルト云ケレハ、城兵実モト心付、炬ヲ投出シケレハ、則是ヲ振立シニ紛ルヘキ様ナク、佐野ニテ旦預リシ兒姓櫻山モ召連シカハ、矢石ヲ止メ城戸ヲ開、岡本・田中・多賀ヲ始、各欲喜ノ思イヲナシ、殊更若干ノ糧米ヲ得テ、恰モ轍魚ノ雨ヲ喜フガ如ク、佐野ヲ称美シ軍配ヲ受テ、城内ノ持口ヲ堅固ニ守リ、隣國ノ後詰ヲ待居タリ、

(32) 伝二日、其後城主下着アリ、有馬表出陣ノ節モ佐野・櫻山相応ノ備アリキ、其後松倉家左遷ノ日、櫻山ヲ謫所へ召連タキトノ願也、然トモ一僅ノ外御免ナシ、櫻山是非ナク浪タシ、長崎ニ住ス本氏森田有レ故テ、櫻山ト改、松倉家ニシテ兒姓三百石ノ格也、後ニ肥後国ニ來テ細川家ニ奉仕シケルト云、十月廿七日未明ニ松

倉家老ヨリ豊後府内ノ御目付牧野伝藏成次・林丹波守吉政へ廿五・六両日ノ戰ノ次第、一揆蜂起ノ趣ヲ一々ニ注進ス、同日ヨリ屏裏へ長筒ノ鉄砲

ヲ仕掛、制シク城ヲ相守ル、

寛永治迹卷之二終

寛永治迹卷之二

島原大銃聞於肥後府城付告之農後府監察使

松倉家老乞援兵隣國付監査使評議之事

肥後長臣擬篠軒卒於鳴城付監察使制止之事

神敵逆風懼ニス天草一付大矢野四郎之事

肥後長臣訴天草一揆於監察使事

擒四郎之伯父及母姊於肥後郡浦付河喜多九太夫正重疑兵之事

唐津軍勢加富岡城事

賊徒欺唐津勢而寄手分散之事

(3)

寛永治迹卷三

島原大統聞於肥後府城付告之豊後府監察使事

其頃肥後ノ國守左近衛少將從四位下兼越州ノ太守源朝臣細川忠利公令嗣從

四位侍從肥後守光利公

集義・政高・政尚

有吉頼母佐・橋英高・長岡大監物・橋是季及長岡

興長本姓井浦氏也・太守職廢除

勘解由左衛門・藤原延之・其外留守居ノ諸隊長法令ヲ正シ職分ヲ守り、邦

君在城ノ日ノ如ク、民ヲ安ジ国ヲ治ム時シモ、公務ノ暇ニ長岡是季宅ニ

同僚長岡延之是季・子也

招テ開幕ノ会アリ、浦兵太夫等等ノ子モ來リ、側ニ

侍リシニ手段熾烈シテ互ニ奇正ヲ相争フ、黒白ノ死生已ニ決セントスル時

延之、已ニ先ヲ打テ是季後手ヲ打ント石ヲ振上ルニ及テ、不意ニ一声ノ大

銃、西南ノ天ニ轟ク、之ヲ聞テ是季暮石ヲ持ナカラ、コハ不思議ノ砲声カ

ナ、今一ツ響ハ兵乱ナカラント、其詞未了ラサルニ、復一声相続イテ震

ヒ、阿呼ニツノ声ヲ合セリ、是ニ於テ是季・延之トモニ相料リ、同職ノ

長臣等三示合セ、急ニ間人ヲ遣シテ、其趣ヲ探聞ント擬スル所ニ、兼テ近

国二付置シ

(34)

生間立カヘリ、島原表耶蘇ノ凶賊其芽シアル事ヲ報シ来ル、其時一座ノ諸

輩モ是季力開幕ニ心ヲ寄テ勝敗ヲ争イ、工夫ヲ鍛ル間ニモヨク心ヲ用テ聞

處ヲ聞キ兵亂ヲ案ス、古人ノ所謂眼東南ヲ看心西北ニ在ト教ケル道ニ合ヘ

リト各之ヲ称歎ス、已ニテ長岡佐渡・興長ハ即刻有吉英貴・長岡是季ヲ招

キ、評議テ曰、抑切支丹宗門禁制ノ事ハ、已ニ東照宮御在世ノ時、固ク釣

命アリ、況如是党ヲ結他ヲ侵シ、領主ヲ凌制法ヲ恣ニシ、兵器ヲ動スニ於

(35)

十月廿八日

も端々焼申候而、鉄炮之音も仕候由、國端ヨリ申沙汰仕、如何様之様子
共不承候付、昨日鳴原之老中へ様体尋ニ遣申候、然處ニ風聞仕候ハ、彼
地御領分貴利支丹宗門之百姓共申合、鳴原之城下迄放火仕候由申候、此
段不実奉存候ハ、下々取沙汰仕候儀ニ御座候矣、先申上候、左様ニ御
座候ハ、此儀必定ニ而御座候ハ、貴利支丹之者共、右之仕合ニ御座
候ハ、隨様子爰元ヨリ鉄炮打候者など遣可申と奉存候、前廉ニ御案内
申上候、恐慎謹言、

是季

長岡監物
有吉頼母
英貴

長岡佐渡
興長

牧野伝藏様

林丹波守様
御奏者御中

此殿ハ越前中納言秀康卿ノ御嬢ニテ、結城勢太輔晴朝ノ家督ヲ繼七

玉ヘトモ、大權現御嬢孫ナレハ、世人ノ尊敬モ類ナク、殊更大大坂両陣

トモニ、諸人ニ勝テ武功御座ケレハ、將軍家モ頼モシク思召ケルニ、酒

狂シ玉イケレハ、角ハ行ヒ玉イケルソ聞エシ、此卿ノ北ノ御方ハ、將

軍家ノ御嬢君ニテ、忠直卿ノ御為ニモ從第二テマシヽケルカ、此御腹

二男子一人御座、仙千代殿ト申ケル、成長ノ後、越後中将光長ト申ス

キ、此北ノ方後ハ高田様トテ近代マテ御座ケリ、然ル間御目付毎年兩人

豊後府内ニ在リ、寛永十四年⁷、牧野傳藏・林丹波当番ニテ勤之、九州

ノ郷人有馬ノ古城ニ植篠趣、江府へ被爲注進ト云、

十月廿七日嶋原ノ城ニハ、近來、村々ヨリ城内ニ細工ニ來リシ職人三十餘

人賊徒ニ内応ノ約アリ、賊徒ヨリ切支丹ヲ勤ケル書状ヲ所持シケルヲ見出

シ、悉ク誅罰ス、此日熊本ヨリ遣シケル使者道家七郎左衛門、水良長兵

衛、兩人島原城工來リ、一昨日肥後ヨリノ遠見ニハ、御当地大火事ト見工

テ而モ、鉄炮ノ音モ聞ヘ、下説ニハ切支丹一揆ノ体ニモ相聞ヘ、旁以無心

許候、御留守ノ儀ニモ候ヘハ、若御用アラハ仰聞ラルヘシ、其タメ人數ヲ

少々、川尻ノ津マテ出置ヘキ旨ヲ申送も島原ノ老臣之ヲ礼謝シ、一揆ノ体

ヲ委ク語リ、御用ノ儀ハ是ヨリ可申入旨ヲ返答ス、兩使ハ熊本へ還ル、斯

テ千々石村ノ郷民邪宗ニ成テ民首善之尤ト云者宅ニ集リ居ル由ヲ聞テ、山

田・守山・野愛・津、四ヶ村ノ代官牧野長兵衛・新井甚左衛門支配ノ郷民

ヲ駆催シ、千々石村ヘ押寄セ、賊ヲ少々生捕テ、村落ヲ悉焼払イ島原城ニ

引入シカハ、何レモ兩人力働ヲ称美セリ、賊徒相議シ、松倉家ノ早舟

二十三艘ヲ奪イ、打破又焼捨ル、島原領諸村ノ一揆、都合八千二百成ケル由

相聞ヘ所々ヘ押寄燒討シテ、兵糧財産ヲ奪取、何ノ不足ナク我意ヲ震フ、

道家・永良ハ熊本ニ帰リ、弥駕原邪宗ノ一揆ニテ、城ヲセメアクミテ引退

キ、有馬ノ方へ行タル旨ヲ相報ス、乃其由ヲ重テ

府内ニ相達ス

松倉長門守殿御領分鷲原へ様子承候、遣之者只今罷帰候間、其様子為

可申上、重而致啓上候、切支丹一揆之百姓共、鷲原を引退、原之城よ

リ四・五里御座候、在郷有馬と申所ニ引籠居申候由ニ候、長門守殿御

城堅固ニ御座候由申候、相替儀御座候ハ、遣々可申上候、恐惶謹言、

十月廿八日

長岡監物

有吉頼母

長岡佐渡

林丹波守様

御奉者御中

松倉家家老乞援兵於隣国付監察使便評議之事

斯テ島原城ニハ、老臣田中藤兵衛入道宗夫・岡本新蔵・多賀主水ヲ始、宗

徒ノ士五十騎計リ、雜兵合七百余入籠居シカ、奴隸多ハ郷民耶賊ノ縁類

ニテ賊徒ニ合体シ、密々ニ城内ノ武器ヲ盜敵ニ与ヘ内応ス、依之城中互ニ

相猜イ人ノ心不定、男女老少打集リ、甚喧カリシカハ、家老大ニ当惑シ、

之ヲ搜索シテ、百四十余人城内ニテ誅伐ス、其後逃散テ賊徒ニ加ル者多、

城中次第無勢ニテ今ハ僅ニ五百人ニモ不足ナリニケリ、再一揆攻来ラハ、

城兵防御ノ術ヲ失イ及落城ヘシト、各危ミ居タリケル、老臣等相議シテ、即刻江府ヘモ飛脚ヲ以、相達シ日隣国ニ加勢ヲ乞、後詰ノ力ヲ憑ント相

計、同國佐賀ノ城主、從四位侍徳信濃守藤原朝臣鍋島勝茂ハ参勤ノ中ナレ

ハ、留守居ノ長臣等ニ書ヲ寄テ之ヲ憑ミ、細川忠利公モ朝覲ナレハ、熊本

ノ長臣ニ書ヲ以報之、

態一書令啓上候、然者此元百姓共、切支丹ニ立返、一揆之仕合二、而、
村々焼払、城下町迄昨日焼申候、隣國之儀ニ御座候而、早々御加勢ニ
成可被下候奉願候、下々之儀ニ御座候へ共、人數五・六千程御座候、
恐惶謹言、

十月廿七日

多賀主水

候ハ、依様子爰元ヨリ鐵炮少々遣可申与奉存候通申上候、貴利支丹
宗門之儀ハ各別ニ而可有御處哉と奉存隨様子可申上候へ共、公儀被
仰出相達仕候へハ、如何ニ御座候故、如是申上候、恐惶謹言、

十月廿八日

長岡佐渡守是季

有吉頼母英貴

林丹波守様

牧野伝藏様

島原ヨリ之書状相添ル

御奏者御中

岡本新蔵

田中宗夫

長岡佐渡守様

有吉頼母様

長岡監物様

人々御中

因レ茲、鍋島家ヨリ長臣諫早豈前三千人ヲ、帥城下ヲ六里出張シテ刈田ノ
庄ニ陣ヲ取、細川家ヨリハ隊長志水伯耆元カス四千人ヲ率シテ、府城ヲ二
里打出テ、河尻ノ津ニ至リ、市店安武九郎兵衛宅ニ止宿セリ、

伝二曰、安武氏其父ヲ大学ト云浪人ニシテ有福ナリ、今度ノ一乱ニ志水
一手ノ人数ヲ賄イ、旦舟手ノ不足ヲ才覚シ、万端心ヲ尽ス、其後忠利公
ヲ拝謁シテ、御懇意ヲ蒙ルト云、兼テ幕府ヨリ命令ノ所定、縱イ何國ニ
於テ何等ノ事有之ト云トモ、在國ノ輩ハ其所ヲ守リ、下知ヲ相待トノ法
式ナレハ、諸家臣私ニ教フ事不レ能、卒尔ノ加勢決シカタク、御目付ニ
相達シ控居タリ、其書曰、

府内ノ城ニハ、御目付牧野傳藏・林丹波守吉政、熊本ヨリ飛檄備ノ歟ヲ引
カ如、追々ニ到来シ、島原ノ賊徒蜂起シテ、事已ニ凶亂ニ及ントスル由、
頻ニ相報シケレハ、乃江府へ訴ヘテ、命令ヲ伺奉ント急キ馳テ、之ヲ注進
シテ、隣國ヨリ加勢ノ事聊爾ノ勤疎忽タラハ、勝ヲ噬トモ及フマシ、顧ニ
夫耕耦ノ土民相集テ、一揆ヲナストモ、何程ノ事アラン、東都ヨリノ命令
ヲ相待、悉ク攝捕誅伐スルトモ、又晚カラシト評議シテ、遂ニ返書ヲ投セ
ラル、熊本ニハ府内ノ一左右今ヤ至ルト待カね、軍馬ヲ擒控シ所ニ返書
追々ニ到来ス、其書二曰、

昨廿八日之御飛札、今廿九日相属令拝見候、然者松倉長門守殿居城
島原火事出来申、在郷も端々焼、其上鉄炮之音も仕候由、從御国端
申来候付、早々被仰越、得其意存候、右ハ如何様之子細共不被御聞
届候付、島原老中江、一昨日様体尋ニ被遣候由、尤ニ存候、併其元
態以飛札申上候、島原之様子今朝御注進申上候以後二松倉長門守殿
老中ヨリ如是之書狀參候、然者、公儀御法度書ニ、隣國何編之事出
來候共、御下知を相待可申旨被仰出候ニ付、各様御差団次第加
勢可遣旨、奉得其意候、此返事ニ可被仰下候、今朝私共書中ニ申上
而可被仰聞候、恐惶謹言、

十月廿九日

林丹波守 吉政
牧野傳藏 成次

ナシ、唯弓鉄炮ノ足軽ヲノミ篠置ランニハ、左マテ制禁ヲ犯シ私二兵ヲ起セシトノ御尤メハアラント何モ商量シ、其旨ヲ重テ脚力ヲ勞シテ府内へ相伺

長岡佐渡様
有吉頼母様

長岡監物様

御報

相追テ又一封至ル、其書二曰、

重而、廿八日之御状二通并從鷲原申来候、書中之写共三通令披見候、
切支丹一揆之百姓共鷲原ヲ引退、四・五里之處、在郷有馬と申所へ引
籠罷在候由、兼而ハ可為風説と存候處、弥右之仕合驚入存候、紙面之
趣一々言上申候間、御下知次第尤ニ存候、恐惶謹言、

十月晦日

林 丹波守 吉政
牧野傳藏 成次

(40)

十月廿九日

長岡監物

長岡佐渡様

有吉頼母様

長岡監物様

御報

林丹波守様
牧野傳藏様

肥侯長臣擬籠輕卒於局付監察使制止之事

熊本ヨリ島原へ遣ケル三者ノ物見、追々返來テ城内無人數ナリ、賊徒若城
中ヨリ逃出シ者ヲ、案内トシ攻具ヲ備ヘ、再寄來ラハ、松倉方防戦ノ術
ヲ失イ、怕クハ没落遠カラシト告シカハ、長臣等相識シアワシ、早ク御目
付ノ裁判モカナ、軍兵ヲ差向後詰ヲナシ、凶賊ヲ内外ヨリ挾テ悉ク討捕、
忽ニ平治セシモノヲ而ルニ、今緩長姫議ニ時日ヲ移サハ、樂屋ニテ声ヲ擣
シ、堤破テ土俵ヲ集ル、嘲嘆ヲ受ルノミナラス、島原落城ニ及ナハ、賊ハ
弥造威ヲ振イ、武家ハ面目ヲ失フベシ、然レトモ幕下ノ大法ナレハ是非モ

両所見了テ大ニ唆シ、如何セント評定ス、サレトモ幕下ノ大法重ケレハ、
私ニハ許カタシ、所証程ナク江府ヨリノ命令ヲ相待ニ如シト一決シ、遂ニ
返簡ヲ調ヘ、熊城ノ飛脚ヲ差返サル、其書二曰、
度々鷲原之様体被仰越候通、一々得其意存候、然者鷲原城内召仕候
下々島原領分之者共故、与仕り欠落申候由、其上宗門之者共城貢仕候
者、城中人少ニて危被存候間、加勢之儀ハ差図と承候、是尤ニ存候、
兎角自江戸御下知可有御座候間、其内彼者共何とぞ静中、様々手立有

間敷候哉申迄無之候へ共、其段ハ各御相談肝要ニ存候、節々入御念候
通尤ニ候へ共、各々内御一人御出候而、御相談可有儀と存候、無左候
ハ、藤兵衛被參タル口上も不承候、無心許存候、猶替子細ハ進々可被
仰越候、恐惶謹言、

十月晦日

林丹波守

牧野傳藏

長岡佐渡様

有吉頼母様

長岡監物様

肥侯ノ長臣遂ニ披闇シ、此上ハ兔角ノ議論ヲ費ニ不及、綏イ鳴原落城ニ
及トモ、我等之ヲ如何トカスヘキ、如是府内ヨリ固ク制止セラル、上ハ、
宣ク其旨ニ任セ見合ヘシト、松倉ノ家老ニ委曲ノ返書ヲ投シテ、河尻迄出
置シ、志水伯耆カ一備ヲ暫府城ニ招キ揚ケ、佐賀ノ城ニモ右ノ如ク制セラ
レケルニヤ、鍋島家ヨリノ出張、諫早農前モ引取シカハ、燃ル火ニ薪ヲ添
ル如ク、島原ニハ賊使跡駆加リ、八千人ニ余リケレハ、遂ニ一車薪ノ大火
トナリ、松倉家一滴ノ小水を以制シ、難凶賊破竹ノ勢ヲ震イ、其強暴ヲ悉
ニテ、傍二人無ギガ如拳動ケリ、

(41) 神敵逆風假天草付大矢野四郎之事

肥後国ノ一郡離レ鳴天草ハ凡四万石ノ地ニテ、肥前国唐津ノ城主寺沢兵庫
頭徒四品忠高ノ領分タリ、五穀水草潤沢ニテ、山海野村ノ利用満足シ、最
モ富農ノ采邑也、富岡ト云處ニ取出ヲカマヘ、長臣三宅藤兵衛尉重利ヲ以
テ城代トス、

伝ニ曰、富岡ノ城代三宅藤兵衛重利世禄三千石ヲ領知ス、又曰五千石右
力合テ七千石ト云、足輕大將中島弓左衛門七百石与ノ足輕廿人、古橋庄助
頭徒四品忠高ノ領分タリ、五穀水草潤沢ニテ、山海野村ノ利用満足シ、最
モ富農ノ采邑也、富岡ト云處ニ取出ヲカマヘ、長臣三宅藤兵衛尉重利ヲ以

(42) 一 同感激シ、倍同志ヲ相催スカねテ、熊本ヨリ入置タル生間追々ニ立返
リ、此趣ヲ報シケレハ、則長臣等相譲テ、急キ飛船ヲ發シ、富岡ノ城代
ヘ事ノ実否ヲ相尋、又三宅重利是ヲ謝シテ、遂ニ返簡ヲ送ル、其書ニ曰、
ヲ追テ、富貴ト為ント懸、何ノ弁舌ヲ巧ニテ勧シカハ、何レモ

早々預御札昨廿八日之御連状致拝見候、如仰今度鳴原表在々百姓
西百石組ノ足輕廿人富岡二相詰ル、又標本邑二石原太郎左衛門在番スト、

然ルニ同郷大矢野ト云處ニ甚兵衛ト云農夫在、往日小西家ニ仕ヘ、浪々
シテ、近年同国宇土郡二身ヲ潛メ居タリケルカ、耶穌ノ邪宗ニ偏極ス、
旧里ナレハ折々大矢野辺ニ徘徊シ、密ニ宗風ヲ扶起セントス、甚兵衛好
次カ子四郎トテ、才智萃ヲ抜ア、肝膽倫ヲ離ル、今茲十六歳ニテ、身ノ
長五尺ニ余リ、腕力百鈞ヲ鞋シテ、七八歳ノ頃ヨリ好テ文ヲ学
ヒ、略筆墨ノ芸ニ達シ、馬ヲ馳セ、剣ヲ試ミ、較兵軍ノ術ヲ慕ハント
ス、惜哉、其本ヲ忘、我国神聖ノ大道ヲ不知、多岐ニ迷テ暗ニ外蛮ノ風
ニ靡キ、遂ニ邪法ヲ成就テ、益正道ヲ亡失シ、其奇怪ノ妖術ヲ為シテ、
愚昧ノ鄉民ヲ驚駭シテ、大ニ邪暴ヲ利説ヲ逞フテ、悪逆ノ蛮族ニ引導
ス、併是父甚兵衛カ野野心ヨリ事起テ、終ニ天下ノ凶變トナル、元来魯鈍
ノ農民邪正ヲ不弁、懶惰ノ官士、シヤウタマ、膽薄ヲ明ニセス、法令委ナレハ、郡
中ノ民人邪説ニ惑イ、誠ニ天使ナルヘシト各四郎ニ隨喜シ、因縁偈仰
メ、其指揮ニ洩ル者更ニナク、甚兵衛ハ家事ヲ休テ、隠遁ノ体ト成テ後
見シ、万端世事尽ク、四郎カ欲スルニ従ヘリ、兼テ甚兵衛力計シ如ク、
五賊鳴原ニ粉入テ程ナク、邪宗ノ一揆起り、度々ノ戰ニ松倉勢動モスレ
ハ、利ヲ失フ由、天草へ聞シカハ、四郎乃頭民等ヲ招集メ論シケルハ、
我等日來此宗旨ヲ守リ、寸心誠有ユヘニヤ、其德必有、隣已ニ今時至
リ、鳴原ニコノ宗門ヲ興セリ、此勢ニ乘テ、倡ヤ當郡ニモ一揆ヲ企テ、
彼等ト一味シ討出ナハ、凡九州ノ軒切支丹時ヲ得テ、不レ招ニ馳セ集マ
リ、昔時ノ如ク繁昌シ、宗門ノ再興疑ナシ、天晴各好事節ニ生レ、会日

共、切支丹ニ立堀り宮寺ヲ焼、自由仕候付而、鳴原衆尊被相防候由申候、天草之内大矢野と申在所、其外小村二三ヶ所切支丹ニ立堀り申候由、一昨日ヨリ承付候間、即時ニ可申付候、御用候ハ、可申入候由泰恭在候、相替儀候ハ、可申入候、恐惶謹言、

十月廿九日

長岡佐渡様

三宅藤兵衛重利

有吉頬母様

有吉頬母様

長岡監物様

四

霜月朔日

有吉頃母

或説二、凡兵ヲ用ルノ要、三軍ヲ頼ンテ動ス所ノ術ハ、用間ノ法ニ不レ

如、用間メテ于メテ千變万化有ト云トモ、其実ハ唯是敵ノ情ヲ知テ、其動靜虛

莫是夏官弱弟，彌修！月之望也，惠之三十六、吉，晦之十二日。

卷之三

而川之勝例人長臣能外間行用行
岐原天草人如北凶賄行趣所行早夕

知ル事、勝テ計へカラス、殊更富岡ハ、同国タリト云トモ、熊本ヨリハ海

陸數十里ヲ隔タル、遠島ナレハ縱イ、穆王ノ八匹ノ駿蹄ナリトモ、豈片時

ノ主夏ノ鳥ノヤ、然レヨ天草ノ成走山變ノ北ヨ知事、舍モ神ノ印シ、是ヨ

卷之三

卷之三

昨日ヨリ賄賂ノ事ヲ聞付外リト逐詞ス
然ルテ遂途ヲ隔タル
熊本ヨリ早

ク知テ相訪処ハ是ヨク間ヲ用タルニ非スヤ、三宅即答ニ加勢ヲ不レ乞シ

テ、即時ニ可申付ト云ル事、筋ミ有テ聞ヘシト云々、肥後ノ府城ニハ、長

巨斧曰：「是間左隻其是力也三余八、三能直刃反皆乃彼見八、比上、天草

卷之三

重元羽林三形七
微退書之書寫之
假十形內二注道七清

シニ両監使披閱アル
其

(43)

書二田

昨田畠田之御返札、今朝田中ノ下刻参着致拝見候、岬原之様子、追々

二三

御方本草綱目

牧野伝藏
林丹波守

- 68 -

長岡佐渡様
有吉頼母様
長岡監物様

如是返詞アリ、隣国ノ援兵ヲ堅ク停止有シカハ、肥侯ノ長臣モ已事ヲ得

ス、控居タリ、彼等モ具ニ書ヲ以、江府ノ邦君ヘ度々注進シ、毎度邦君自筆ノ返書ヲ玉ワル右兩思不載之、領内所々ノ法令ヲ嚴密ニシ、津々浦々ニ番所ヲ構ヘ、堅ク旅人ヲ出入ヲ改メ、間ヲ防ケ備ヲナシ、鳩原加勢ノ上裁ヲ今ヤ遅ト待居タリ、其外西國ノ大小名悉ク參勤ノ中ナレハ、国人此事ヲ伝聞、何ヲ弁タル方モナク、一犬影ヲ吠レハ、万犬声ヲ吠ルカ如語リ合、聞及ス候ヤ、邪宗ノ一揆起り、肥前肥後ニ充满テ、其數幾千万人トモ計カタシ、賊徒相議シ、南蛮國ト謀シ合、程ナク日本ヲ攻取ル約ヲナシ、神社仏閣ヲモ炎上シ、神仏帰依ノ人民ハ悉ク切害セラレ、天下常暗トナルヘキト種々ノ凶瑞ヲ語リ合イ、浮説区々ニ喧シク、上ヲ下ヘト周章シ、貨財ヲ藏シ兵具ヲ荷イ、人馬ヲ集メ、糧水ヲ運、東往西遷蘭シク、市店ノ万物値ヲ倍シ、貴賤老少打集、論議評定トリ／＼ニテ、手足ヲ空ニシ驚騒キ、浮シ漂ヘル事斜ナラス、四海ノ洪波ト成ニケル、

擒四郎之伯父母紹于郡裏浦付伯父母口書之事

中ニモ大矢野ノ大庄家山城小左衛門ハ、大矢野甚兵衛好次カ第二テ、家産モ亦不乏、專ラ邪宗ニ染着シ無二ノ偏僻ナリシカ、其辺一万余石ノ地ヲ尽ク邪宗トナシ、其外一揆ヲ警催シ、他ノ村里へ押寄ニ候、不隨者ヲハ切害シ、強テ邪宗ニ引入ル、兼テ支配ノ農民ハ暴威ニ怖レ、阿順リテ一人モ背ク者ナケレハ、甚兵衛父子ト肩ヲ並ヘ、逆威ヲ震事限ナシ、然ルニ賊長甚兵衛身ハ天草ニ在テ妻娘ヲ字土ニ残置、今度ノ企露顕セハ必定、彼等ヲ召捕シ、誅セラレン事疑ナシ、而テ、我等六句ニ余リ、榮耀ヲ極ムトモ、彼等ヲ殺サレテハ、何ノ榮力有ヘキト、日夜心ヲ傷シメ、窮食ヲ安ンセス、

弟ノ小左衛門此体ヲ見ルニ忍ヒス、潛ニ計リ、妻子ヲ連来ント云、甚兵衛喜ンテ小左衛門ニ之ヲ頼、速ニ小左衛門上下十人斗、小舟ニ乘テ押渡リ、

忍テ宇土ニ至ント、郡ノ浦ニ差向フ、郡ノ浦八宇土郡ノ内ニシテ、天草ヘノ海岸也、細川

(45)

家ノ領内ニテ、稠シク番ヲ相勤メ、旅客ヲ堅ク相改ム、カ、ル處ニ小左衛門思モ不レ寄、十月晦日申ノ刻斗ニウカ／＼ト着岸シ、転邪宗東九郎右衛門ト云浪人カ家ニ來ル、番人此体ヲ見ルヨリ早所ノ大庄官郡ノ浦彦左衛門ニ相達ス、折節彦左衛門ハ出郡ノ中ニシテ、嫡子太郎吉十五歳ニテ留守居セシニ、彦左衛門カ老母七旬ニ余ルト云トモ、血氣ナラ衰ヘズ、此事ヲ聞、連々察セシ如クナリト、太郎吉ニソレ／＼ノ手術ヲ示シ合セ、其外ノ民首ヲ招催シ、サアラヌ体ニテ出合懸ニ挨拶シ供ノ者トモ別處ニヨキ、山海ノ珍味ヲ集メ、種々ノ饗応美ヲ尽候、舜泉ヲ瀧ノ如ニ酌テ醉ヲ勧メ、佳者丘ノ如程テ興ヲ催、甚之ヲ娛シム、元來貧愚ノ鄉民、何ノ思慮ナク打クツロキ、残盃ニ集ル蠅ノ如ク上下不覺ニ沈醉シ、前後ヲ忘レ、枕席ヲ脱シ、駄々タル鼾声坐外ニ轟ク、老婆此体ヲ見スマシテ、時分ハ好ゾ早掛レト隠シ置タル、究竟ノ若者トモニ下知スレハ、太郎吉ヲ始トシテ待カ子タリト戸壁ヲ蹴放チ、躍リ出づ、賊徒驚起上リケルヲ、老婆透サズ小左衛門カ手ニ取付テシソカト噛テ、少モユルサス、何モ啖レ逃ントスルヲ、ヒタ／＼ト取巻テ、太郎吉鉄炮スクメニシ、弥カ上ニ落重リ、一人モ不残捕捕ル、先一番ニ四郎カ伯父、大矢野一揆ノ大将山城小左衛門其次ニ小左衛門カ弟・同左太郎本ニ太郎、小左衛門カ舅・渡辺本ニ、小兵衛・其弟同長次郎外ニ僕六人也、シナナシ加之、惠部邑ニモ人ヲ遣、甚兵衛力妻之娘ヲモ共ニ擒ニシ、都合十二人稠シク之ヲ守衛セシム、此時郡ノ浦警衛ノ士永良彦太夫モ駆來リ、裁判シ囚所ノ者トモヲ獄屋ニ繋キ、即刻熊本ヘ注進ス、依之右生捕人受取トシテ、府城ヨリ金津又十郎・小林十右衛門ヲ差遣ス、彼等

囚人ヲ請取テ府城ニ帰り、堅ク守衛ヲ致サシム、邦君此節ノ勵ヲ感賞シ玉

イ、郡ノ浦太郎吉二采地ヲ賜ワル、

伝ニ曰、郡浦太郎吉先祖ハ阿蘇大宮司家臣也、今度太郎吉二禄三十石ヲ賜リ、其後父彦左衛門力作高八十石ヲ、子三郎左衛門ニ下サレ、留守居組ニ召加ヘ、郡ノ浦ノ定番役トナルト云、又曰今度ノ囚人共ヲ熊本ヘ引寄セ、明年正月耶賊有馬篠城ノ中乃美市郎兵衛町市之尤ニ令テ吟味シ、口書ヲ調シムル事如左、

私ニ曰、此第四郎カ母娘ヲハ、細川手

(46)
大矢野小左衛門口書

三瀬内匠昭正手ニ摘此書成テ、
後之ヲ聞事ヲ得タリ、故ニ附錄

朽木氏ノ伝ニ之ヲ書記ス、

四郎奉公仕候へと、甚兵衛私共も申候得共、十五・六の内ハ我身自由二
仕候事不罷成候間、時分を以奉公可仕由申候、是ハ何共合点不參候事、

一小兵衛被召捕候様子鷗原切支丹之起、十月廿五日頃軍御座候而、其様

子廿六日二口ノ津五郎作と申者鍋島ヘ参、所々同前ニ我等親傳兵衛藏野
村二居申候、左候へ共、四郎ニよしみ御座候付、彼藏野村へ罷候申候
者、五郎作湯島の清左衛門六・七人參、高來ニハ面白様子出来、四郎殿
を取持申候由申越候、何とて油断候哉、急渡海仕候へと申候付、十月廿

七日二柄本へ罷越、御代官へ大矢野皆々、貴理昨旦、ニ立戻候由申候、廿
八日ニハ肥後の國ヨリ天草ヲ御ふみつふし被成候由、取沙汰申候付、藏

野ヨリ三角へ一人遣見候へ共、早船も無之左様成体も見候不申候、夜
中二而御座候而、知レ不申候由申候付、定而、然若様子不承者と存、我
等小兵衛ニ実正其通ニ而御座候哉、去とてハケ様成、様子見届不申事、
浅間敷と存、我々廿九日之朝罷渡候、然處ニ我々申候ハ、郡浦彦左衛門
と申庄屋ニ小用所ニ而途中度由申候而、毎の磯へ舟も付候へハ、御法度

ニ而御座候間、船津浦へ船ヲ着候へと申候付、船津浦へ参申候、左様手
ハハ、小兵衛・太兵衛罷上リ、庄屋ニ逢申度由申候へハ、庄屋留守にて
其所ニ鉄炮ヲ持、年頃三十・五十斗の男式人參リ御法度ニ而候間、先々
留リ候へ様子庄屋ニ可申由申候付罷在候処、早速宇土郡奉行衆被成御
座、我々ニ被仰候ハ、何とて參越と御尋ニ付、右之様子申候へハ、天草
者を留置、如何ニ候へ共、惣奉行衆へ申達、御意次第ニ可仕と被仰、し
はらく御留置被召置候処、侍衆數多御出被成候而、我等ニ繩を懸候へと
被仰候間、則繩を懸リ、熊本へ參リ候、其後跡之様子ハ存不申候、以

上、
(47)
寛永十五年正月廿五日
大矢野庄屋小左衛門判
乃美一郎兵衛殿
市之允殿
覺
天草之内

大矢野庄屋小左衛門判

寛永十五年正月廿五日

乃美一郎兵衛殿
市之允殿

覺

一四郎母申候事、四郎時貞年八十六歳、九ツノ年ヨリ手習三年仕候、學門
五六年程仕候、四郎長崎へ節々參、學門京・大坂へハ不參候、四郎九月
晦日ニ大矢野江參候而、宿ハ小左衛門弟所ニ罷在候、小左衛門第八四郎
姉舜二而御座候。

一四郎親八月九日肥後之字土ヨリ迎ニ參候へ共、小瘡相煩申候由ニ而不
參候、親も一所ニ罷在帰リ不申候、四郎父祖も大矢野二在之候、
一小左衛門申口之事、医師之玄年廿八、加藤与左衛門家老上田源太夫年
卅七八、大膳年五十、是ハ松倉長門守家中ニ而、出入仕候時退候、
上津浦へ有之事、助兵衛年四十、右之大膳類ニ而同時ニ退候、大津
ニ有之事、

一平兵衛年五十七・八、是ハ天草柄本譜代加藤肥後守ニ、數年奉公仕候

時、幼少之間、下川又左衛門と平兵衛万端申付置候成仰仕候而近年退申、十年以前ヨリ柳と申所ニ罷在候、定而今度ハ可致築城之事、一向坊主、是ハ廣鳴之浪人之子ニ而上津浦ニ罷在候事、

一、向候事、

喜兵衛年五十斗、七左衛門年廿七・八、七兵衛六十、右三人上津浦之庄屋二而候事、

一、弥兵衛五十歳、小左衛門舅庄屋ニ而御座候事、七左衛門年五十歳、是ハ大矢野庄屋と親類故罷在候、監物是ハ有江村ニ罷在候、此子先年宗門故程、以上、

寛永十五年正月

乃美市郎兵衛
町 市之丸

(48)

箕田島原記二載ル所

肥後ノ国宇土郡ニテ召捕候人數、大矢野村小左衛門・同娘・同甥小兵衛入

四郎母生年不詳四郎姉生年不詳四郎姉ノ娘七ツ、甥七ト云、愚按今本文ニ載ル

所ノ人數ハ郡ノ浦氏ノ伝ニテ、此人數以下小異アリ、本文ハ又有馬記ニ因

テ書ストイヘトモ、是亦天草一揆ノ始發等ハ定テ、此小左衛門口書ノ趣ナ

ルヘシ乎、兼書ノ旨ニ任セテ四郎カ伯父小左衛門ト書ス、然ルニ四郎母口

書ニ小左衛門弟ハ四郎姉二テ御咲候トアリ、然レハ四郎姉ノ為ニモ小左衛門弟ハ伯父ナリ、是ト夫婦トノ事不審ナリ、蓋シ小左衛門ハ四郎伯父ニシテ、其小舅小兵衛弟長次郎乃四郎カ姉智ナルヲ、偶誤テ、小兵衛ヲ小左衛門ト書タルニヤ、

賊徒乗夜欲奪囚人付河喜多疑兵之事

去程ニ小左衛門カ船頭之ヲ聞テ逃還リ、然タノ由ヲ語ル、甚兵衛父子大ニ怒り、急度生捕ヲ奪返サスンハ、熊本ニ連越スヘシ、其時我等講ヲ喰ムトモ、及マシ、一刻モ早ク発向スヘシト、血眼ニ成テ下知スレハ、宗徒ノ健民之ニ従イ、都合其勢一千余人鉄炮數百挺ヲ携テ、大小ノ船二取乗、霜月朔日、郡ノ浦ヘ押渡ル、郡ノ浦ヘ此事聞ヘテ大ニ驚キ、防戦ノ術ヲ失、

空ク海上ヲ瞻望シテ、啖居タリサレトモ、永良彦太夫・代官久富市之允、郡ノ浦彦左衛門父子等相斗、地簡地侍ヲ少々駆集メ、鉄炮ヲ打タセント、海辺ニ並シカトモ漸々タル江岸二備ノ人數ヲ置タレハ、何處二人在トモ見

ヘル、アワヤ敵船押寄ナハ一屯モ撃ヘシト危ミテ、互ニ遙ニ見合テ、啖果タル行粧ナリ、茲ニ三角浦張番ノ士河喜多九太夫正重重慶ト云者アリ、今夕郡ノ浦近ク廻り来リ、敵寄來ル由ヲ聞テ、三角ヲ開キ、直ニ駆着、郡ノ浦ニ至ル水良郡ノ浦等大キニ患伊申シケルハ、程ナク此地ニ敵寄來ル体

ナレハ、防戦ノ手立ナシト云、九太夫聞テ敵味方ノ人數何程カアラント云、天草大矢野ノ人數大凡五千百ノ積ニテ、五百ハ留守居トシテ今來ル处、千人程ナルヘシ、味方ノ人數ハ此四人ニ當所ノ地、人合テ五、六十ノ間也、此者トモモ、大方遠支度ノ体ナレハ、物ノ用ニ立ヘカラス、我等トモハ、當地持口ノ事ナレハ、此殲没ノ枕トシテ討死ノ外覺悟ナシ、足下ハ三角浦持口ナレハ、早ク帰ラレ可然ト云、九太夫四人ニ向イ、此急難ヲ見捨テ無

(49)

事處ヘ帰ルヘキヤ、心一致セスンハ事成マシ、八幡モ照覽アレ、各ト一所

ニテ、如何様ニモ果スヘシト云テ相談ス、四人モ大ニ脱服ス、兼テ浜辺ニ付置タル斥候冲ノ方ニ、櫓声アル由ヲ注進ス、五人磯辺ニ下リ人數改ケルニ、六十人ニハ不足也、九太夫カ曰、各ノ心掛余義ナシトモ、退テ愚案ヲ廻スニ今、大敵ノ勢ヲ得テ渡來ル、海岸ヲ僅ノ人數ヲ以、抑ヘル事利アルマシ、ケ様ナルヲハ、古人モ敵地ノ兵トヤラン云テ嫌フトカヤ、味方

多勢ナラハ岸ヲ去テ陣ヲナシ、引上テ討ヘキ術モ有ヘシ、而レトモ斯小勢ニテハ、尋常ニテハ、中々難カルヘシ、明ナハ諸方ヨリ人數モ集ヘシ、今夜ハ謀ヲ以テ敵ヲ欺キ、孔明カ門ヲ開テ、敵ヲマトハセシ軍慮ニ習イ、賊徒寄付カサル様ニシテハ、如何ント云、彦太夫・彦左衛門大二悦ヒ、左様ノ計策アラハ、此上ヤ有ヘキ何事ヲナスモ、邦君ノ御為ニシテ、私ノ義ニアラス、然ルヘキ妙計アラハ、早々用意スヘシト、九太夫ニ任附ス、乃村繼キニ相触テ、男女童翁悉ク駆催、近辺ノ山々ニ上セテ、一・三里カ間ニ遠籠ヲ焼連ス、又切火縄ヲ四五尺程ニ用意シ、或ハ竹二挾ミ、或ハ人ニ持セ、火縄不足ハ舟ノ綱を俄ニ解イテ、四五尺ハカリニ糺テ火縄トシ浜辺四・五町ノ間ニ立並ヘ、篝八・五六十間程三段々ニ燒続ク、必定今夜ノ汐ニ来ルヘシト考ヘ、九太夫海岸ヲ走り廻ル、短日忽夜ニ入テ暗ニ紛レ、物見ノ舟浜辺ヨリ二・三町ノ内外迄二三度米ル、暗夜ナレハ船ハ不見ト云トモ、橹声ヲシルヘニ、切火縄ノ間ヨリ鉄炮ヲ少々打カクル、案ノ如ク賊徒ノ舟海上ヨリ見渡セハ山々谷々絶間無焼連タル遠烽ト浜辺ニ立ル火縄ノ光、海潮ニ相映シテ、幾千万ト云數ヲ不知鉄炮ノ響、浪ノ音、磯ノ松風吹、添テ闇ノ声カト怪マル、此勢ニ眼ヲ奪フレ僻易シテ、アナ夥シ熊本ノ猛勢已ニ出張シ、稠シク備ヲ設ケタリ、斯ル所ニ我々式替ル手立モナク、攻寄ルトモ利在マシ、飛テ火二入ル夏ノ虫命在テノ手柄也、嗚呼ノ高名ハセヌニ不^レ如ト故、老ノ者トモ之ヲ制シ、一同ニ船ヲ漕戻シ、我先ニト北走ル、誠ニ河喜多力疑兵ノ謀略ニ依テ、刃ニ寡^{アキ}ス大敵ヲ事故ナク退散セシメ、何モ虎口ノ離ヲ免カル、翌日府城ヲ始メ、諸方ノ人數集リテ、大勢ニ成シカハ、敵モ弥怖ヲナシテ來テ、子ハ暫、安堵ノ思ニ住ス、

唐津ノ軍勢加テ富岡城事
天草ノ片葉ヲモ早ク語止サリシカハ、遂ニ^機銃鎗ヲ用ニ至リ、神威弥強
大ニナリ郡中渾テ党ヲ結、邪志ヲツニシ年貢ヲ不取、日役ヲ不勤、官

寺ヲ破壊シ寺院ヲ焼亡ス、寺沢家ノ法令有レトモ無カ如、郷官ヲ挫キ、抑ヘノ輕卒ヲ却カシ、暴逆ヲ震事不レ斜、富岡ノ城代三宅藤兵衛重利大二怒リ、先張本ヲ召捕テ、糾明ヲ遂ヘシト、手勢百人斗ニ鉄炮六十挺ヲ相添、都合三百余人ヲ大矢野・上津浦辺ヘ差向ヘシト下知スル所ニ、代官其外押ヘノ士、足輕等歩行赤脚ノ体ニテ逃逃リ、顔色蒼々テ申ケルハ、敵ノ強慕盛ニテ小勢ヲ以当カタシ、多クハ土民ノ一揆ナレハ、万端浅ハカナラント思イシニ、案ノ外ニ大方小西撰津守召仕イシ、度々合戦ニ名ヲ得タル、一騎當千ノ諸浪人、又ハ昔日ノ天草伊豆守家人ノ末ニテ、武具ヲモ多嘴ミ、兼テ軍法ヲモ伝受シ、物訓タル故、老ノ勇士多、殊更大將四郎ト申ハ、勇氣智謀無双外法成就ノ若者ニテ、壁上ニモ馬ヲ騎上ケ、浪ノ面ニモヨク飛行シ、雨ヲラセ風ヲ吹セ、天地ヲ動カシ、雷霆ヲ挫ク、變化奇妙ノ術ヲ得タリ、其外相劣ス、曲者若干也、依之大矢野千東ハ云ニ不及、樋本上津浦渾テ郡中ノ村々不残一味シ、凡十万ニモ及フヘシ、斯ル剛強ノ大敵ニ小勢ヲ以テ向^シワン事、卵ヲ^チテ盤石ニ投ルカ如ク、偏ニ是蠍鄉力斧ナルヘシ方ノ敗軍必定也、然レハ懸^{ハシケ}ナル軍ヲシテ、却テ武略不足ナト、世ノ嘲嘆ヲ受シ事如何アラント語リケレハ、サシモノニ三宅当惑シ、此上ハ自力ニ及カタシト、大矢野發向ノ事ヲ止メ、先城下近郷ノ土民ノ妻子ヲ召捕テ、賈ヲ委ね、此辺ヲ静置キ、唐津ノ家老ニ飛船ヲ以、此趣ヲ注進シ、援兵ヲ乞事類ナリ、唐津ニハ城主參勤ノ中ニテ、留守居ノ臣相集リ、食餉スルニ、天草ヘ加勢ヲ差向ヘント云モアリ、又否々是ハ農民ノミノ企ニアラス、何様反逆ノ誠ニ、彼等ヲ勤メ、一揆ヲ起サントスル者アルヘシ、妄ニ加勢シ、根城ノ人數ヲ散シテハ、後悔スルトモ甲斐アラント云モ在リ、評議区々ニシテ更ニ一決セス、富岡ヘノ加勢延引ス、其間ニ二賊四郎ハ益凶徒ヲ駆撃シ勢竹ヲ破カ如、猛威ヲ振事無限、モシ急ニ制セスンハ、其災量ルカラスト三宅類ニ喘ヘギ、唐津ヘ急ヲ告ル事並波ヲ打チ間モナシ、而レトモ帆程五十里ノ海上ヲ隔シカハ、風ニ逆イ潮ニ向ヘハ、中々容

易ニ事ナラス、閻懃トモ為方ナシ、唐津城二八家老寄合緩々トシテ、土民ノ挺変血氣ニ侵サシ

(51)

綏イ、郡中ヲ一ツニシテ、起ルトモ鋤鉢ヲ以テ、耕耦ノ業ハ得ヘシ、弓矢ヲ把テ何ヲ合戦ノ道ヲ知シ、下劣ノ農夫武家二対シ、片時ノ勝負思モ不寄、異議ニ及ハヽ、一々ニ踏倒シ、擄捕ニ首ヲ刎シニ、何ヲ難カラン、而ルヲ如是有レ事ゲニ申越ハヽ、偏三^{ミツ}是三宅藤兵衛衆愚ノ浮説ニ聞怖シ、仰天セリト覺タリ、古來名ヲ得シ武士トモノ謀反ヲ企ル時、タニモ不レ驕ヲ以名譽トス、況ヤ野人土民ノ一揆スレハトテ、何事カ在之、怕ラクハ、藤兵衛老耄ノ所為ナラント相曉テ、時日ヲ移ス、三宅ハ弥憤激シ、飛札度々至來シ、書面ニ怨ヲ含シカハ、サラハ頓テ加勢ヲ差向へシト定ケルニ、寺沢家武道ニ怠惰アリシニヤ、予テノ軍備定法ナク我往ニ誰留シト互ニ進止ヲ相諍イ、甚以喧シカリシカハ、長臣等持扱イ、闇ヲ取テ勝負ヲ定、其旨ニ可任ト之ヲ宥、勝闇ヲ取テ向フ人々ニハ、士大將岡嶋二郎右衛門^{ミツ}同七郎左衛門^{ミツ}・沢木七郎兵衛^{ミツ}・三宅重利^{ミツ}・藤石右衛門^{ミツ}、四人武者奉行ニハ、原田伊予子^{ミツ}・井河九兵衛^{ミツ}、二人組外林又右衛門義道^{ミツ}・足輕大將ニハ括本五郎左衛門^{ミツ}・並河太左衛門^{ミツ}・關善左衛門^{五百石}・渡辺与次右衛門^{五百石}・國枝清左衛門^{五百石}・小笠原斎^{五百石}・柴田弥五兵衛^{三百石}・鶴田十郎左衛門^{三百石}、以上八騎一組、各足輕二十人都合鐵炮百六十挺、雜兵トモ二千五百人、十一月五日唐津ヲ出船シ、同七日午ノ刻斗二富岡へ着岸ス、

或說二、唐津勢会場風波不穏、同九日着船富岡云
箕田鳥原記曰、天草ノ切支丹トモ十月廿六日比ヨリ一揆ヲ發シ、天草ノ内大矢野村・上津浦村・下津浦村・須子・赤崎・島子・大浦・合津・今泉内村・河内村ナトヽ云、所々同心シ、同月廿七日ヨリ一揆ノ色ヲ立ル鷹原天百六十挺、雜兵トモ二千五百人、十一月五日唐津ヲ出船シ、本渡ノ方へ押行テ、庄官斗二富岡へ着岸ス、

唐津ヨリノ援兵、飛龍ノ水ヲ捲テ天ニ昇カ如勇進シテ舟ヨリ上リ、城中二人入テ、三宅重利ニ謁ス、城兵モ始テ蘇活ノ思ヲナシ共ニ進ンテ、賊徒誅伐ノ商議ヲナス、然レトモ衆評紛糾トシテ、未決空ク日ヲ費テ詮モナシ、兵刃ヲ接テ勝敗ヲ一戦二試ルニ不^レ如^レサレトモ上津浦へ押寄スルハ、長途ヲ経テ人馬ヲ勞シ、敵ノ逃スルヲ討シ事無謀ニ似タリ、然レハ五里程出張シ^{一キニ}、本渡ノ辺ニ屯シ敵ノ動静ヲ見聞シ、其上ニテ軍慮ヲ廻シ、更ニ隨退治セント相計リ、同八日ニ富岡ヲ發シ、本渡ノ方へ押行テ、庄官宅ヲ本陣トシ、各村中ニ宿ヲ取泊ヲ求テ、心々ニ暫ク人馬ヲ憩息ス、四郎予メ之ヲ察シ、本渡・鷹子ノ郷民ヲ悉ク耶宗トシ、一味^レノ血ノ盟ヲナシ、謀計ヲ委示シ合セ、人質ヲ取テ約ヲ^クシ置シカハ、何モ何レモ心服シ居タリキ、斯テ民首等ヲ召集メ、岡嶋・澤木等威儀ヲ刷^{アソブロ}イ、敵ノ模様ヲ問ケレハ、民首頭ヲ地ニツケテ曰、近來大矢野四郎父子、邪宗ヲ弘メ、

伴天連アリシヲ、一兩人擄捕死罪セシ間、右両村ハ鎮ル、又宮司獄ト云村ヨリ、伴天連一人河内野浦へ行ク所ヲ代官開付、男女三人擄捕、火アフリニ行フ、ケ様ニ御シク仕ル間、村々一旦ハ、鎮ル^{ミツ}三宅藤兵衛大嶋子ヨリ帰テ早々唐津へ申遣スハ、当表切支丹一揆ヲ起スノ間、大嶋子マテ今出張少々相鎮

(52)

候ヘトモ、上津浦^{中ノ島}・柳ノ瀬戸^{中ノ島}、一揆漸々ニ令峰起、此城ノ人數斗ニテハ難退治候間、為御加勢組頭衆ニ細程早々被差越候様ニト云、此使十一月二日卯ノ刻参着ス、唐津二八兵庫頭留守ヨリ岸田助太夫ト云者使ニテ、翌三日寅ノ刻江戸へ往進ス、其後何レモ評議シテ、三宅方ヨリ加勢ニ組ト申越セトモ天草モ大島ナレハ、一揆跡増モ難計、四組遣シ可然由、相決闘取テ、岡嶋^基ニ^ス四組同日出船、海上四十八里同十日到着スト云、

賊徒欺唐津勢付寄手分散事

親疎ヲ不レ選、理不尽ニ推テ宗門ニ引入レ、若違背ノ色アレハ忽ニ切害ス、依之郡中ノ諸民已ム事ヲ不得、當時ノ急難ヲ避ン為、旦ハ妻子ノ身命ヲ憐ミ悉ク一味仕ル、而レトモ当村ト鷦子ノ者ハ互ニ縁家ノ好ミアリ、殊更ニ忠高公二代ノ御領知ニテ、數十年ノ恩恵ヲ蒙リ候ヘハ、我等ニテハ綏イ、^{トカク}ノ難ニ逢トモ、今更罪宗ニ与スヘカラスト、両村一樣ニ申合セ、左右ニ事ヲ執計イ、今日マテハ一味ノ返答仕ラス、此旨志岐村御奉行ニ言上可仕處ニ、若上津浦ノ者トモ押懸狼ゼキ可仕歟ト用心シ、不思注進延引ス、斯ル處ニ御歴々大軍ヲ卒シ討出玉王ハ、吾々蘇生ノ大幸也、四郎ヲ始郷民トモ此猛勢ニ恐怖ヲナシ、無程降参仕ラン、尚又是ヨリ鷦子ノ辺ヘモ御人数ヲ分テ向ラレナハ、

味方ニハ勇氣ヲ添、敵ハ赤炎力ヲ落シ、何ノ手モナク易々ト御勝利必定ナラント実シヤカニ申ケレハ、三宅ヲ始、士大将何レモ安堵ノ笑ヲ含渠等力申旨ニ任セ、サラハ鷦子ヘ人数ヲ差向ヘシト、三宅藤右衛門ヲ大将トシテ、並河九兵衛・林又右衛門・砲長國枝清左衛門・中島与左衛門・古橋庄助、組ノ鉄砲六十挺、其外林小十郎・大野助左衛門等ノ騎馬十五人雜兵三百人余人ヲ引分テ、同九日本渡ヲ立テ、小鷦子ノ方へ進發ス、島子ト云ハ味方ノ陣ヨリ東北ノ方四・五里ヲ隔南ハ城嶺越戸側チ、北ハ江海蒼茫ト漾ヘ、東西ニ船組ノ石径通シ、且本渡・柄本ノ間一里余ノ遠干渴ヲ渉ル芻蕘鬼ノ往来ニテ、一騎打ノ切所ナレハ、一夫怒テ戰ヲ揮ハ万卒モ通リ難シ、僅ニ先箭一里ヲ隔テ、上津浦ニハ神敵猛虎ノ威ヲ震イ、勢漸九州ヲ呑テ充满タリ、斯ル地勢ヲ不レ弁、多カラヌ味方ヲ差向ケル、軍慮ノ程コソ覺束ナキ其ノミナラス、柄本ヘモ賊徒押寄ルト聞ヘシカハ、倡ヤ茲ヲ押ヘント岡鳴七郎左衛門ヲ將トシ、砲長柄本五郎左衛門ヲ差添ヘテ遣シケル、或日、鐵炮四十挺ヲ相添ルト云、而レハ外ニ一人足輕大将ヲ遣ケルカ未考肥前島原記二曰、柄本村ノ石原太郎左衛門ヨリ其子小太郎ヲ以、唐津

勢ヘ云越ケルハ、頃日一揆ノ方ヨリ申来リケルハ、若一味ナラハ其通ニテ召置ヘシ、左ナクハ押寄テ可討果ト云、此儀ヲ後ニ考ルニ、本戸ニ在ル唐津勢ヲ所々ニ分散セシメ、不意ニ可押掛トノ謀ト察セリト通達ス、依之何モ相議シ、返詞シケルハ、今太郎左衛門小勢ニテ在番無覚束、本戸ヘ越サレ可然ト云、而レトモ太郎左衛門・柄本ヲ明テ退シ事弓矢矢ノ道ノ恥辱也ト隨ハサリシカハ、岡鳴七左衛門・柄本五郎左衛門ヲ加勢トシテ遣ケルト云、又潮干ノ渡モ心許ナシトテ、鬼ノ池ト云處ニ前以遣置ケル人数ヲ引取テ、亀ノ河ヘ沢木七郎兵衛、砲長渡辺与次右衛門ヲ差遣シ、潮干ノ渡ノ押ヘトス、其外諸所ヲ見計イ二十人・三十人配分シテ、此所彼所ヲ守ラセシカハ、本渡ハ自ラ無勢也、寺沢家兵法ノ修練ナク、視觀察ノ眼ヲ不着ユヘ賊徒ニ欺レ敵ノ虚実ヲ不辨、唯是頑空ニ法モナク、守ル専處多ケレハ不レ寧カ、所ナシト孫氏ノ言的然ナリ、此時若賊徒手ヲ廻シ、海辺ヨリ潛ニ富岡ノ城ニ攻入ラハ、何レモ出軍ノ内ニテ、誰力防者アラン、易々ト城ニ入替テ、根ヲ堅セハ勇々シキ大事成ヘキニ、賊徒モ心ヤ着

54 サリケン、寄手ノ士卒ノ僥倖也、

征伐記二卷ニ曰、一揆ノ徒党打寄口々ニ申ケル中ニ、山善左衛門ト云者甚兵衛ニ向テ申ケルハ、唐津人數大勢ニテ本渡・鷦子ニ打出シ、上津浦ヘ寄ルト云、先ンヌル則ハ人ヲ制スルノ利アリ、イサ此方ヨリ出向討テ、勝負ヲ決セント、上津浦近辺ノ在々ラ烽火ス、是ヲ本渡ノ勢トモ方々ヘ散シヨキ、其蹠ヲ討シメタルト聞ヘシ、唐津勢ハ是ヲキヽ、内々サコソハ思イシトテ、アソコヘハ廿騎、爰工ハ三十騎、斥候ノ為ニツカワシケレハ、敵ノ處計ニ乗シテ本渡ニハ無下二人コソ無リケレト云、

寛永治迹卷之三終

南島原市文化財調査報告書 第二十二集

『寛永治迹（一）』

島原・天草一揆関係文献調査報告（一）

令和三年三月三十一日

発行

長崎県南島原市教育委員会

〒八五九一(四一二)
長崎県南島原市南有馬町乙一〇二三番地

印刷 謙早印刷株式会社